

合併効果を活かした公共施設の適正配置 及びマネジメントに関する調査研究

平成 25 年 3 月

茨 城 県 古 河 市
財団法人 地方自治研究機構

はじめに

急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する今日において、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような中で地方公共団体は地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化、公共施設の維持管理、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかななくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきました。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものです。

茨城県古河市では、耐震補強や経年劣化に伴う大規模な改修を必要とする公共施設が増加傾向にあり、これらに要する費用は、市政運営にとって大きな負担となることが懸念されています。

また、合併により同類公共施設の分布についても地域的にバランスを欠く配置となった施設もあることから、公共施設の適正配置を図るとともに効率的な維持管理を行うことが求められています。

このため、市の公共施設の配置状況や設置目的、利用者数や稼働状況、施設のライフサイクルを見据えたトータルコストや老朽化度合い等を分野別・施設別に分析し、今後の合併効果を活かした公共施設の最適な管理と利活用の最大化を考慮した施設の統廃合、適正配置について調査研究を行いました。

本研究の企画及び実施に当たっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただきました。

また、本研究は、日本財団の助成金を受けて、古河市と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

最後に、先の東日本大震災において被災された地域の日も早い復興をお祈りいたします。

平成 25 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹 治

目 次

第1章 古河市の概況.....	3
1 古河市の概況.....	3
2 行政の概況.....	11
第2章 古河市の公共施設の状況.....	33
1 調査対象とした公共施設の概要.....	33
2 公共施設の現状.....	37
3 公共施設に要する土地.....	42
4 公共施設の数・量.....	43
5 公共施設の築年数・構造・利用環境.....	46
6 公共施設に係る管理・運営.....	59
7 公共施設の利用状況.....	63
8 今後の公共施設の更新に係る費用.....	67
第3章 種類別にみた公共施設の現状と課題.....	73
1 市民文化系施設・産業系施設.....	73
2 社会教育系施設.....	80
3 スポーツ施設.....	85
4 学校教育系施設.....	90
5 子育て支援系施設.....	98
6 保健・福祉施設.....	104
7 医療施設.....	109
8 行政系施設（庁舎）.....	110
9 市営住宅.....	112
10 公園.....	116
11 その他の施設.....	118
第4章 地区別にみた公共施設の現状と課題.....	123
1 地区の状況.....	123
2 地区別にみた公共施設の整備状況.....	128
3 20地区の概況と公共施設の整備状況.....	131
第5章 合併効果を活かした公共施設の適正配置及びマネジメントのあり方	177
1 古河市の公共施設の現状と課題.....	177
2 古河市の公共施設を取り巻く環境.....	182
3 古河市における公共施設マネジメントの導入・推進の必要性.....	184
4 古河市における公共施設マネジメントの基本的考え方と目的.....	188
5 公共施設マネジメントを通じた公共施設改革の手法.....	192
6 公共施設マネジメントの導入・推進に向けたロードマップ.....	201
7 公共施設マネジメントの導入・推進に向けた条件整備.....	203
資料編 事例調査結果.....	209
1 事例調査の概要.....	209
2 調査結果.....	210
委員会・事務局名簿.....	221

第1章 古河市の概況

第1章 古河市の概況

1 古河市の概況

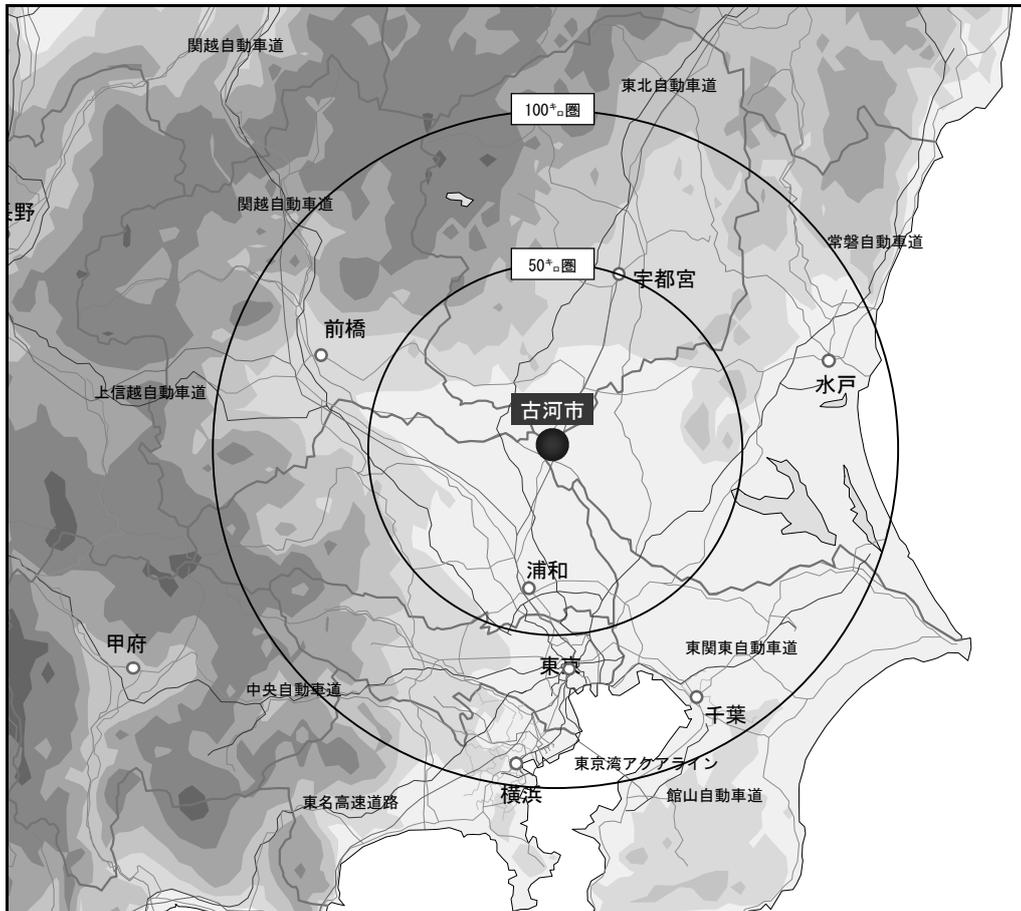
(1) 位置

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置しています。市西側が埼玉県、北側が栃木県、東側が結城市、八千代町、南側が五霞町・境町・坂東市と接しています。

東京やさいたま市、宇都宮市までの距離が50～60kmという地理的条件に加え、JR宇都宮線をはじめ、国道4号や新4号国道等の交通ネットワークが整備されていることから、さいたま新都心、小山、宇都宮との交流が盛んであり、近年、人口・住宅・工業化の集積が進んできました。首都圏や小山市、宇都宮市との人的・物的交流が盛んな状況にあり、首都圏に通勤・通学する市民や、他市町村からの通勤・通学者も多くいます。今後はJR宇都宮線の上野駅から東京駅までの延伸が予定されていることから、都心とのアクセスへの利便性はより一層向上することが期待されています。

こうした位置関係から、市民の多くが市内の公共施設だけではなく、首都圏や周辺市町村の公共施設も容易に利用できる環境にあります。

図表1-1 古河市の位置



資料：古河市資料等を基に作成

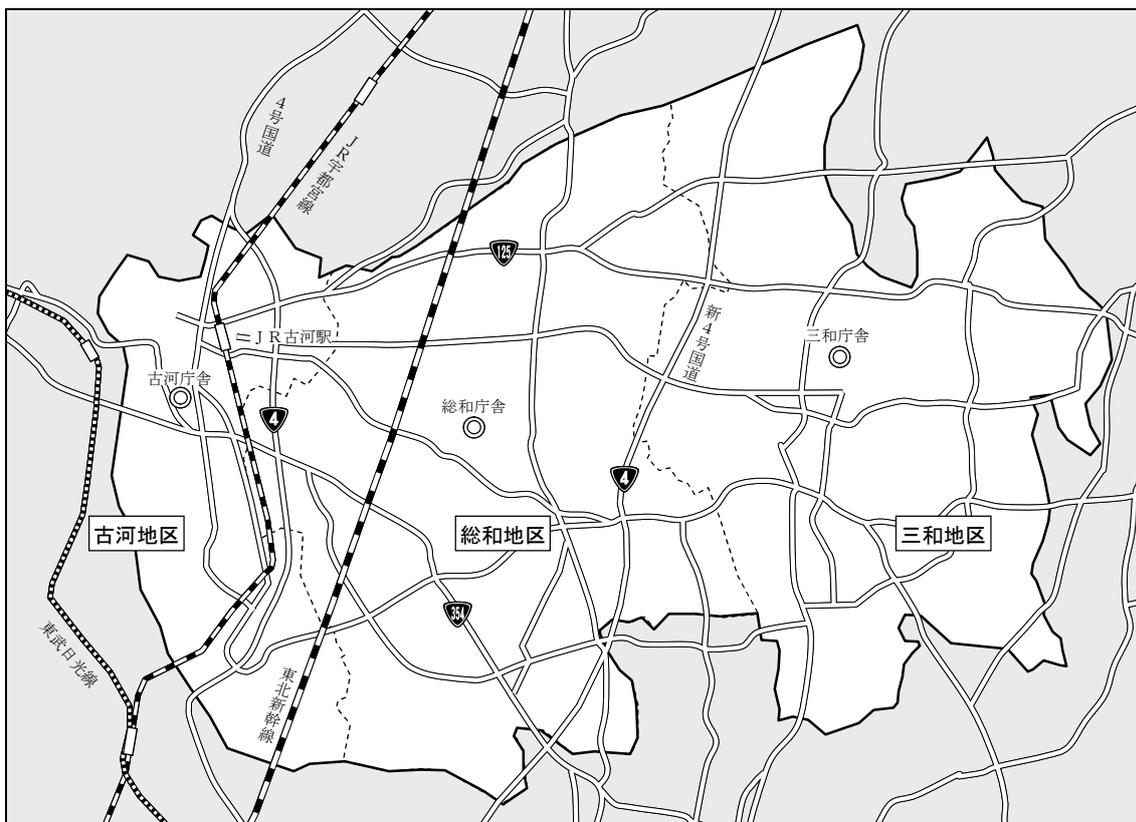
(2) 地形・地勢

本市の面積は123.58k㎡。北部地区でやや等高が高いエリアもみられますが、地形はほぼ平坦で、急な傾斜地等はほとんどありません。このため、公共施設の多くは平坦地に整備され、危険な傾斜地等に立地している施設はありません。また、全ての公共施設が徒歩や自転車での利用がしやすい状況にあります。

気候は首都圏の北東部に位置し、年間を通じて概ね温暖となっています。ただし、内陸部に位置するため、夏季の気温が高く、県内では毎年最高気温が記録される地域となっています。冬季は、北西からの季節風が強い日もみられ、市民の徒歩や自転車での移動に支障が発生する場合があります。夜間は氷点下を記録し、道路等が凍結することがありますが、年間を通じて降雪日は少なく、積雪することもほとんどありません。このため、台風や豪雨などの場合をのぞき、年間を通じて公共施設の利用は安定的に行える状況にあります。

市の南部は利根川が流下し、西部で渡良瀬川と渡良瀬遊水地に接しています。また、市内には宮戸川や西仁連側などの河川とそこから導水される用水路などが流れ、水と緑の豊かな地域環境を形成しています。

図表1-2 古河市の地形・地勢の状況



(3) 沿革・特性

現在の古河地域は、万葉集にも「麻久良我の許我の渡りのから楫の」、「麻久良我の許我こぐ船に君も逢はぬかも」の二句が詠まれており、古代から河川の舟運を背景に、人・物・文化の集積地として知られてきました。さらに、室町時代には関東（鎌倉）公方・足利氏が古河に本拠を構えてからは、関東における政治・経済・文化の要衝となり、こうした地域性が江戸時代以降も引き継がれています。

明治時代に入って、廃藩置県後は印旛県・千葉県を経て茨城県に編入されて現在に至り、平成17年9月に旧古河市・総和町・三和町が合併し、新古河市が誕生しました。この三市町は、江戸時代までいずれも下総国に属し、共通の歴史・文化を共有してきた経緯を持っています。現在は、古河地区の歴史資源を活かした都市観光、総和地区の工業力を活かした生産技術の向上、三和地区の農業力を活かした新たな農業形態の創出など、いずれも関東の中央に位置する環境とそれぞれに培ってきた地域の文化力を背景に新たなまちづくりの展開を図っています。

本市の歴史的沿革や文化特性のなかから、足利成氏、鷹見泉石、土井利勝・利位、永井路子等の政治・科学・文学等の人材が数多く輩出されてきました。こうした本市固有の政治・経済・文化を活かし、古河駅西部の中央町地区に歴史的街並みや博物館・美術館等の公共施設を整備した歴史・文化・観光ゾーンが形成されています。

図表1-3 古河市の歴史・地域特性

区分	地域特性
古河地区 (旧古河市)	<ul style="list-style-type: none"> 『万葉集』や『吾妻鏡』にも記載がみられ、室町時代には関東の政治・文化の中心地として繁栄し、江戸時代に入っても関東を代表する譜代藩として栄えた 明治時代に入って、廃藩置県により印旛県・千葉県へとうつり、明治8年に茨城県へ編入され、それ以後は、製糸業のまちとして発展 昭和25年に県内で4番目の市制施行 昭和30年の猿島郡新郷村との合併を経て、県西地方の中核的な都市として発展
総和地区 (旧総和町)	<ul style="list-style-type: none"> 中世には築田氏の本拠となり、江戸時代は北部が古河藩領、南部が関宿・壬生藩領となっていた 明治時代以後は、古河地区と同様に印旛県・千葉県を経て茨城県に編入された 昭和30年の猿島郡香取村、桜井村、勝鹿村、岡郷村の4カ村合併により総和村が誕生 昭和43年に町制を施行、新農村建設計画や工業誘致条例の制定、首都圏整備法の都市開発区域の指定、丘里・北利根両工業団地や駒羽根住宅団地の造成等により、純農村から田園工業都市的形態へと移行
三和地区 (旧三和町)	<ul style="list-style-type: none"> 中世には山川氏と深い関係を持ち、江戸時代は古河・関宿・壬生・峰山の各藩領が入り交じっていた 明治時代以後は、古河・総和地区と同様に印旛県・千葉県を経て茨城県に編入された 昭和30年の猿島郡幸島村、八俣村、結城郡名崎村の3カ村合併により三和村が誕生 昭和44年に町制を施行 農業を中心として発展し、首都圏近郊としての地域特性を活かし、都市近郊型の露地野菜や花き栽培等の新しい農業を展開 現在は、住宅開発の進展により、純農村型から農住混在型の地域構造に転換

資料：古河市

(4) 人口・世帯

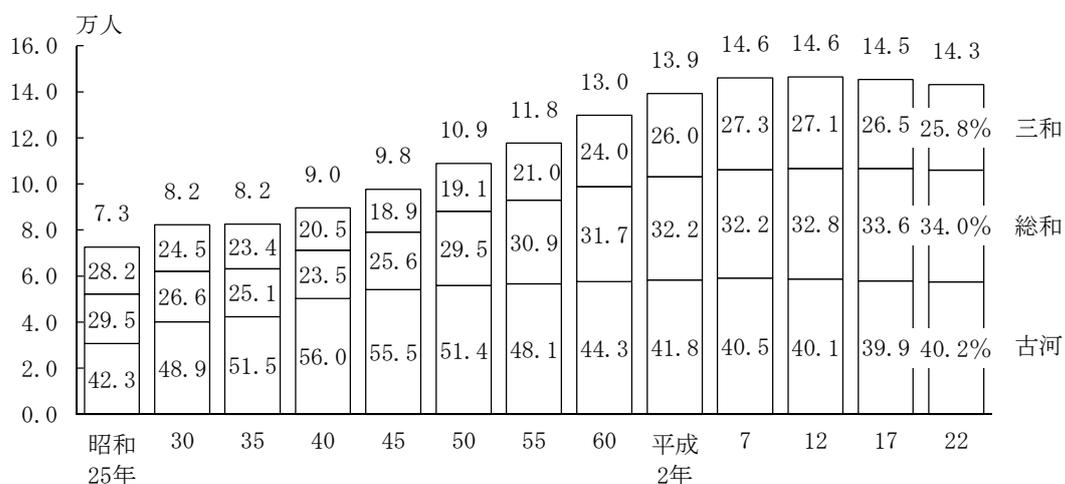
ア 人口・世帯の推移

平成 22 年の国勢調査結果をみると、本市の人口は 14 万 2,995 人、世帯数は 5 万 465 世帯となっています。本市は、古河地区（旧古河市）を中心に、製糸産業の発達に伴い明治期以降人口が急増しましたが、戦後は、首都圏地域のベッドタウンとして新たな人口の転入がみられ、平成 12 年までは人口増加が続きました。しかし、平成 12 年以降は、人口は横ばいに推移しています。地区別にみると、総和地区は増加傾向にあるものの、古河地区と三和地区は、平成 7 年をピークに減少傾向に転じています。地区別の人口構成比をみると、古河地区が 40.2%と最も多く、ついで総和地区が 34.0%、三和地区が 25.8%の構成比となっています。

人口増加している時代には、保育所や学校、地域の集会施設等の新たな公共施設の整備が必要となりますが、現在のように人口が安定した時代では、人口構造や家族構成の変化等に対応した、公共施設の質や機能の見直しが必要となってきます。

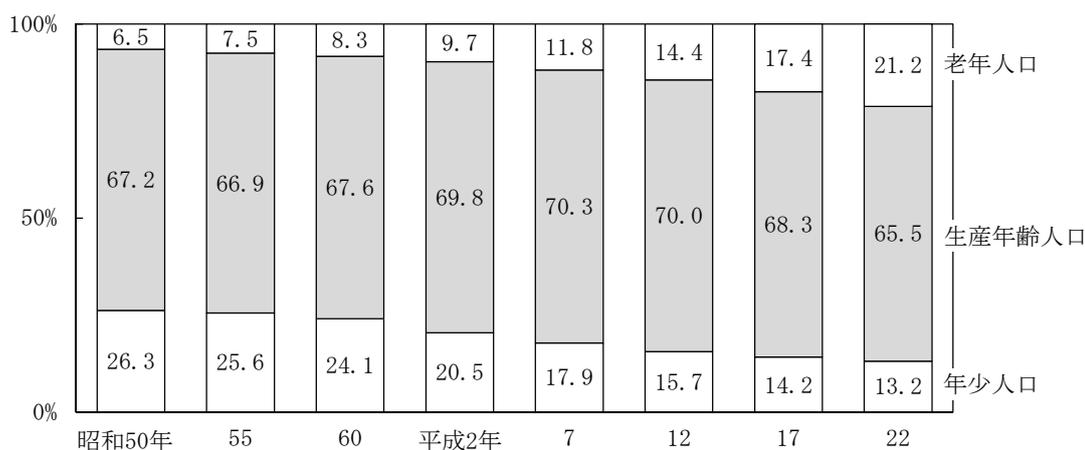
本市の人口構造をみると、国や県と比較するとその進行は緩やかですが、少子高齢化が着実に進行しています。14 歳以下の年少人口の割合と 65 歳以上の老年人口の割合は、平成 17 年に逆転しました。平成 22 年現在では年少人口 13.2%、生産年齢人口（15～64 歳）は 65.5%、老年人口は 21.2%となっています。人口が安定期にあるにもかかわらず、人口の構成比が変化をしている場合は、保育所や学校などの子どもに関係した公共施設の需要は小さくなり、反対に保健・福祉・医療などの高齢者に関係した公共施設の需要は大きくなってきます。また、本市の世帯数は増加傾向にありますが、核家族化の影響から 1 世帯当たりの家族数は減少傾向にあります。昭和 25 年当時は 5.6 人であった家族数は、平成 22 年現在では 2.8 人にまで縮小しています。育児や介護など、従来は家庭のなかで対応できた問題を社会的に対応していくことが求められます。子育て支援施設や介護施設等の社会ニーズに対応した公共施設の機能の充実も求められる現状にあります。

図表 1-4 古河市の人口の推移



(注) 平成 12 年以前は旧古河市、総和町、三和町の人口の合計
資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)

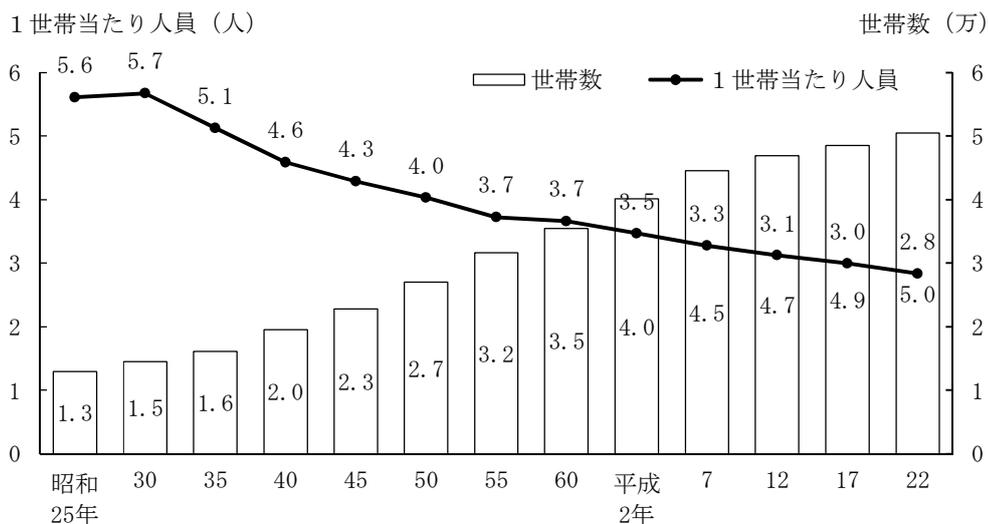
図表1-5 古河市の人口構造の推移



(注) 平成12年以前は旧古河市、総和町、三和町の人口の合計に基づく構成比。割合は小数点2位以下を四捨五入しているため合計は100%にならない

資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)

図表1-6 古河市の世帯の推移



(注) 平成12年以前は旧古河市、総和町、三和町の世帯数の合計

資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)

イ 将来人口

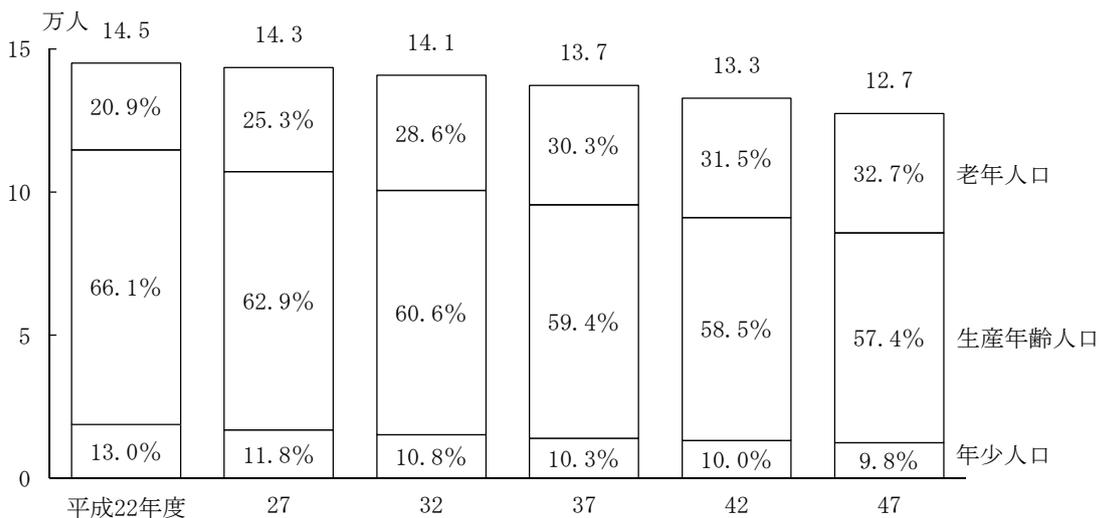
市では、長期的なまちづくりを進める観点から、本市の将来的な人口を推計しています。推計は今後の政策等の影響（例えば、新たな住宅団地ができて転入人口が増える、子育て支援策が充実して子育て世帯が増える等があります）は考慮せず、過去の本市の自然増減、社会増減等の推移と我が国の出生率や平均余命の公表値を基に推計値を算出しています。

推計結果をみると、本市の将来人口は減少傾向をたどることが予測されます。平成 27 年は約 14.3 万人、平成 32 年は 14.1 万人となり、平成 37 年以降は 14 万人を下回ることも考えられます。

人口の構成比をみると、少子高齢化の基調は今後も続きます。65 歳以上の老年人口の割合は、平成 27 年には 25% を、平成 37 年には 30% を超えることが予測されています。反対に、年少人口や生産年齢人口の割合は低下していくことが予測されます。

今後の公共施設の維持管理や整備については、こうした将来的な人口予測にも留意して進めていく必要があります。市の人口規模が小さくなると、施設の利用者が減少するだけでなく、税金などの市の歳入も小さくなります。使われない施設が増える一方で、施設の維持管理や整備にあてることができる経費が少なくなることを意味します。また、少子高齢化の今以上の進展にも配慮した公共施設の量や質の見直しを進める必要もあります。保健・福祉・医療・介護などの高齢化に対応した施設の充実が必要となる一方で、子ども数の減少に対応した施設数の見直しが求められます。しかし、子どもを安心して出産・子育て・教育できる環境の整備は重要であり、子育て関連施設や教育施設の質の拡充はこれまでと同様に求められます。また、市の将来的な発展も重要であり、人口増加などを目標に、市の将来ビジョンに向けた新規の公共施設の建設も検討する必要がでてきます。

図表 1-7 古河市の将来人口の推移（推計値）



(注) 平成 22 年度のデータは古河市による推計人口で国勢調査人口と異なる。割合は小数点 2 位以下を四捨五入しているため合計は 100% にならない

資料：古河市

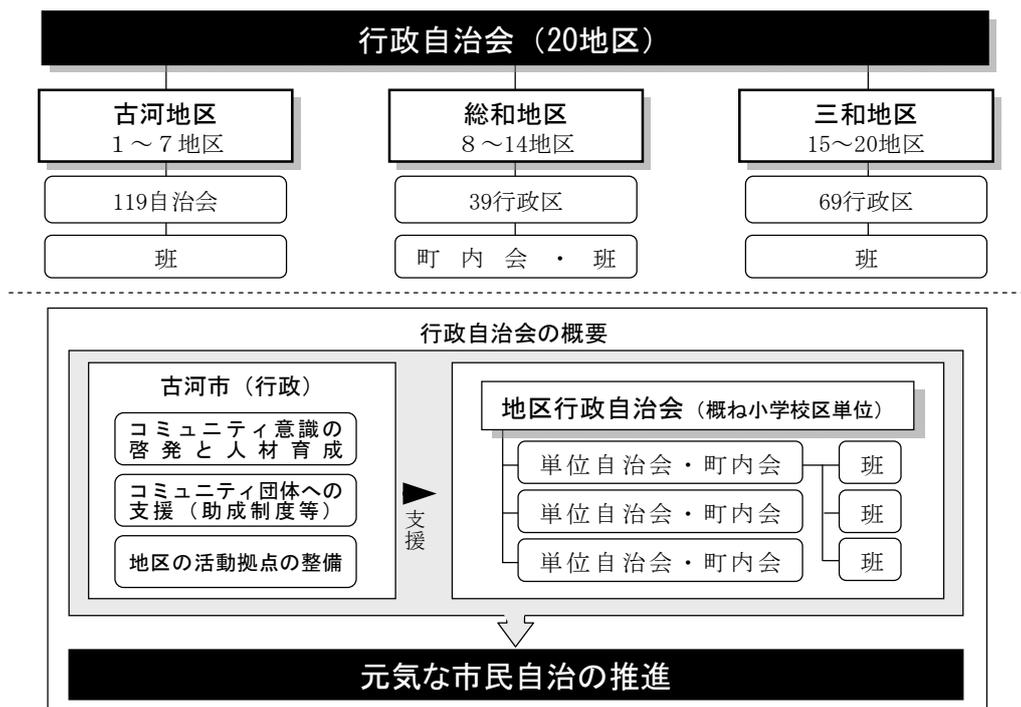
(5) 地域コミュニティ

地方分権の推進により、地域社会では自らの判断と責任により、地域の実情に沿った地域づくりを進めていくことが期待されています。こうした地域づくりを進めていくためには、地域協働の視点にたち、多様な住民の参加を可能とする地域コミュニティの形成が重要な条件となってきています。このため、古河市では自治組織等再編検討委員会の答申に基づき、旧3市町ごとに異なっていた自治組織を、平成20年に「古河市行政自治会」へと再編しました。市民の基本的な生活圏である小学校区、消防団区を基本に市域を20地区に区画し、平成24年度現在、市内全てに地区の行政自治会が設置されています。

現在、各行政自治会では、自治会長と行政区長で組織された連合団体として、年数回「地区長・副地区長会議」を開催し、各自治組織との情報交換や親睦推進を図るとともに、地区内での課題解消や要望等を取りまとめ、市との連絡調整を図っています。自治会長・行政区長視察研修や広報紙「行政自治会だより」の発行等の活動も行っています。夏祭り、ウォークラリー、安全パトロールなど独自の活動を行う地区も増加しています。また、地域コミュニティの基礎的組織は227団体あり、古河地区では「自治会」、総和・三和地区では「行政区」と呼ばれています。自治会・行政区は地域コミュニティの中核となる活動団体として、笑顔で暮らせる快適なまちづくりの実現に向け、さまざまな共同活動・自治活動を行っています。

こうした地域活動を推進するためには、地域社会のコミュニティ意識を高めていくことや、地域リーダーの育成等が必要になります。このため、市では行政自治会の自主的な活動を支援するための各種の施策を展開しています。こうした施策の一つとして行政自治会を単位とした活動拠点施設の整備を進めることとしており、現在、市内にコミュニティセンター等の拠点施設が6カ所整備されています。市では、平成28年度までに全ての地区に拠点施設を整備することを目標としています。

図表1-8 古河市の地域コミュニティの現状



図表 1-9 行政自治会と自治会・行政区の状況（平成 25 年 1 月現在）

地区	名称	自治会・行政区の名称
古河地区 (7区・119自治会)	第1地区 (36団体)	石町、紺屋町、二丁目、横山町、三丁目、一丁目牡丹会、四丁目、東杉並町、西杉並町、東代官町、西代官町、四丁町、田町、天神町、厩町、白壁町、仲之町、東片町、西片町、観音寺、台町、小砂町、桜町、三神町、長谷町、南長谷、江戸町、大工町、東鷹匠町、西鷹匠町、牧野地、弥生、西の台、長谷本町、グリーンパーク第一、東長谷
	第2地区 (18団体)	鍛冶町、北新町、八幡町、七軒町、南新町、昭和町、末広町、雷電一丁目、東原、原、元原、新原、旭ヶ丘、南下山町、ヴェルシティ古河、アプリKOGA、友愛コーポ、アイディーコート古河
	第3地区 (5団体)	旭、下山一丁目、下山二丁目、下三、住吉町
	第4地区 (22団体)	上町、中田町、茶屋町、中田新田一丁目、中田新田二丁目、中田新田三丁目、中田新田東、大山一丁目、大山二丁目、大山三丁目、大山四丁目、中田一丁目、さつきが丘、茶屋西町、青葉台、神明町、さくらが丘、希望ヶ丘、親和、中田新町、新大山、大山サンハイツ
	第5地区 (7団体)	中横、五丁目、栄、松原町、表新町、裏新町、鳥見町
	第6地区 (12団体)	雷電二丁目、三杉町、緑町、雷前、平和台、常盤台、静町、ルネ古河若葉、桃ヶ里、もみじヶ丘、新平和町、レヴィールエコステージ古河
	第7地区 (19団体)	新久田町、新久田三丁目、赤松町、鴻巣一丁目、鴻巣二丁目、駒ヶ崎、坂間町、鳥喰町、ひばりが丘、富士見町、ククヤ台、新久田県営アパート、光陽台、あけぼの台、坂間企業団地、東谷、けやき平、西赤松、グリーンヒル 998
総和地区 (7区・39行政区)	第8地区 (8団体)	上大野、稲宮、小堤、関戸、新町、新割、リパティヒル 135、のぞみ野
	第9地区 (7団体)	西牛谷、東牛谷、今泉、八幡町、東泉町、みどり野、東牛谷南町
	第10地区 (4団体)	上辺見、中辺見、女沼、フレッシュタウン
	第11地区 (4団体)	上辺見南町、下辺見、大堤、みずきの街
	第12地区 (4団体)	釈迦、磯部、駒羽根、駒羽根住宅団地
	第13地区 (7団体)	内水海、町水海、前林、砂井新田、上砂井、高野、北新町
	第14地区 (5団体)	久能、下大野、柳橋、葛生、久能せせらぎ
三和地区 (6区・69行政区)	第15地区 (14団体)	諸川下町、諸川新町、諸川大日前、諸川仲町、諸川上町一、諸川上町、諸川中央町、諸川東松原、諸川西松原、諸川西部、諸川台、五部、東諸川、新東諸川
	第16地区 (5団体)	上根、上和田、駒込、上片田、上片田宮前
	第17地区 (4団体)	下片田、大和田上、大和田下、新和田
	第18地区 (12団体)	仁連御辺、仁連下町、仁連上町一、仁連上町二、仁連上町三、仁連上町四、仁連上町五、仁連江口、仁連江口第二、宿、北山田、八俣新町
	第19地区 (19団体)	南、中里、新々田、大綱、米倉、清水、赤松、沼影、沼影第二、福原、小立野、小立野第二、笹原、谷貝北、谷貝中、谷貝南、山田、かし山、長左エ門新田
	第20地区 (15団体)	恩名下坪、古屋・松山、丸山、新立、下尾崎一、本田山、下尾崎二、瀬戸屋敷、並木、前新田、下内、加下間、江口、間中橋、間中橋南

2 行政の概況

(1) 主要な計画・条例等

ア 古河市総合計画

行政運営を総合的かつ計画的に進めるために、市町村の多くでは総合計画が策定されています。総合計画は、市町村の長期的な展望を示した最上位の行政計画で、市町村によって計画の構成が異なりますが、古河市では基本構想・基本計画・実施計画を策定しています。

合併後の古河市では、基本構想と平成23年を目標年次とする総合計画（前期基本計画）を平成19年に策定しました。基本構想及び前期基本計画に基づき、市では、旧3市町間の一体的なまちづくり、行財政力の大幅な向上、迅速な経済対策の実施、財政の健全化などを進めてきました。前期基本計画が平成23年度に終了するのを前倒して、平成22年度に市では、後継計画となる後期基本計画を策定しました。後期基本計画は、平成23年度から28年度を計画期間としており、本市の将来像である「風格と希望に満ちたいきいき古河」の実現を図るため、「暮らすまち」、「集うまち」を理念に、本市をグレードアップするための目標や施策を掲げています。

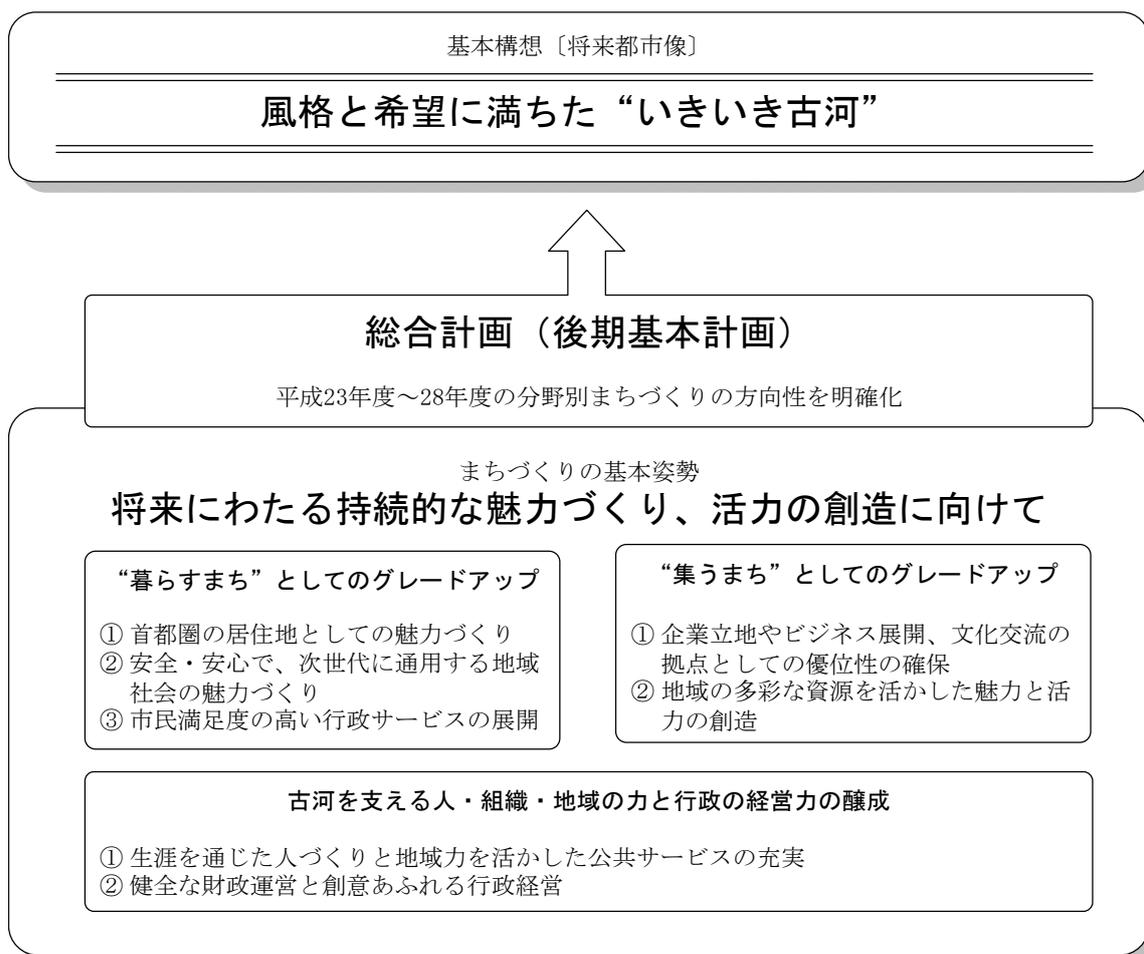
計画のなかでは、公共施設に係る施策・目標をさまざまな行政分野で進めることとしています。このなかで基本となる施策の一つが「公共施設の再編と市有財産の有効活用」です。公共施設の実態や将来需要予測を調査検討したうえで、公共施設の有効な活用方法の検討や適正配置を推進することとしています。また、老朽化している公共施設については、計画的に保守・修繕を行い、長寿命化を図ることとしています。

図表1-10 総合計画（後期基本計画）における公共施設に係る主な施策

区分	目標	概要
公共施設の再編と市有財産の有効活用	庁舎のあり方の検討	効率的で機能的な行政が展開できるよう、今後における庁舎のあり方について検討を進めます。
	公共施設の適正配置	公共施設の実態調査や将来需要予測を検証したうえで、施設の有効な活用方法の検討や適正配置を推進します。また、老朽化した必需施設については、計画的に保守・修繕を行い、長寿命化を図ります。
	市有財産の有効活用	市有財産の適正な管理のもと、未利用地の活用と処分などを推進し、財源確保に努めます。
コミュニティ活動に取り組むやれ環境づくり	地区の活動拠点の整備	行政自治会の地区の範囲を単位とした活動拠点の整備を進めます。 目標：活動拠点（コミュニティセンター等）6箇所 → 20箇所
バリアフリーの推進	公共施設におけるバリアフリーの推進	安心して公共施設に訪れることができるよう、施設等の老朽化に対応するとともに、バリアフリー化を推進します。
保育サービスと子育て関連施設の充実	保育施設の充実	子育ての環境をより安全にするべく、老朽化している保育所への対応として、保育所の改築をはじめとした保育施設の充実や耐震補強を進めます。
	日赤跡地の活用	古河赤十字病院の移転にともない、返還により市所有となる跡地利用について、子育て関連施設の整備を進めるなど効果的な活用を図ります。
生涯学習施設の整備と効果的な管理・運営	公民館等施設の整備充実及び利用促進	公民館等施設の老朽化にともない、修繕計画を策定しながら施設整備を図り、利用環境の保全と安全性の向上に努めます。また、平成23年度に完成予定の地域交流センターをはじめ、公民館等施設の充実と利用促進を図ります。
学校施設・設備・備品の充実と維持管理	学校施設の整備（改築・耐震化）	安全・安心な教育環境を提供するため、校舎等の改築や耐震化を早急な課題として、学校施設の整備を推進します。 目標：校舎・体育館等耐震化率 72.5% → 95.0%

区分	目標	摘要
学校給食施設の整備と衛生管理・効率の運営	学校給食センターの整備・推進	安全・安心の学校給食の提供や、食育を通して子どもたちの健康を育むため、学校給食センターの整備・推進をします。
スポーツ施設の充実と有効活用	スポーツ施設の充実	利用者の利便性を高めるため、各スポーツ施設の整備充実を図ります。
	施設の適正な管理と有効利用の推進	古河体育館、ふれあいスポーツセンターなど整備改修を行い、施設の長寿命化を進め有効利用を図ります。ゴルフリンクス、交流センター、中央運動公園、テニスコート、サッカー場、野球場など各施設の適切な管理、整備修繕を行い、有効な利用を図るとともに、学校体育施設の開放を推進します。
文化交流・活動拠点の充実	総合的文化施設の整備	新しい古河文化を創造する拠点として、市民活動の交流の核となるよう、古河駅東部土地区画整理事業地区内に総合的文化施設を整備していきます。
	地域交流センターの運営	古河駅西口地区横山町地先に、観光客や地域住民の相互交流の場となる「地域交流センター」を整備し、観光・歴史・文化資源や市民活動の情報発信を行い、市内外に誇れる魅力あるまちづくり活動の拠点として活用します。
市内回遊の魅力づくり	観光基盤の整備と資源の保存や創出	歴史や文化施設、渡良瀬遊水地などの豊富な観光資源を活かし、従来の観光ルートに加え、自転車を利用し、より広範囲への回遊を推進するとともに、観光客用のトイレ整備を図ります。
商・工・農の連携	道の駅の整備・運営	道の駅の早期完成を目指し、商工農の多様な魅力を広報する情報発信機能の強化、直売所や物産施設などにおける新たな流通・販売経路の展開により、地場農産物や市の特産品などの販売拡充を図ります。
上水道の計画的な維持管理と効率的な経営基盤の維持	老朽管の更新	更新計画に基づき、石綿セメント管の更新を進めていきます。
	浄水場施設の更新	安定した取水を行うために、老朽化した取水設備の更新を進めていきます。
公共下水道の整備と普及促進	污水管渠の整備	事業認可区域内の污水管渠の整備を推進し、下水道の普及を図ります。
	雨水処理機能の充実	雨水貯留施設、雨水管渠、都市下水路の整備により、雨水処理機能の充実や雨水の地下還元を図ります。
	処理場等増改築	污水処理場・中継ポンプ場の処理機能確保のため、下水道施設の長寿命化計画を策定し、処理施設の改築更新を実施します。
	下水道維持管理	管渠・公共樹・污水処理場等の下水道処理施設の適切な維持管理を実施します。
効果的な生活排水処理の推進	農業集落排水施設の整備	農業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備を行い、生活環境の改善を図ります。また、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設や管路を整備します。
適正なし尿処理の推進	し尿処理施設の維持管理	老朽化した渡良瀬処理場の計画的な修繕・効率的な更新を行い、適切な運転管理及び施設の延命化・合理化を図ります。
斎場の適正な整備と維持管理	斎場の整備、充実	斎場施設の点検や補修を行い、施設の維持、管理に努めます。
ごみ処理施設の整備と維持管理	ごみ処理施設の整備と維持管理	定期修繕など適切な維持管理により老朽化が進む古河クリーンセンターの延命化を図るとともに、長期的・広域的な視野で施設整備の検討を行います。
防災施設・設備の整備・充実	防災施設の充実	安全安心な避難場所を確保するため、緊急避難場所の整備、公共施設の耐震診断や耐震補強を図ります。
	災害時資材の整備	飲料水や耐震性貯水槽の整備を推進します。また、各種資機材・備蓄品の整備を進めます。
計画的な公園・緑地の整備と市民と協働による維持管理	公園や緑地の整備	総合公園パークフロント地区について災害時の避難場所、救援活動の拠点、イベント時の臨時駐車場等多目的に使用できる広場としての整備、ハナモモやもみじ等の植栽工事を実施します。また、住民の居住状況に対応しながら、古河駅東部土地区画整理地区内の公園整備を進めていきます。
	公園の管理、運営の充実	遊具等の点検及び植栽の剪定を行い、安全に安心して遊べるよう公園の整備を図ります。また、地域住民とともに多様な管理、運営を検討します。

図表1-1-1 基本構想の将来都市像と総合計画（後期基本計画）の方向性



イ 古河市自治基本条例

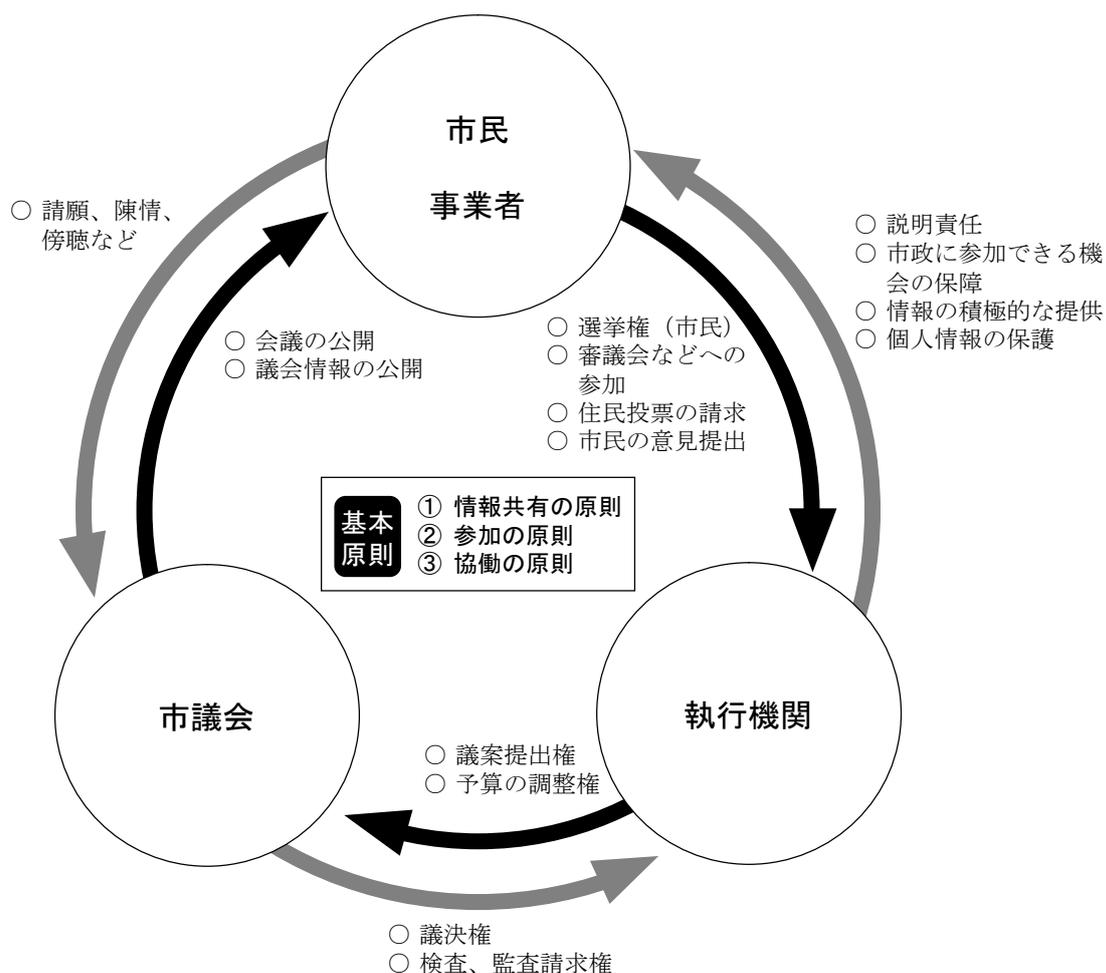
自治基本条例は、「自治体の憲法」とも言われており、近年、さまざまな自治体において、その地域における自治の基本原則や基本理念、行政の基本ルールなどを規定した条例が制定されています。

古河市では基本構想及び前期基本計画の策定（平成19年）にあわせて、平成20年5月、「自治基本条例」の策定に着手し、市民からの意見等を反映した「古河市自治基本条例」を平成21年10月1日に制定しました。

本条例は、本市の最高規範として位置づけられており、新しい自治を始めるための仕組みづくりとして、3つの基本原則である①情報共有の原則、②参加の原則、③協働の原則の3つを明記しています。今後の市政運営やまちづくりは、本条例の理念・手続に基づき、市民・事業者と市議会、執行機関（市長、教育委員会等の行政委員会）がそれぞれの役割と責任に応じて連携・協力を進めていくことになっています。

今後の市内の公共施設の維持管理や改修、新規の整備についても、自治基本条例の理念や基本原則に基づいて進めていく必要があります。

図表 1-12 古河市自治基本条例の考え方



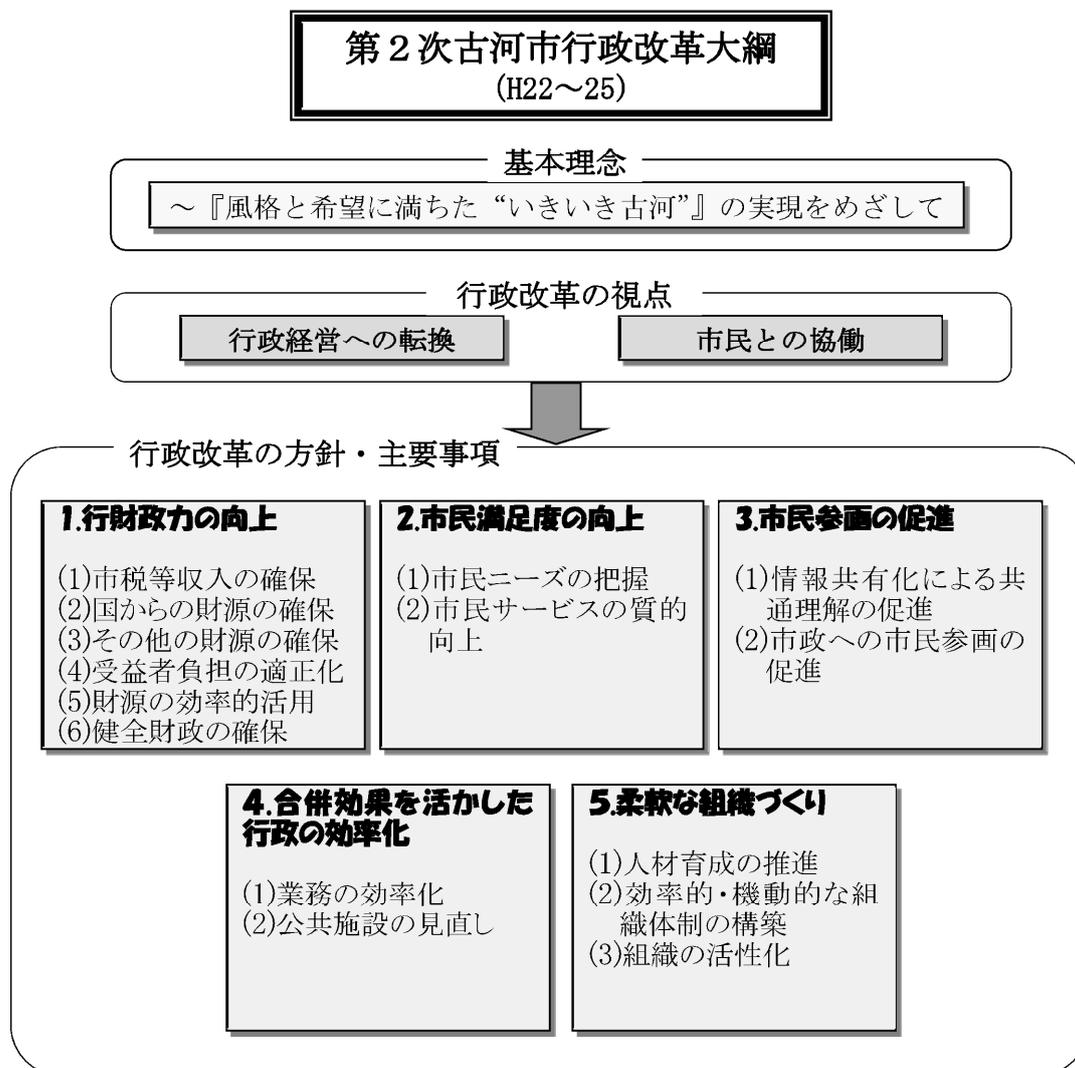
ウ 行政改革大綱

行財政を取り巻く環境は、国、地方とも一段と厳しい状況にあり、限られた経営資源のもとで、地方分権、市民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するためには、行政改革の推進によって簡素で効率的・効果的な行政体制を確立する必要があります。このような状況を踏まえ、本市では行政改革を総合的、計画的に進める観点から、平成 18 年 3 月に「古河市行政改革大綱」及び「古河市集成改革プラン」を策定しました。本大綱では、「『風格と希望に満ちた“いきいき古河”』の実現を目指して」を目標に、合併によるスケールメリットも活かしながら住民サービスの向上と行財政資源の有効活用を図ってきました。

「第 1 次行政改革大綱」の成果を継続的に推進するため、市では、平成 22 年 8 月に「第 2 次古河市行政改革大綱」を策定しました。推進期間は平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間で、「100 億円の財源増額確保」を目標に、これまで進めてきた行政改革をより一層強化した積極的な取組を進めることとしています。市税等の収入確保を通じた行財政力の向上に加え、市民満足度の向上や市民参画の促進など、市民との合意形成や市民参加・協働の取組を通し、質の高い行政サービスを実現するための改革を目指すこととしています。このためには、「合併効果を活か

した行政の効率化」が不可欠であり、こうした観点から行政改革の一環として「公共施設の見直し」を進めることとしています。

図表 1-13 古河市行政改革大綱の概要



資料：古河市「第2次古河市行政改革大綱」（平成22年8月）

(2) 財政

ア 歳入・歳出の概況

平成 23 年度に本市の歳入総額は 555 億 994 万円、歳出総額は 537 億 6,893 万円となっています。

地方自治体の会計は、大きくは一般会計と特別会計に区分することができます。一般会計は、福祉、教育などの市民を対象に広く行われる事業を包括的、一般的に経理する会計のことをいいます。これに対して、特別会計は、公平性の観点などから特定の収入（例えば利用者から徴収する水道料金などがあります）をもって、特定の事業を行う場合に設けられる会計をいいます。古河市には公共下水道事業、農業集落排水事業、ゴルフ場事業、古河駅東部土地区画整理事業、片田南西部土地区画整理事業、公共用地先行取得の 6 つの特別会計が設けられています。

平成 23 年度の歳入総額のうち、一般会計は 492 億 1,611 万円で、歳入総額全体の 88.7% を占めています。一方、特別会計は 62 億 9,384 万円で、11.3% の割合となっています。歳出については、一般会計が 477 億 1,486 万円（88.7%）、特別会計が 60 億 5,408 万円（11.3%）となっています。

図表 1-14 古河市の平成 23 年度の歳入・歳出の状況（決算額）

（単位：千円）

区分	歳入		歳出		差残額	
	総額	構成比 (%)	総額	構成比 (%)		
一般会計	49,216,106	88.7	47,714,855	88.7	1,501,251	
特別会計	特別会計合計	6,293,837	11.3	6,054,078	11.3	239,759
	公共下水道事業	4,285,869	7.7	4,153,754	7.7	132,115
	農業集落排水事業	997,062	1.8	957,026	1.8	40,036
	ゴルフ場事業	114,229	0.2	98,927	0.2	15,302
	古河駅東部土地区画整理事業	569,348	1.0	546,684	1.0	22,664
	片田南西部土地区画整理事業	191,701	0.3	162,059	0.3	29,642
	公共用地先行取得	135,628	0.3	135,628	0.3	0
合計	55,509,943	100.0	53,768,933	100.0	1,741,010	

資料：古河市

イ 歳入（普通会計）

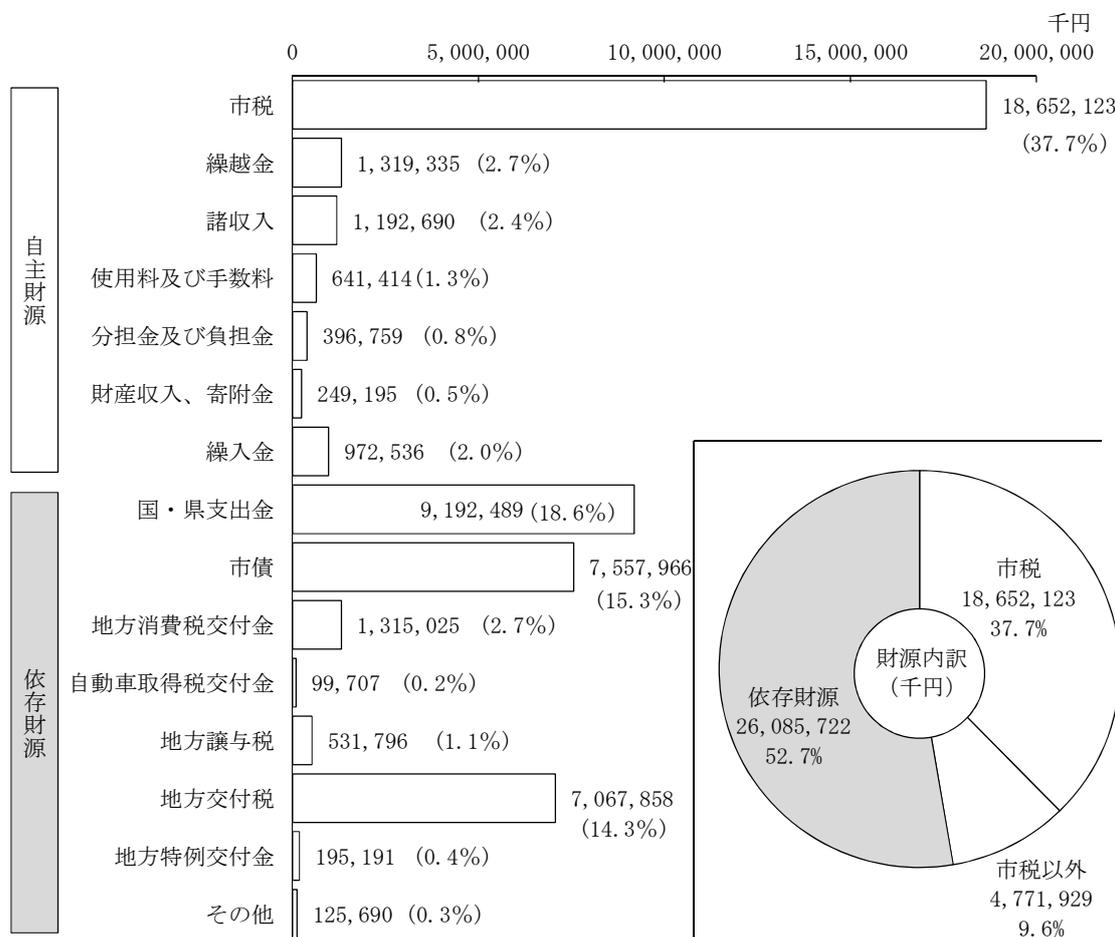
一般的な行政活動のなかには、上記の一般会計と特別会計の両方が財源として利活用されています。こうした一般的な行政活動の歳入・歳出を把握するための方法として、普通会計が算出されています。

平成 23 年度の普通会計の歳入決算額は 495 億 977 万円で、内訳をみると、最も割合が高いものは自主財源である「市税」で、186 億 5,212 万円、歳入全体の 37.7% を占めています。次いで、「国・県支出金」の 91 億 9,249 万円（18.6%）、「市債」の 75 億 5,797 万円（15.3%）となっています。「市債」は、市民利用施設、公園、道路などの公共施設の整備に充てられる財源となっています。また、施設利用者等から徴収する「使用料及び手数料」は 6 億 4,141 万円（1.3%）となっています。

合併後の普通会計の歳入決算額の推移をみると、平成 21 年度までは歳入総額が増大する傾向にありました。しかし、平成 22 年度以降は減額傾向を示しています。歳入を自主財源（市税や収入等）と依存財源（国・県等からの交付金や市債）に分けてみると、平成 17 年度は自主財源の割合が 6 割

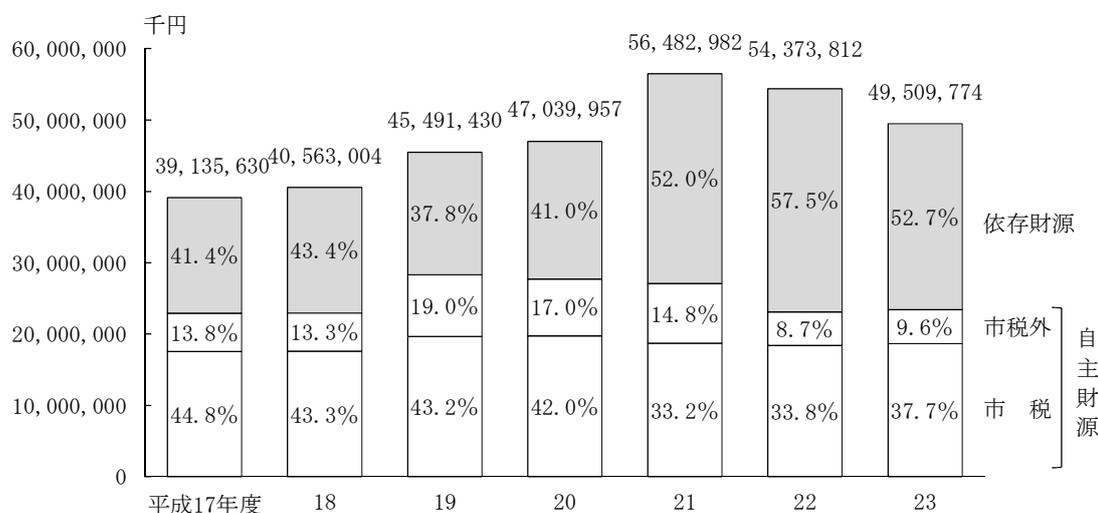
近くありましたが、その後は一時的に高くなったものの、相対的に自主財源の割合が低くなり、平成21年度以降は依存財源の割合が5割以上となっています。

図表1-15 普通会計歳入額の内訳（平成23年度）



資料：古河市

図表1-16 普通会計歳入決算額の推移



資料：古河市

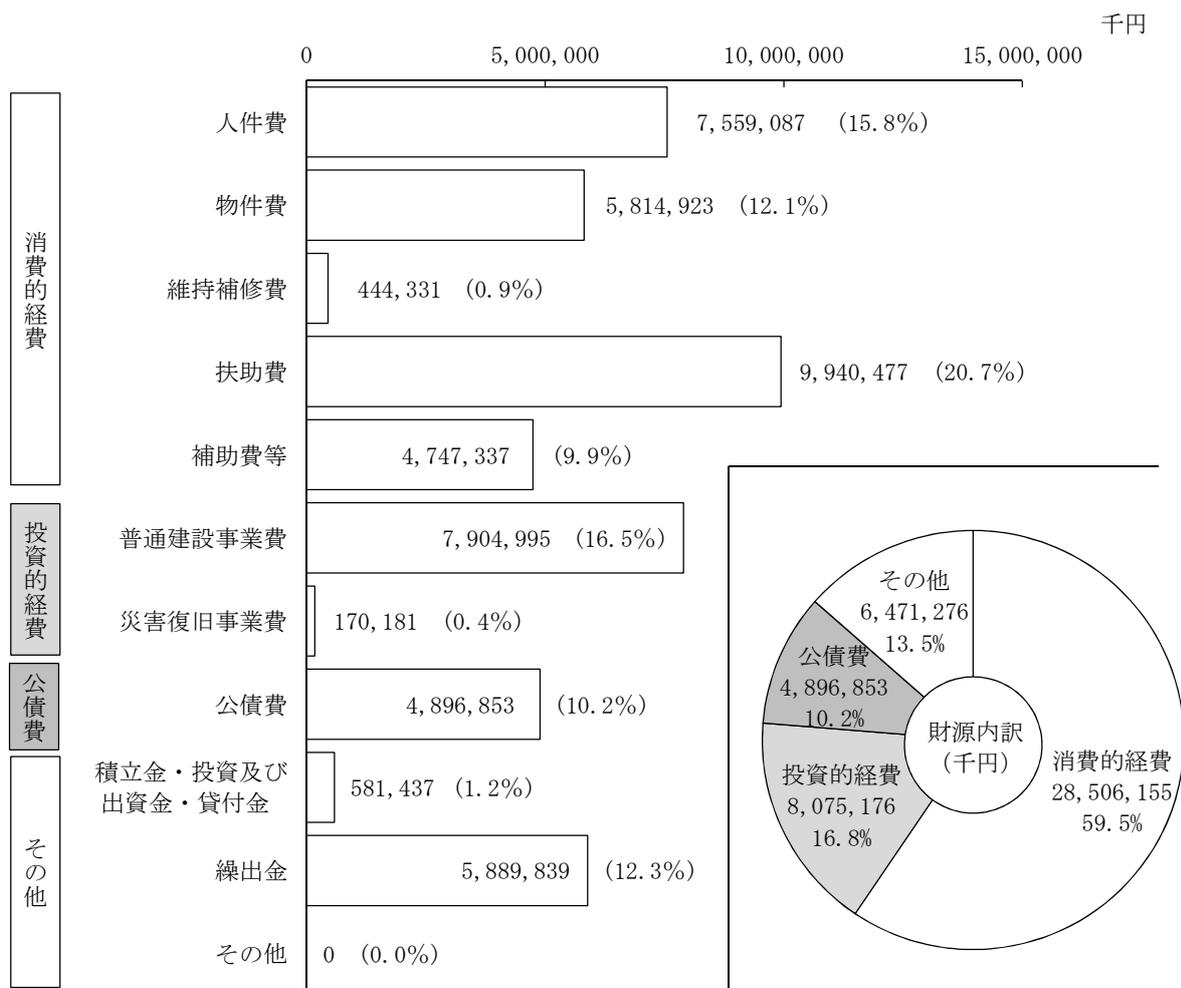
ウ 歳出（普通会計）

平成 23 年度の普通会計の歳出決算額の内訳をみると、大きくは、消費的経費、投資的経費、公債費、その他に区分できます。このうち、消費的経費は行政サービスを実施していくための人件費や扶助費などが該当します。これに対して、投資的経費は道路や上下水道のような社会資本整備や学校や行政施設のような公共施設の建設などに充てられる支出をさし、普通建設事業費、災害復旧事業費などに区分されます。

歳出額をみると、最も割合が高いものは消費的経費である「扶助費」で、99 億 4,048 万円、歳出全体の 20.7%を占めています。扶助費は住民福祉を支えるための経費で、生活保護をはじめ、子どもや高齢者、障がい者などの福祉事業などのために支出する経費をさします。次いで、投資的経費である「普通建設事業費」の 79 億 500 万円（16.5%）となっています。

合併後の普通会計の歳出決算額の推移をみると、平成 21 年度までは歳出総額が増大する傾向にありました。しかし、平成 22 年度以降は減額傾向を示しています。

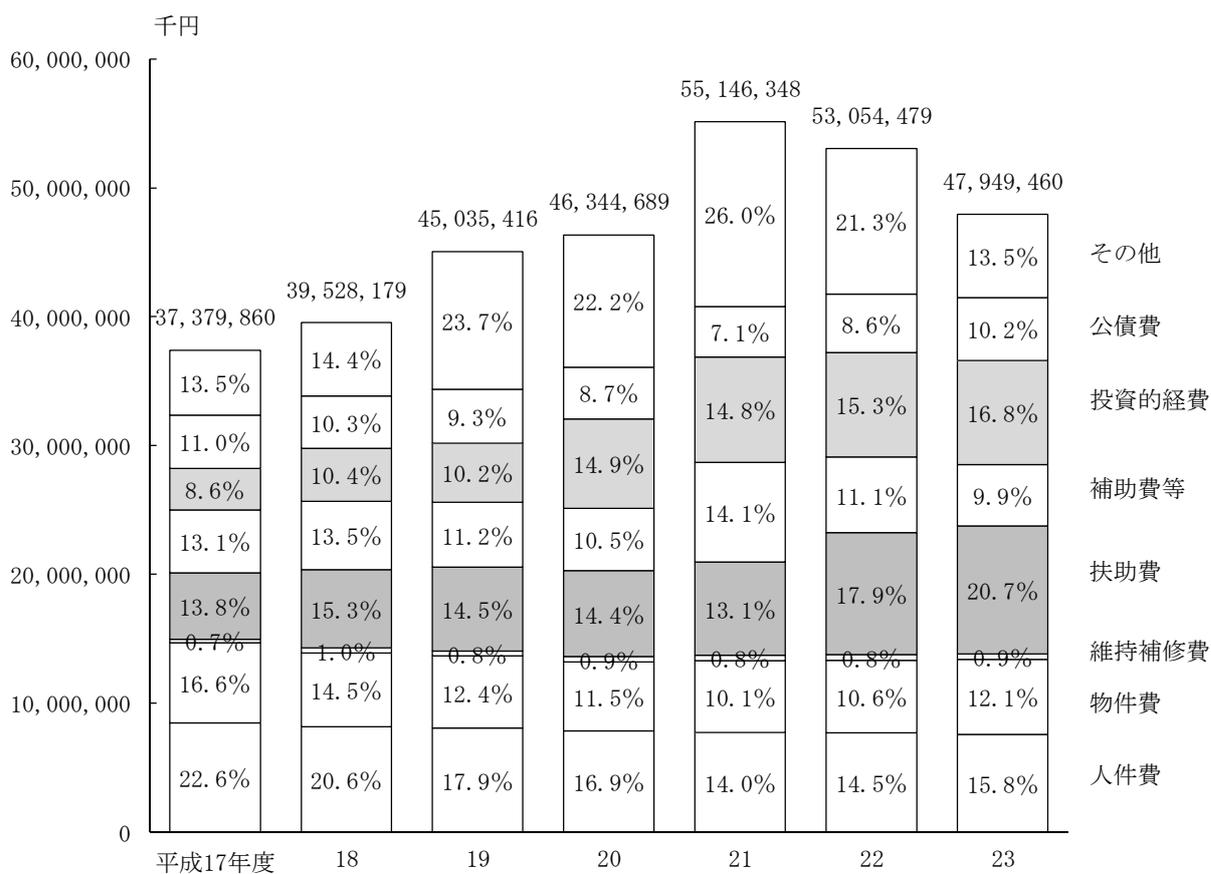
図表 1-17 普通会計歳出額の内訳（平成 23 年度）



(注) 経費の構成比 (%) は小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない

資料：古河市

図表1-18 普通会計歳出額の推移



(注) 歳出の構成比(%)は小数点2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない
資料：古河市

エ 地方交付税交付金

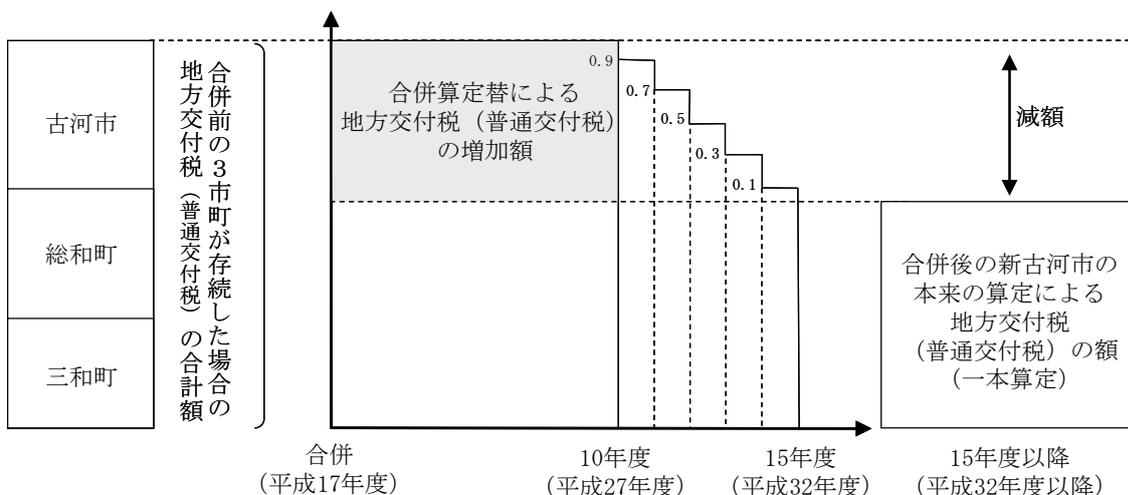
一般会計の歳入のなかに「地方交付税」という費目があります。これは「地方交付税交付金」のことで、平成 23 年度では、歳入決算額全体の 14.3%を占めており、市財政の基幹的な財源の一つとなっています。

地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全国どこの市町村に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう地方自治体の財源を保障するための制度です。毎年、国が各自治体の基準財政需要額（標準的な水準の行政を行うために必要となる一般財源額）と基準財政収入額（地方自治体が標準的な状態で徴収しうる税収等の額）を算出し、需要額に対して収入額が不足する場合、その不足額を地方交付税交付金として交付しています。

古河市は平成 17 年に 3 市町が合併して誕生しました。合併後の新古河市に交付される交付金の額は、旧 3 市町ごとの交付金の合算額より少なくなります。基準財政需要額の算定では、市町村合併によって自治体の事務事業の効率化が進むことを想定しており、これに合わせて交付税総額が減少するためです。しかし、合併直後から事務事業の効率化等の効果が直ちに現れるわけではありませので、合併年度を含めた 10 年間は、合併前の旧市町村ごとに計算した額の合算額が交付額となるのが制度化されています。しかし、合併後 10 年を経過すると、交付金の額は 5 年間をかけて調整され、15 年後には特例措置が終了します。古河市の場合は、平成 32 年にはこの特例措置が終了し、交付金の総額が今より減額されることが予想されています。

公共施設の整備などの市の施策を検討する際には、将来的な財政の見通しに留意した取組が必要であり、古河市の場合には、平成 32 年度までに行政のムダやムリを解消し、効率的で効果的な行政を行えるような改革が必要となってきます。

図表 1-19 地方交付税（普通交付税）の今後の変化



資料：総務省資料等を基に作成

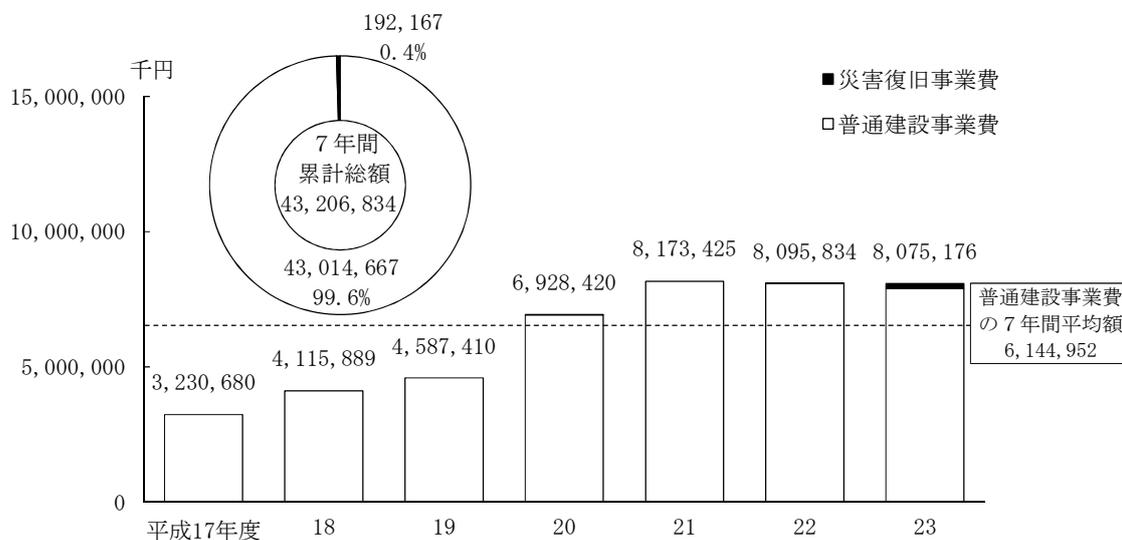
オ 投資的経費

道路、公園、学校、市営住宅の建設等、将来的な資本形成に向けられる支出を投資的経費といいます。投資的経費は、さらに普通建設事業費及び災害復旧事業費に区分できます。普通建設事業費は公共施設の建設や用地取得などに向けられる投資的経費をいい、公共事業費とも呼びます。災害復旧事業費は、地震などの災害で被害を受けた公共施設等の機能の復元に向けられる投資的経費をいいます。

平成23年度の投資的経費の総額は80億7,518万円で、内訳は普通建設事業費が79億500万円、災害復旧事業費が1億7,018万円となっています。平成17年以降の投資的経費の推移をみると、毎年、普通建設事業費の額が増加しています。これは、市道整備や学校施設の耐震化等を推進したことによるものです。また、平成20年、22年、23年度は災害復旧事業費が発生しています。このうち平成23年度分は東日本大震災の被害等に対応するためのものです。

新市となってからの7年間の投資的経費の累計額は432億683万円で、内訳は普通建設事業費が430億1,466万円(99.6%)、災害復旧事業費が1億9,217万円(0.4%)となっています。このうち普通建設事業費の単年度当たりの平均額は61億4,495万円となっています。これをみると、道路、公園、学校などの公共施設の整備(施設建設や用地取得等)には、毎年61.5億円程度必要であったことがわかります。

図表1-20 古河市の投資的経費の推移



資料: 古河市

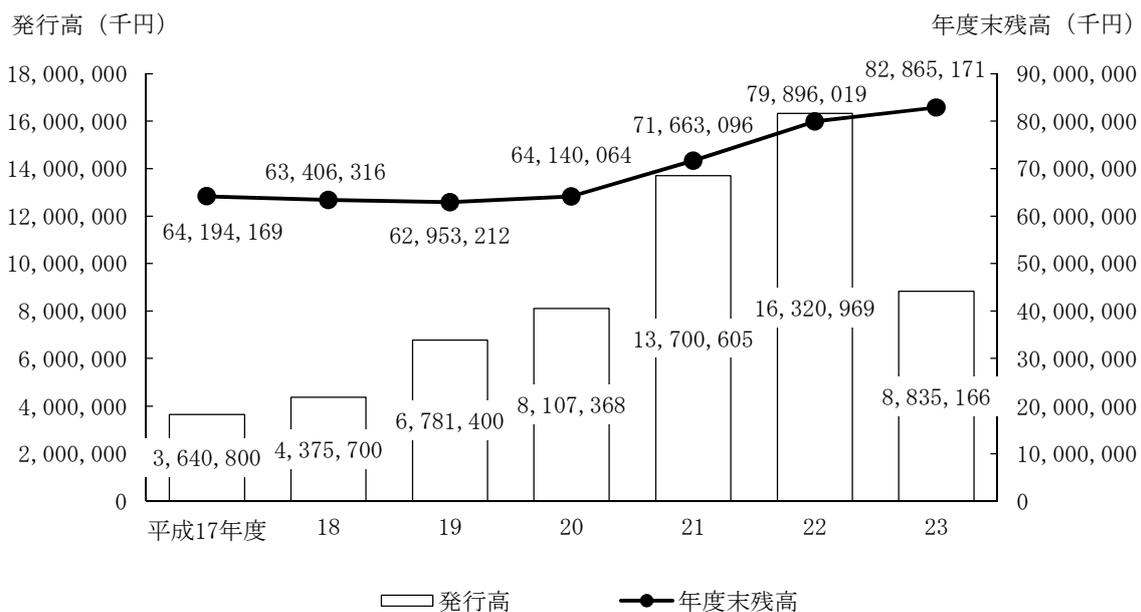
カ 市債残高

一般会計の歳入のなかに「市債」という費目があります。市債は、市民利用施設、公園、道路などの身近な公共施設の整備や福祉施設の整備等に必要な資金の一部を、将来の世代にも負担してもらうために発行する債券です。また、歳出のなかに「公債費」という費目があります。市債は国・県・金融機関等からの長期の借入金ですから、これらを毎年計画的に返済していく必要があります。公債費は、市債の返済ための費用をいいます。

本市の市債発行の推移をみると、合併後は発行高が増え、特に平成 21 年度、22 年度の発行高は 100 億円超の規模となっています。本市では合併特例法に基づき、新市建設計画に基づく事業の経費等に対して、平成 27 年度までの 10 年間に 486.8 億円分の市債を発行することが特例で認められています。こうした市債を合併特例債といいます。合併特例債も市債の一種ですから今後返済が必要となってきます。しかし、合併特例法では返済金である元利償還金の 7 割を地方交付税（普通交付税）で措置されることが制度化されています。したがって、この制度を有効に活用するため、市では合併特例債を発行して、企業誘致基盤整備（幹線道路整備等）、都市交通整備（道路環境整備等）、環境安全対策整備（エレベーター、防犯カメラ設置等）、学校施設改修（耐震補強化等）等を進めています。合併後に市債残高が増えた原因はここにあります。

平成 23 年度の市債の発行高は 88 億 3,517 万円で、未償還の年度末の市債残高は 828 億 6,517 万円となっています。これを市民 1 人当たりで見ると 57.3 万円の市債残高となっていることになります。公共施設の整備には市債の発行は必要不可欠なものですが、市債の償還には、後年度の長期間の負担が必要となりますから、安易な市債の発行は将来世代へ負担を先送りすることになってしまいます。市債の発行と未償還の市債残高にも留意した公共施設の整備を進めていく必要があります。

図表 1-21 古河市の市債発行高及び年度末における未償還市債残高の推移



資料：古河市

(3) 公有財産

市（行政）が所有する不動産、動産などの財産を「公有財産」といいます。これらの財産は地方自治法の規定にしたがい、「行政財産」と「普通財産」に分類されて管理されています。

「行政財産」は、市が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とする「公用財産」、市民の皆さんの一般的な利用を目的とする「公共用財産」とがあり、公用財産として、庁舎、消防施設などの行政施設が、公共用財産として、学校、市民文化施設、図書館、市営住宅、公園などの市民利用型の施設があります。

これに対して、「普通財産」は行政財産以外の公有財産をいいます。行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、市が一般私人と同等の立場で所有するものです。行政財産は原則として貸し付けなどの処分が禁止されていますが、普通財産は貸し付けなどの方法で有効に活用することが可能となっています。

平成23年現在、市の公有財産は、土地234万3,529㎡、建物（総延床面積）40万8,254㎡となっています。内訳をみると、公用財産（行政財産）は土地26万1,648㎡（11.2%）、建物8万2,934㎡（20.3%）、公共用財産（行政財産）は土地190万8,037㎡（81.4%）、建物32万3,444㎡（79.2%）、普通財産は土地17万3,843㎡（7.4%）、建物1,876㎡（0.5%）となっています。土地、建物ともに公共用財産の占める割合が高く、特に学校は土地の31.1%、建物の48.1%を占めています。

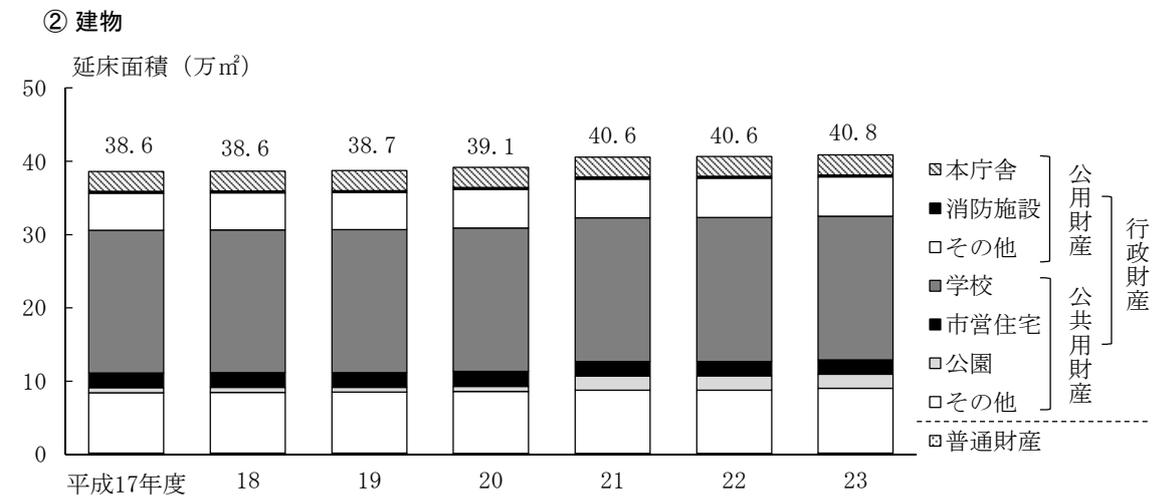
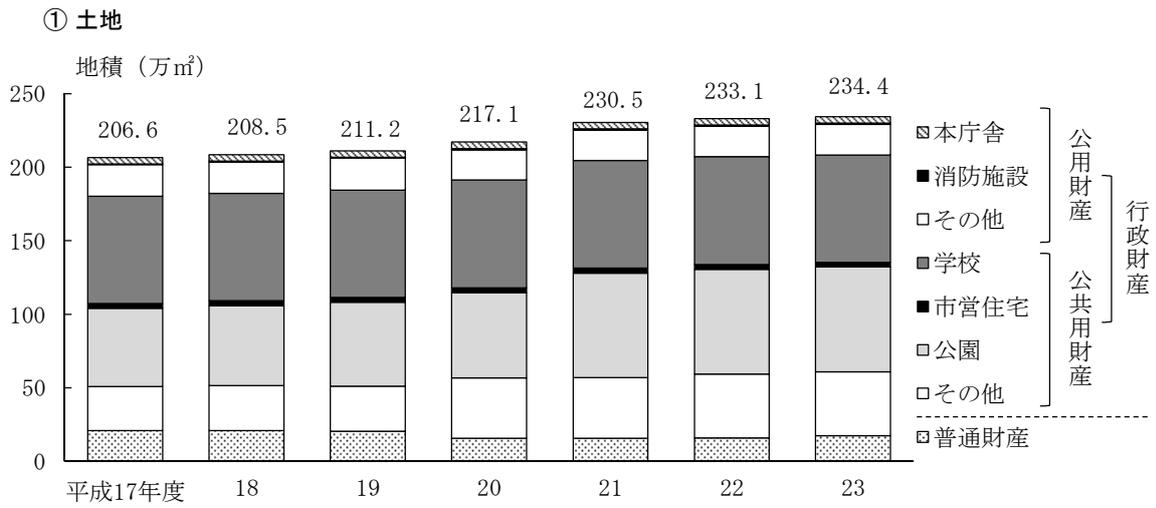
合併後の公有財産の推移をみると、土地については増加する傾向があり、平成17年度当時と比較すると27万7,460㎡、13.4%の増加となっています。これは主として中央運動公園を取得したことが理由にあげられます。これに対して、建物についてはほぼ横ばいで推移しています。

図表1-22 公有財産の状況（平成23年）

区分		土地		建物		
		地積（㎡）	構成比（%）	延面積（㎡）	構成比（%）	
合計		2,343,528.75	100.0	408,253.81	100.0	
行政財産	公用財産	計	261,648.24	11.2	82,933.91	20.3
		本庁舎	44,666.42	1.9	27,101.84	6.6
		消防施設	8,011.43	0.4	2,775.96	0.7
		その他	208,970.39	8.9	53,056.11	13.0
	公共用財産	計	1,908,037.24	81.4	323,443.59	79.2
		学校	728,337.66	31.1	196,415.48	48.1
		市営住宅	30,547.24	1.3	19,544.90	4.8
		公園	715,671.02	30.5	19,410.31	4.7
その他	433,481.32	18.5	88,072.90	21.6		
普通財産	計	173,843.27	7.4	1,876.31	0.5	
	宅地	120,061.26	5.1	1,876.31	0.5	
	雑種地	41,287.21	1.8		0.0	
	山林	5,507.60	0.2		0.0	
	田	2,491.00	0.1		0.0	
	その他	4,496.20	0.2		0.0	

資料：古河市

図表 1-23 公有財産の推移



(4) 行政組織

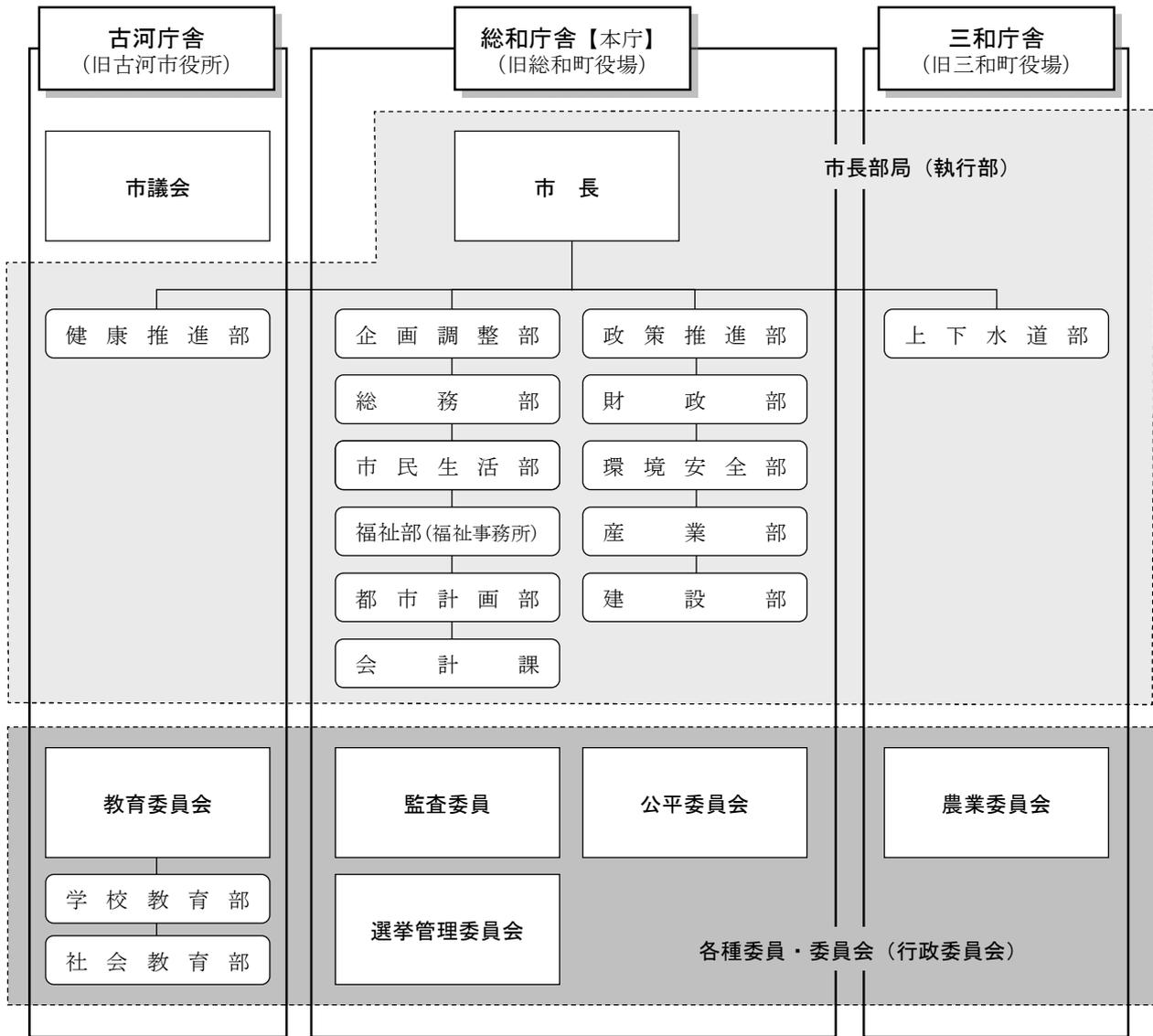
地方自治法では、市町村には執行機関として市町村長及び各種委員会・委員が置かれることになっています。このうち執行機関である市町村長の下に、住民の皆さんがイメージする市役所、町村役場といった行政組織が置かれています。また、委員会・委員は政治的中立性や専門性を確保するために設置されるもので、教育委員会や選挙管理委員会などがあります。

行政組織をどのように編成するかは、将来的なまちづくりの推進や市民ニーズに対応した適切な行政サービスを効果的・効率的に実施するうえで極めて重要な事項となっています。近年、国や地方自治体では大きくなりすぎた行政組織のムダを削減し、効率的な行政組織を再編するための行政改革を進めてきています。

古河市では、平成17年の合併後は、「古河市行政改革大綱」（平成18年策定）や「第2次古河市行政改革大綱」（平成22年策定）に基づき、限られた財源や人材を最大限に有効活用するため、簡素で効率的な組織づくりを進めてきました。平成17年の合併前は旧3市町の合計で21部96課6室あった行政組織が見直され、6部30課が削減されて、平成23年現在、15部66課14室へ再編されています。

古河市では合併前の旧3市町の庁舎を有効活用するため分庁方式を採用しています。分庁方式は、合併市町村で多くみられる庁舎の活用方法で、複数の庁舎の1ヵ所を本庁として定め、本庁には市町村長をはじめとする管理部門を配置し、その他の庁舎には行政各部門を配置する方式をいいます。また、各庁舎には支所機能として住民が利用する窓口的な機能も配置されます。古河市では、現在、本庁は総和庁舎に置かれ、市長をはじめ企画調整部、政策推進部、総務部、財政部、市民生活部、環境安全部、福祉部（福祉事務所）、産業部、都市計画部、建設部、会計課、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会が、古河庁舎には健康推進部、教育委員会（学校教育部、社会教育部）、市議会が、三和庁舎には上下水道部、農業委員会がそれぞれ配置されています。3つのそれぞれの庁舎では証明書の発行などの市民向けの窓口業務も行われています。

図表 1 - 2 4 古河市の行政組織の概要



資料：古河市例規集等を基に作成

(5) 職員

行政を円滑に運営し、市民に満足される行政サービスを提供していくためには、市（行政）職員の能力の確保や適正な人員確保が必要となります。

平成24年度現在の本市の職員総数は938人で、内訳は特別行政職（副市長職など。市長から任免され特定の職務を行うための職員をいいます）4人、一般行政職934人となっています。このうち、一般行政職の部門別職員数の内訳をみると、一般管理465人、福祉環境関係222人、教育部門128人、公営企業等会計部門119人で、職員平均年齢は43.4歳となっています。なお、この職員数のなかには、小中学校の教員は茨城県職員のため含まれていません。また、広域消防部門等の職員は、一部事務組合（古河市と周辺自治体が共同で行政サービス等を行うことを目的として設置する組織をいいます）の所属となるため、これらの職員数も含まれていません。

市では、行財政改革の一貫として、市職員の定数管理計画を定め、計画的な職員の採用・配置を進める観点から、定員管理目標を定めています。条例に定める一般行政職の定員数は1,093人、定員管理目標数は941人となっていますが、平成24年度現在の職員数は、条例定員数を大きく下回る状況にあり、また、定数管理目標も達成されている状況にあります。

合併後の職員数の推移をみると、新市の実情に即した職員数の見直しが行われており、計画的な職員数の削減が進められています。新規採用を見合わせると、職員が高年齢化することが心配されます。本市では、職員の平均年齢は平成19年度までは上昇傾向にありましたが、団塊世代の退職に合わせて新規職員の採用等も進めており、その後の平均年齢は若返り傾向を示しています。

部門別の職員数をみると、一般管理部門の職員数は旧3市町時代では500人を超えていましたが、事務事業の効率化や適正配置等を通じて、平成24年度では465人にまで減少しています。また、市民ニーズや人口構成の変化などによって、行政サービスの需要は大きく変化していきます。代表的なものでは少子高齢化による行政サービスの見直しなどがあげられます。福祉環境関係の職員数は横ばい傾向にありますが、教育部門の職員数は減少傾向を示しています。

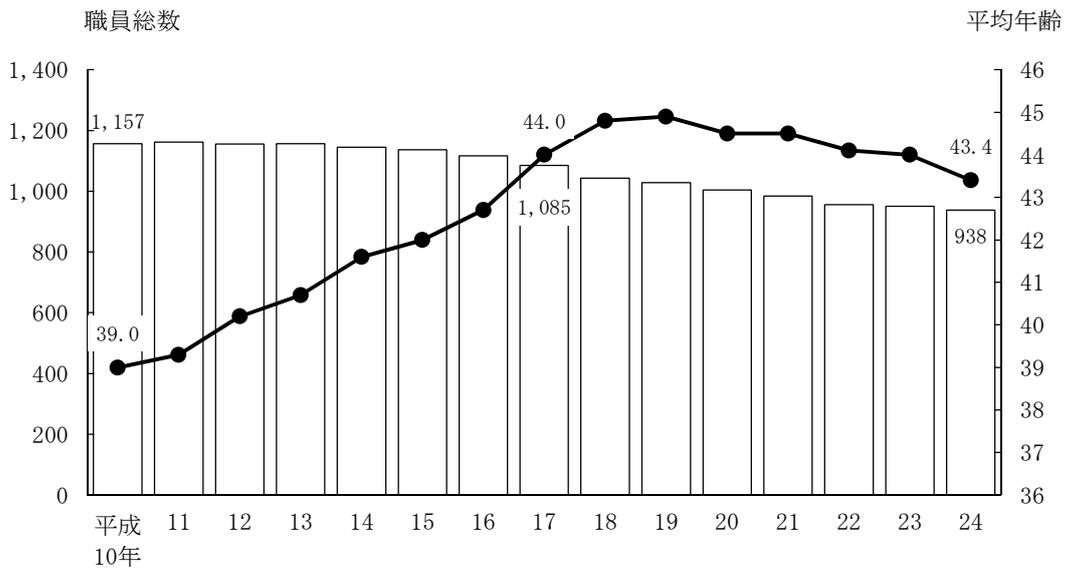
県内の他市町村の職員数との比較をみると、本市では職員数の適正化が他市町村よりも先行している現状にあります。人口1万人当たりの職員数は、市部平均で79.1人、町村部平均で99.4人となっていますが、本市は66.6人となっており、平均値を大きく下回っています。今後は、職員一人ひとりの能力・資質を高めることや、職員の能力を引き出すための適正な配属や職場環境の整備などが必要となってきます。

図表1-25 市職員の状況（平成24年度現在）

職員総数	職員数内訳		一般行政職の部門別職員数内訳					参考		
	特別行政職	一般行政職	一般管理	福祉環境関係	教育部門	消防部門	公営企業等会計部門	一般職定員数	一定員管理目標	職員平均年齢
938	4	934	465	222	128	0	119	1,093	941	43.4

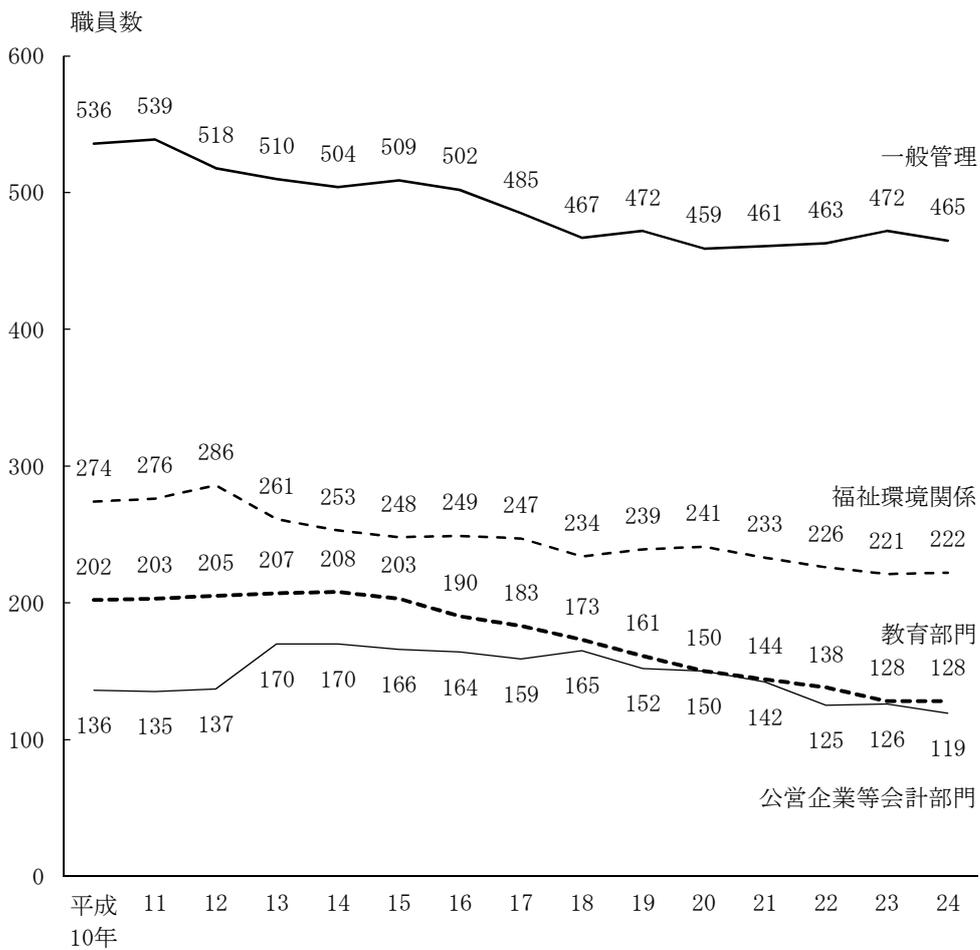
資料：古河市

図表 1-26 職員の総数及び平均年齢の推移



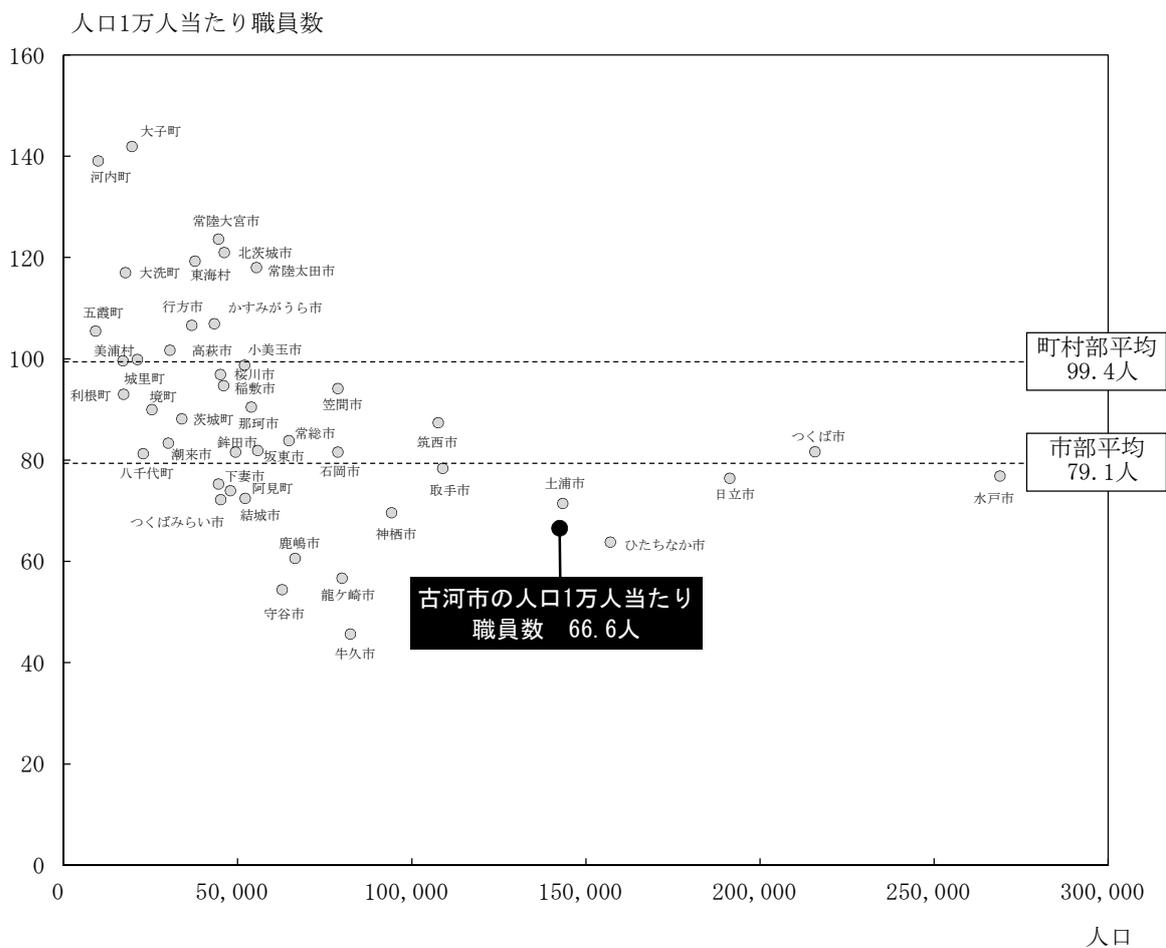
資料：古河市

図表 1-27 一般行政職の部門別職員数の推移



資料：古河市

図表1-28 茨城県内の人口規模別にみた人口1万人当たり市町村職員数



(注) 職員数は平成24年3月現在、人口は平成23年10月現在

資料：茨城県地域支援局市町村課「県内市町村等の職員数の状況」(平成24年3月16日)、茨城県企画部統計課「茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)」(平成23年10月1日)を基に作成

第2章 古河市の公共施設の状況

第2章 古河市の公共施設の状況

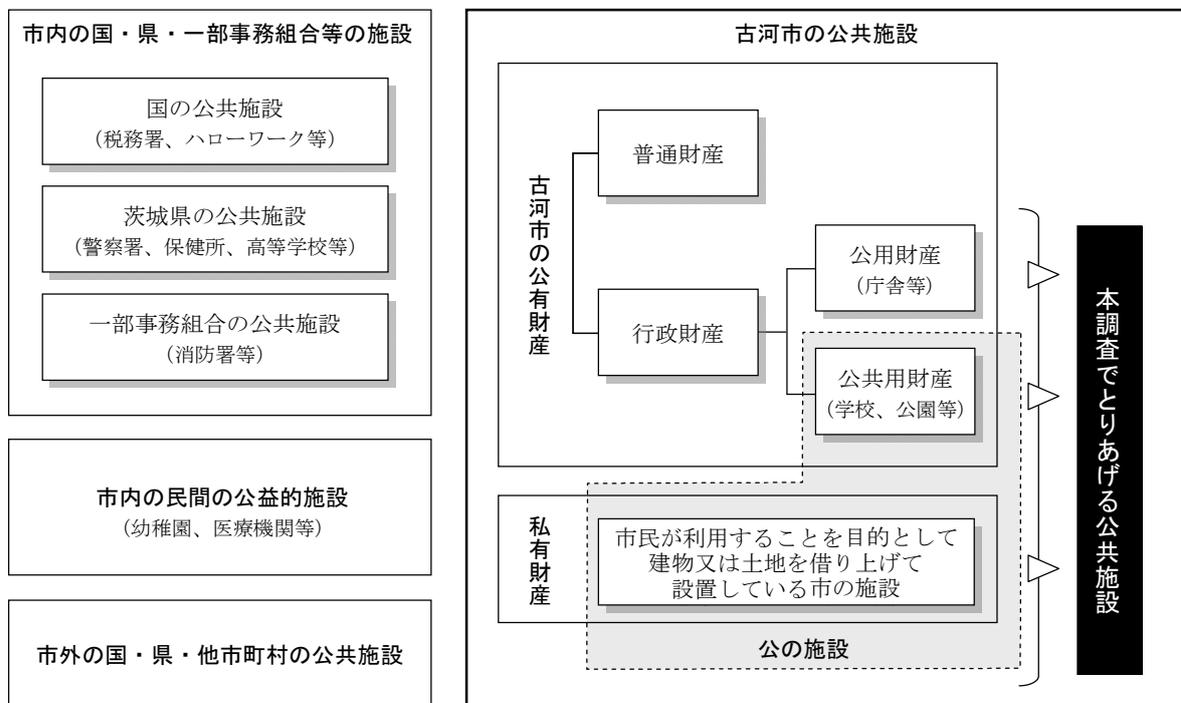
1 調査対象とした公共施設の概要

(1) 公共施設の範囲

「公共施設」の定義は広狭さまざまなものがあります。施設を所有・管理・運営する立場からみると、市内には、市の公共施設以外にも、国の施設（簡易裁判所、税務署、ハローワーク、陸上自衛隊駐屯地等）、茨城県の施設（警察署、保健所、高等学校等）、古河市と周辺の市町村と共同で設置している施設（消防署等）などがあります。また、市民の利用面からみると、市外にも国・県・他市町村が設置した公共施設で、古河市民が利用可能な公共施設が存在します。民間の施設でも、公益的な目的で設置・運営されている場合は、公共施設に準じて扱われる場合があります（私立の学校や幼稚園などの教育施設、民間病院や老人ホームなどの医療福祉施設等）。

こうした考え方を整理したものが、下記図表です。今回の調査研究では、市民が関係する市内・市外のさまざまな公共施設のうち、市内に設置された古河市の公共施設を対象とします。古河市の公共施設の多くは、市が土地・建物を所有している公有財産となっています。第1章でみたとおり、古河市の公有財産は大きくは行政財産と普通財産とに区分できますが、今回の調査では主に行政財産に該当する公共施設を対象とします。行政財産は、庁舎等の公用財産と学校、公園等の公共用財産とに区分されますが、この二つに該当する公共施設の多くを調査の対象としました。

図表2-1 公共施設の範囲



(2) 公共施設の種類

市が保有する公共施設の種類をみると、庁舎等の行政系の施設、学校などの教育施設、さらに道路、橋りょう、上下水道といった社会基盤施設まで、さまざまな種類の公共施設があります。

公共施設は、行政目的や実施する行政サービスの内容によって分類することができます。本調査では、こうした観点から、大きくは下記の、「ア 市民生活と関係が強い公共施設」、「イ 市民生活の基盤となる公共施設」の2つに分けて分析を行います。

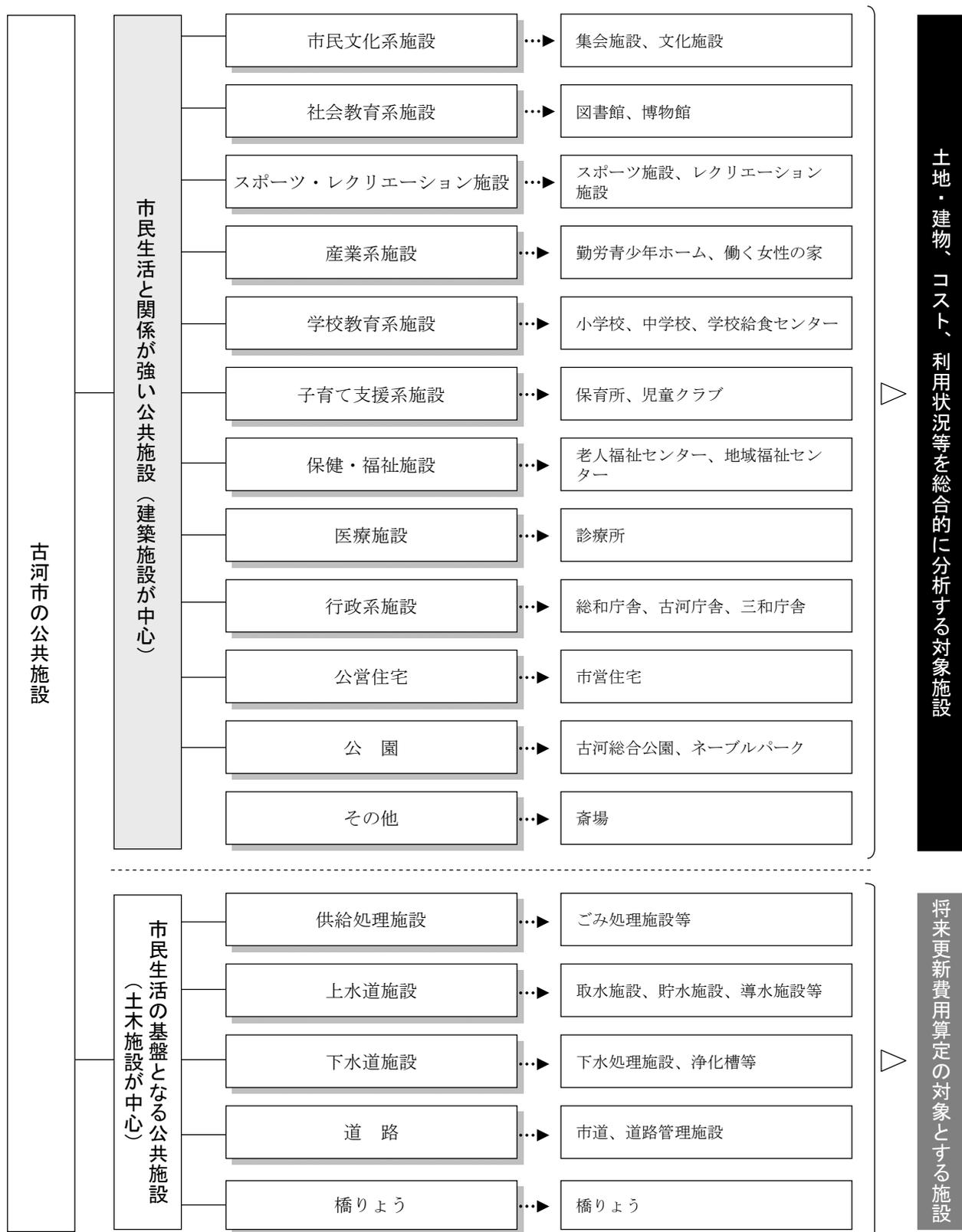
ア 市民生活と関係が強い公共施設

市が保有する公共施設の多くは建築施設で占められ、「市民生活と関係が強い公共施設」となっています。こうした施設を今回の調査では、市民の利用形態別に、①市民文化系施設、②社会教育系施設、③スポーツ・レクリエーション施設、④産業系施設、⑤学校教育系施設、⑥子育て支援系施設、⑦保健・福祉施設、⑧医療施設、⑨行政系施設、⑩公営住宅、⑪公園、⑫その他に区分しました。これらの公共施設については、本調査研究の対象施設として詳しく分析をしていきます。

イ 市民生活の基盤となる公共施設

上記の施設以外にも、市内には、「市民生活の基盤となる公共施設」も多く存在します。これらの施設は社会基盤施設（社会インフラ）と呼ばれ、①供給処理施設、②上水道施設、③下水道施設、④道路、⑤橋りょうなどがあります。これらの公共施設は、建築物だけではなく、土木施設が多く含まれており、上下水道のように直接市民の目に触れにくい施設も含まれます。こうした施設の整備は、市民生活に欠くことができないものですが、その整備には長い時間と多額の費用が発生することから、長期的な視点にたった計画的な整備を進める必要があります。これらの施設については、直接市民が利用する公共施設ではないため、上記の「市民生活と関係が強い公共施設」のような分析は行いませんが、その整備に市民の皆さんが大きなコストを負担することから、将来的な公共施設の更新費用の分析等では、対象施設に含めて調査を進めていきます。

図表2-2 古河市の公共施設の種類



(3) 市内公共施設の概要

平成 24 年度現在、古河市が整備している公共施設のうち、市民生活と関係が強い公共施設（建築施設）は 129 施設あり、それ以外の市民生活の基盤となる公共施設（土木施設）は、供給処理施設、道路、橋りょう、上水道、下水道があります。

市民生活と関係が強い公共施設は、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校教育系施設などがあり、これらの施設の詳細については、次節以降に示していきます。

市民生活の基盤となる公共施設は、一般的には社会インフラともいわれ、長い時間と大きな投資によって整備されてきました。平成 24 年度現在の整備状況をみると、供給処理施設は、古河クリーンセンター、さしまクリーンセンター寺久の 2 カ所があります（さしまクリーンセンター寺久は、古河市を含む 2 市 2 町により構成されているさしま環境管理事務組合の施設となっています）。上水道は、管路延長 98 万 4,720m（導水管 1 万 159m、配水管 97 万 4,561m）、下水道は、管路延長 48 万 4,107m となっています。河川、用水路等に架かる橋りょうは、実延長 2,650.08m、面積 1 万 5,113.50 m² となっています。道路（市道）は、一般道路の実延長 177 万 5,805m、道路面積 817 万 1,644 m²、自転車歩行者道の実延長 13 万 9,463m、道路面積 43 万 1,315 m² となっています。

図表 2-3 古河市の公共施設の概要

区分	類型		概要
市民生活と関係が強い公共施設	市民文化系施設		21 施設（公民館、地域交流センター、コミュニティセンター等）
	社会教育系施設		9 施設（図書館、博物館、美術館、文学館等）
	スポーツ・レクリエーション施設		14 施設（体育館、スポーツ交流センター、市民球場、テニス場等）
	産業系施設		2 施設（勤労青少年ホーム、働く女性の家（サークル館））
	学校教育系施設		35 施設（小学校、中学校、学校給食センター）
	子育て支援系施設		16 施設（保育所、児童クラブ）
	保健・福祉施設		9 施設（地域福祉センター、老人福祉センター、障害者福祉センター等）
	医療施設		2 施設（診療所）
	行政系施設		4 施設（庁舎、区画整理事務所）
	公営住宅		12 施設（市営住宅）
	公園		3 施設（古河総合公園、ネーブルパーク、三和ふるさとの森）
	その他		2 施設（斎場、道の駅）
市民生活の基盤となる公共施設	供給処理施設	古河地区	古河クリーンセンター（焼却施設：敷地面積 12,000 m ² 、平成 6 年竣工、準連続燃焼式焼却炉、90 トン/日）、古河資源場（敷地面積 500 m ² 、圧縮梱包機、3 トン/6 h）、粗大ごみ分別作業所
		総和・三和地区	さしまクリーンセンター寺久（敷地面積 73,000 m ² 、平成 20 年竣工、焼却施設：流動床式ガス化溶融炉、206 トン/日、リサイクルプラザ：粗破砕機、細破砕機、磁選機、アルミ選別機、不燃系プレス等、51 トン/日）、※さしま環境管理事務組合の施設
	上水道		管路延長 984,720m（導水管 10,159m、配水管 974,561m）
	下水道		管路延長 484,107m
	道路（市道）	一般道路	実延長 1,775,805m、道路面積 8,171,644 m ²
		自転車歩行者道	実延長 139,463m、道路面積 431,315 m ²
橋りょう		実延長 2,650.08m、橋りょう面積 15,113.50 m ²	

2 公共施設の現状

(1) 調査の概要

これまで公共施設の管理・運営等は市の行政各部署が担ってきました。行政各部署の専門性が活かされた公共施設の管理・運営が可能になる一方で、市政のなかで公共施設を総合的・効果的に活用していく経営的視点や取組が不足しているとの指摘もみられました。

そこで本調査研究では、市民生活と関係が強い公共施設（建築施設）129施設の総合的な実態を把握するため、「市内公共施設調査」を初めて実施しました。本調査結果から古河市の公共施設の現状について分析していきます。本調査の分析では、基本的に平成24年度現在の公共施設の現状を明らかにしていきますが、利用実績等については、分析データが確定している平成23年度の現状について取りまとめていきます。

図表2-4 調査対象とした公共施設の状況

区分	施設数	施設名称
市民文化系施設	21	三和農村環境改善センター、古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）、古河東公民館、中田公民館、地域交流センター（はなももプラザ）、隣保館、中田集会所、大山集会所、コミュニティセンター出城、コミュニティセンター平和、コミュニティセンターなかよこ、みどりヶ丘ふれあいの家、三和いこいの家、中央公民館、さくら公民館（さくら館）、ふれあい公民館（ふれあい館）、つつみ公民館（つつみ館）、生涯学習センター総和（とねみどり館）、コミュニティセンター総和、ユースセンター総和、三和公民館
社会教育系施設	9	古河図書館、三和図書館・三和資料館、古河歴史博物館、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、篆刻美術館、古河街角美術館、古河文学館、永井路子旧宅
スポーツ・レクリエーション施設	14	お休み処坂長、古河体育館、古河スポーツ交流センター、古河リバーサイド倶楽部・古河ゴルフリンクス、古河市サッカー場、古河市民球場、古河テニス場、丘里公園（野球場兼ソフトボール場）、中央運動公園、上大野グラウンド、小堤スポーツ広場（サッカー場）、三和健康ふれあいスポーツセンター、三和野球場、酒井蔵
産業系施設	2	古河勤労青少年ホーム、総和勤労青少年ホーム・働く女性の家（サークル館）
学校教育系施設	35	古河第一小学校、古河第二小学校、古河第三小学校、古河第四小学校、古河第五小学校、古河第六小学校、古河第七小学校、釈迦小学校、下大野小学校、上辺見小学校、小堤小学校、上大野小学校、駒羽根小学校、西牛谷小学校、水海小学校、下辺見小学校、中央小学校、諸川小学校、駒込小学校、大和田小学校、八俣小学校、名崎小学校、仁連小学校、古河第一中学校、古河第二中学校、古河第三中学校、総和中学校、総和北中学校、総和南中学校、三和中学校、三和北中学校、三和東中学校、古河学校給食共同調理場、総和学校給食センター、三和学校給食センター
子育て支援系施設	16	第一保育所、第二保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所、上辺見保育所、関戸保育所、駒羽根児童クラブ、中央小児童クラブ、諸川児童クラブ、名崎第1児童クラブ、名崎第2児童クラブ、大和田児童クラブ、七小ひまわり児童クラブ、ネーブル子育て広場、ファミリー・サポート・センター

区分	施設数	施設名称
保 健 ・ 福 祉 施 設	9	古河福祉の森会館、古河老人福祉センター、心身障害者福祉センター（おおぞら）、総和福祉センター（健康の駅）、総和老人福祉センター（せせらぎの里）、総和心身障害者福祉センター（たんぼぼ）、三和地域福祉センター、旧軽部医院、三和メディカルセンター
医 療 施 設	2	古河福祉の森診療所、尾崎国民健康保険診療所
行 政 系 施 設	4	総和庁舎、古河庁舎、三和庁舎、区画整理事務所
公 営 住 宅	12	赤松市営住宅、大山市営住宅（上耕地）、大山市営住宅（第二）、城郭外市営住宅、ククヤ台市営住宅、上辺見第一市営住宅、磯部市営住宅、磯部第一市営住宅、上辺見市営住宅、鹿養市営住宅、沼影市営住宅、尾崎市営住宅
公 園	3	古河総合公園、ネーブルパーク、三和ふるさとの森
そ の 他	2	斎場、道の駅地域振興施設（道の駅まくらがの里こが）

(2) 公共施設のタイプ

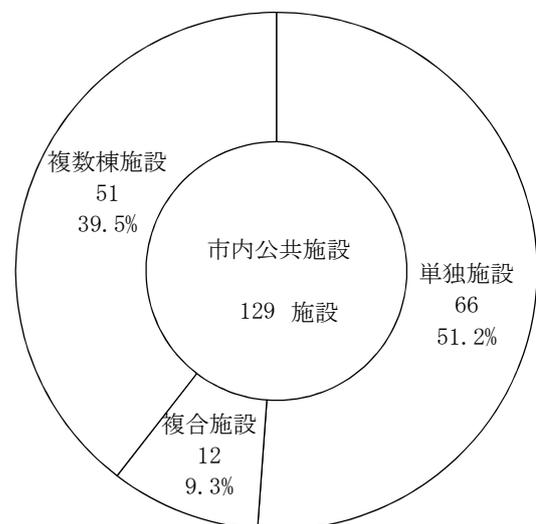
公共施設は施設の棟や機能の構成から、大きく①単独施設、②複合施設、③複数棟施設の3つのタイプに分けることができます。

「単独施設」は、庁舎や福祉施設のように特定の行政上の目的やサービスを提供するために設置されている単体の施設をいいます。管理・運営は、原則として特定の行政部署が所管しています。これに対して「複合施設」は、外観は単独施設と同様に単体の施設となっていますが、複数の目的や多様な行政サービス提供のために設置されている施設で、施設の機能が複合的に配置されています。目的やサービスに関する複数の行政部署が管理・運営に関わっています。「複数棟施設」は、一定の敷地のなかに複数の公共施設が配置され、それらが単独施設のように一体的に機能している公共施設をいいます。校舎や運動場、体育館、倉庫などで構成されている学校は代表的な複数棟施設の一つです。

平成24年度現在、古河市内には単独施設は66施設（51.2%）、複合施設は12施設（9.3%）、複数棟施設は51施設（39.5%）あり、単独施設が約半数以上を占めています。

上記のとおり、複数棟施設は複数の棟＝公共施設で構成されていますが、その各棟をそれぞれ一つの公共施設として累計すると、市内には666の公共施設が存在することになります。

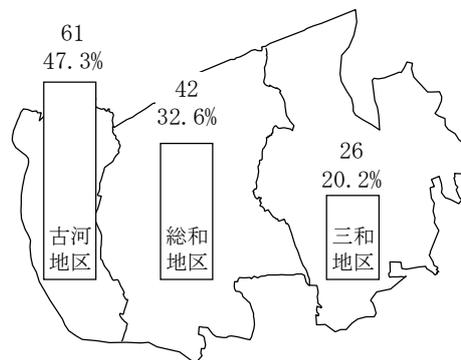
図表2-5 タイプ別にみた公共施設の状況



(3) 公共施設の立地状況

本市は平成17年に合併しましたが、市内の多くの施設が新古河市となる以前の旧3市町時代に整備されています。旧3市町では、人口規模や行政需要、まちづくりの考え方や方向性により、独自の施設整備を進めてきました。このため、歴史的経緯として、旧3市町ごとに公共施設の整備状況が異なることが特徴としてあげられます。公共施設の立地状況をみると、古河地区（旧古河市）は61施設（47.3%）、総和地区（旧総和町）は42施設（32.6%）、三和地区（旧三和町）は26施設（20.2%）がそれぞれ立地しています。

図表2-6 地区別にみた公共施設の立地状況



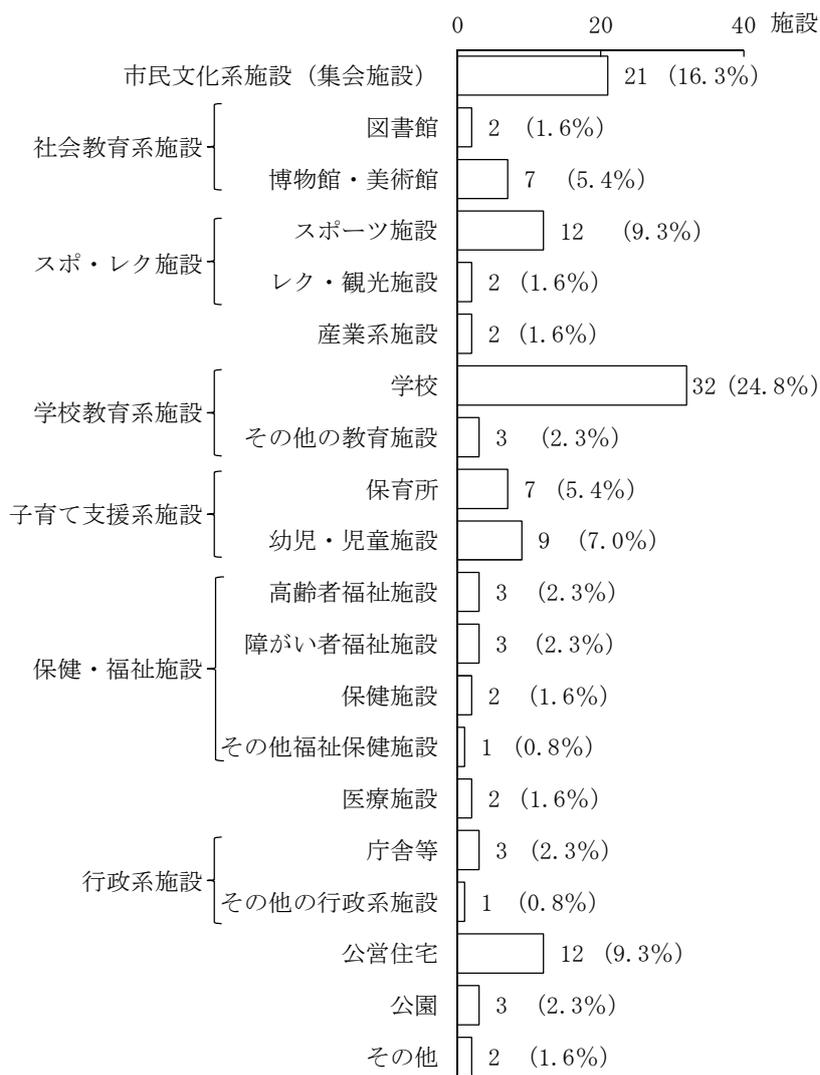
(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

(4) 公共施設の種別

公共施設は住民福祉の向上を目的に、教育、福祉をはじめさまざまな種類が整備されています。

市内の公共施設をみると、最も多い施設は、義務教育の基盤施設である学校（小学校・中学校）の32施設で全体の24.8%を占めています。次いで市民活動や地域のコミュニティ活動の拠点となる集会施設（集会所、公民館等）の21施設（16.3%）、スポーツ施設（球場、テニス場、サッカー場等）の12施設（9.3%）、公営住宅の12施設（9.3%）となっています。また、庁舎は3施設（2.3%）となっていますが、第1章でみたとおり、旧3市町の3つの市役所・町役場を分庁舎方式により、現在も市庁舎として使用しているためです。

図表2-7 施設種別にみた公共施設の状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

(5) 公共施設の利用エリア

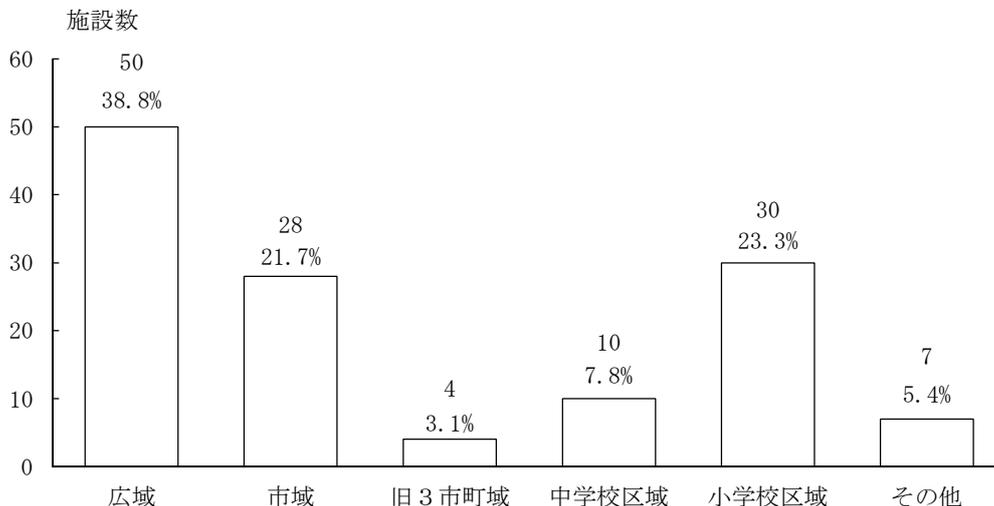
公共施設は市内の全市民を対象とした施設だけではなく、特定の利用者や地域等を対象とした施設もあります。また、市外からの観光客、来訪者等を対象としている施設もみられます。例えば市役所は全市民を対象としていますが、小学校は小学校区のなかの子どものいる世帯を対象としています。美術館・博物館などは市外の利用者も主要な利用者として考えられています。

こうした利用エリア別にみた公共施設の状況が下記図表と次頁図表です。

利用者のエリアを定めている施設は、小学校区域を対象としている施設が30施設(23.3%)、中学校区域を対象としている施設が10施設(7.8%)、旧3市町域を対象としている施設は4施設(3.1%)となっています。これらの施設は地域施設として、一定の地域やコミュニティのなかで行政サービスの提供や地域活動の拠点などの社会的役割を果たす必要があります。したがって、地域バランスに配慮してこれらの施設は整備・運営される必要があります。

これに対して、市全域を対象とした施設は28施設で、全施設の21.7%を占めています。これらの施設は、市内のあらゆる地区の市民の利用を想定する施設ですから、交通アクセス等に配慮する必要があります。また、市民だけではなく市外の人(周辺市町村の住民や観光客等)の利用も見込んだ“広域”を対象とした施設は50施設で全体の38.8%を占めています。これらの施設は広域利用型の施設ですから、JR古河駅などの主要交通機関からのアクセス等の利便性を高めたり、施設の収容人員等に対応した駐車場の確保等の条件面の整備が求められます。

図表2-8 利用エリア別にみた公共施設の状況(1)



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合(%)の合計は100.0%にならない

図表2-9 利用エリア別にみた公共施設の状況(2)

区分	施設数	施設名称
広域	50	古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河)、コミュニティセンター出城、コミュニティセンター平和、コミュニティセンターなかよこ、みどりヶ丘ふれあいの家、三和いこいの家、中央公民館、さくら公民館(さくら館)、ふれあい公民館(ふれあい館)、つつみ公民館(つつみ館)、生涯学習センター総和(とねみどり館)、コミュニティセンター総和、三和公民館、古河歴史博物館、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、篆刻美術館、古河街角美術館、古河文学館、永井路子旧宅、お休み処坂長、古河体育館、古河スポーツ交流センター、古河リバーサイド倶楽部・古河ゴルフリンクス、古河市サッカー場、古河市民球場、古河テニス場、丘里公園(野球場兼ソフトボール場)、中央運動公園、上大野グラウンド、小堤スポーツ広場(サッカー場)、三和健康ふれあいスポーツセンター、第一保育所、第二保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所、上辺見保育所、関戸保育所、ネーブル子育て広場、古河老人福祉センター、総和老人福祉センター(せせらぎの里)、古河福祉の森診療所、総和庁舎、古河庁舎、三和庁舎、古河総合公園、ネーブルパーク、三和ふるさとの森、道の駅地域振興施設
市域	28	三和農村環境改善センター、古河東公民館、ユースセンター総和、古河図書館、三和図書館・三和資料館、三和野球場、古河勤労青少年ホーム、総和勤労青少年ホーム・働く女性の家(サークル館)、ファミリー・サポート・センター、古河福祉の森会館、心身障害者福祉センター(おおぞら)、総和福祉センター(健康の駅)、総和心身障害者福祉センター(たんぼぼ)、三和地域福祉センター、旧軽部医院、尾崎国民健康保険診療所、赤松市営住宅、大山市営住宅(上耕地)、大山市営住宅(第二)、城郭外市営住宅、ククヤ台市営住宅、上辺見第一市営住宅、磯部市営住宅、磯部第一市営住宅、上辺見市営住宅、鹿養市営住宅、沼影市営住宅、尾崎市営住宅
旧3市町域	4	隣保館、総和学校給食センター、三和学校給食センター、三和メディカルセンター
中学校区域	10	古河第一中学校、古河第二中学校、古河第三中学校、総和中学校、総和北中学校、総和南中学校、三和中学校、三和北中学校、三和東中学校、古河学校給食共同調理場
小学校区域	30	古河第一小学校、古河第二小学校、古河第三小学校、古河第四小学校、古河第五小学校、古河第六小学校、古河第七小学校、釈迦小学校、下大野小学校、上辺見小学校、小堤小学校、上大野小学校、駒羽根小学校、西牛谷小学校、水海小学校、下辺見小学校、中央小学校、諸川小学校、駒込小学校、大和田小学校、八俣小学校、名崎小学校、仁連小学校、駒羽根児童クラブ、中央小児童クラブ、諸川児童クラブ、名崎第1児童クラブ、名崎第2児童クラブ、大和田児童クラブ、七小ひまわり児童クラブ
その他	7	中田公民館、地域交流センター(はなももプラザ)、中田集会所、大山集会所、酒井蔵、区画整理事務所、斎場

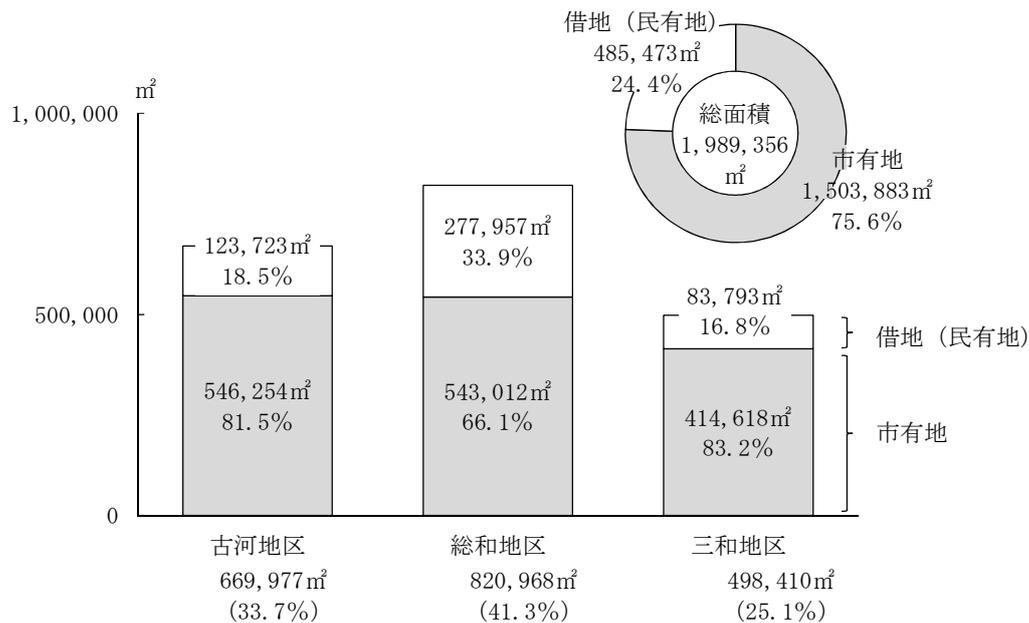
3 公共施設に要する土地

公共施設は一定の土地（敷地）に立地しています。公共施設が正しく運営され、効果的なサービスを提供するためには、公共施設が立地する土地の条件や環境は極めて重要な事項のひとつです。

市の公共施設が立地する土地の面積は198万9,356㎡で、市域全体の1.6%を占めています。市内の公共施設の全てが市の保有している土地に立地しているとは限りません。市が民有地を賃貸契約して立地している公共施設も多数存在しています。所有区別にみると、市有地は150万3,883㎡（75.6%）、借地（民有地）は48万5,473㎡（24.4%）となっており、公共施設の立地する土地の約4分の1が借地（民有地）で占められていることが分かります。

地区別（旧3市町別）の状況を見ると、古河地区は66万9,977㎡（33.7%）、総和地区は82万968㎡（41.3%）、三和地区は49万8,410㎡（25.1%）となっており、総和地区の面積が大きくなっています。これはネーブルパークやスポーツ施設などの敷地面積が広い施設が、総和地区に立地しているためです。市有地・借地（民有地）の構成比をみると、古河地区と三和地区では市有地の割合が8割を越えていますが、総和地区では6割台となっています。

図表2-10 地区別にみた公共施設が立地する土地面積の状況



(注) 面積は小数点1位以下を四捨五入しているため総面積の合計と一致しない。割合は小数点2位以下を四捨五入しているため合計は100.0%にならない

4 公共施設の数・量

(1) 公共施設の数

ア 棟数ベースでみた公共施設の状況

調査対象とした129施設は、前項でみたとおり、1つの施設が複数の棟で構成される複数棟施設が51施設あります。1つの棟を1つの公共施設とみる棟数ベースでみると、市内の公共施設数は666施設（棟）となります。複数棟施設は、平均すると1施設当たり12棟で構成されています。身近な学校施設をみると、小学校は平均12棟、中学校は平均13棟で構成されています。最も棟数が多い施設はネーブルパークで、複数のキャビンやキャンプセンター、工芸館、農産物直売所等の37棟で構成されています。

複数の棟で構成されている公共施設は、機能面で中心的な役割を果たす主要棟と、トイレや倉庫のような付属棟に分けることができます。学校の場合では校舎や体育館は主要棟になり、校内の物置、トイレは付属棟になります。市内公共施設全体の内訳をみると、主要棟は314棟で47.1%、付属棟は349棟で52.4%、その他が3棟（0.5%）となっています。

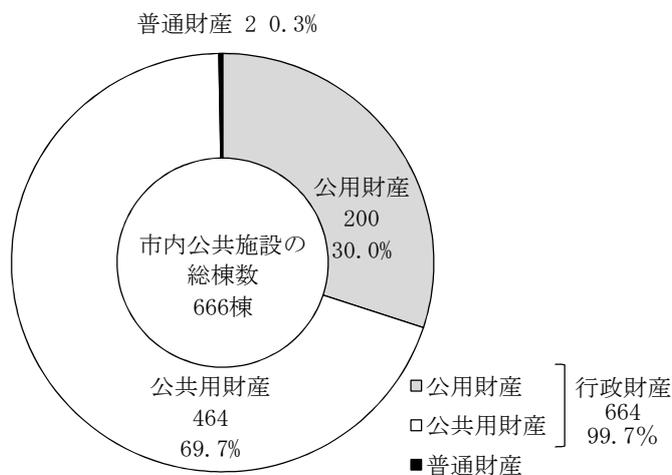
イ 財産別にみた公共施設数

第1章でみたとおり、市が保有する公共施設は公有財産と呼ばれ、行政財産（公用財産、公共用財産）と普通財産に区分されます。市内の666棟の内訳をみると、公用財産（市が執行する事務や事業の利用を目的とするもの）が200棟（30.0%）、公共用財産（市民の一般的な利用を目的とするもの）が464棟（69.7%）となっており、行政財産の合計は664棟、全体の99.7%を占めています。

法律（地方自治法）では、行政財産に該当する公共施設は、用途や目的を妨げない一定の条件の下で貸付等を行うことは可能ですが、原則として、民間の施設のような交換、売払い、譲与等の処分や貸付を禁止しています。このため、仮に有効に活用されていない施設や休眠している施設を、資産として有効に活用する場合でも、行政財産に該当する公共施設の場合は、制度上、一定の制限がかけられているため、自由に使用することはできないケースも少なくありません。

これに対して普通財産に該当する公共施設は、一般の市民や企業と同様の所有形態になり、その活用は自由度が高くなっていますが、その数は2棟、0.3%に留まります。

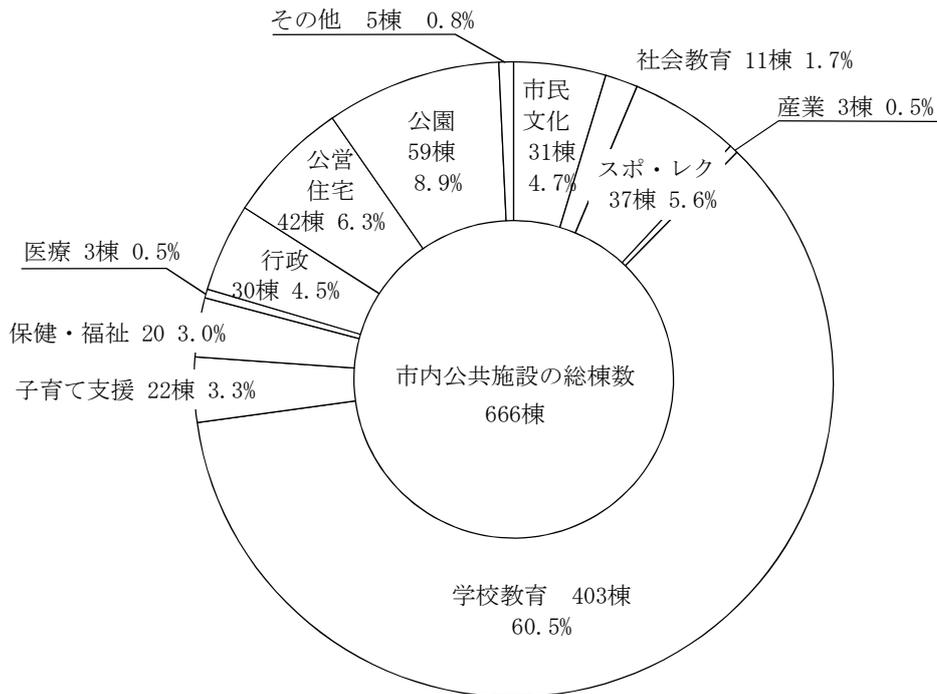
図表2-11 財産別にみた公共施設の状況



ウ 施設種別にみた公共施設の状況

公共施設数を棟数ベースでみると、1施設当たりの棟数が多い学校教育系施設が403棟と最も多く、全体の60.5%を占めています。学校教育系施設以外の他の種類の公共施設の棟数は少なく、その割合は全て1割未満となっています。2位以下をみると、公園の59棟(8.9%)、公営住宅の42棟(6.3%)、スポーツ・レクリエーション施設の37棟(5.6%)となっています。

図表 2-12 施設種別にみた公共施設の状況



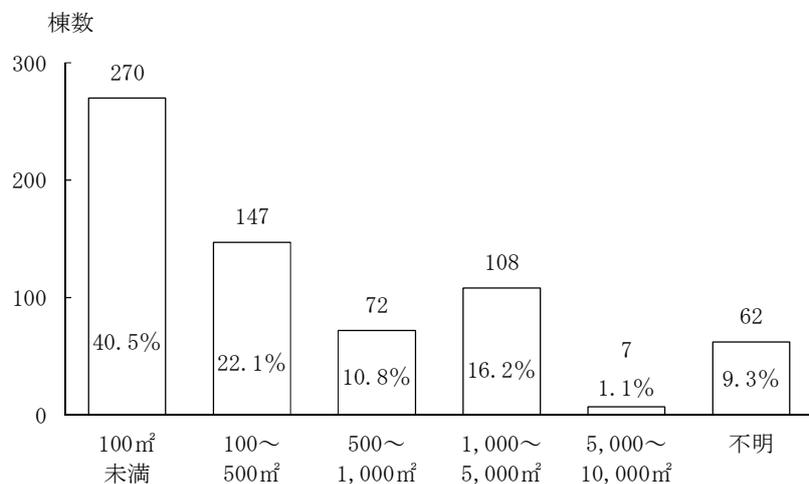
(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

(2) 公共施設の量

ア 規模別に見た公共施設の量 (延床面積)

公共施設は庁舎や体育館のような大規模なものもあれば、集会所や倉庫のような小規模なものもあります。公共施設の年間の維持管理費や修繕費は規模の大小によって異なります。このため、公共施設の分析では施設数や棟数をみるだけでなく、公共施設の量を把握する必要があります。公共施設の量は、延床面積で把握・分析を行いました。延床面積は、フローアごと

図表 2-13 規模別に見た公共施設の状況



の床面積を全て合計したもので、主要な諸室だけではなく、階段やトイレ、エレベーター、関係者以外は立ち入りが禁止されている機械室なども全て含みます。

市内の公共施設の総延床面積は35万1,285㎡で、1施設当たり平均2,723.1㎡、1棟当たり平均581.6㎡となっています。最も延床面積が広いものは古河市役所三和庁舎の庁舎棟で8,925㎡となっています。反対に規模が極めて小さいものは1～2㎡程度の棟ものもあり、これは学校のなかの渡り廊下棟等となっています。

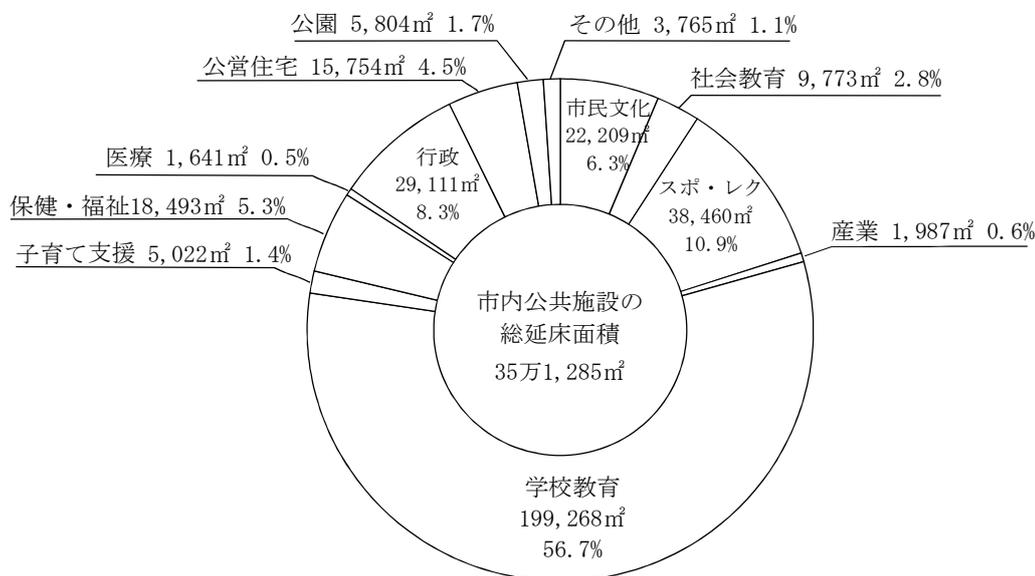
施設規模別で見ると、100㎡未満のものが270棟で全体の40.5%を占めています。反対に5,000～1万㎡のものは7棟（1.1%）にとどまります。

イ 施設種別にみた公共施設の量（延床面積）

公共施設の総延床面積35万1,285㎡の施設種別内訳をみると、施設種別によって公共施設の量（延床面積）が大きく異なることが分かります。

最も量（延床面積）が多いのは小学校、中学校などの学校教育系施設で、19万9,268㎡、公共施設全体の56.7%のウェイトを占めています。次いで多いのは、スポーツ・レクリエーション施設の3万8,460㎡で10.9%を占めています。以下、行政系施設の2万9,111㎡（8.3%）、市民文化系施設の2万2,209㎡（6.3%）、保健・福祉施設の1万8,493㎡（5.3%）が続きます。

図表2-14 施設種別にみた公共施設の延床面積の状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない。また、総延床面積は小数点1位以下を四捨五入しているため合計は35万1,285㎡にならない

5 公共施設の築年数・構造・利用環境

(1) 築年数

ア 年代別にみた公共施設の数

公共施設は日照・風雨などの厳しい自然環境にさらされているため、建設からの年月の経過とともに躯体や設備などが老朽化していきます。また、公共施設は市民の利用、行政サービスの提供や職員の執務等で、日々使用されていますので、こうした利用・使用の状況や頻度によっても劣化の進行が異なります。

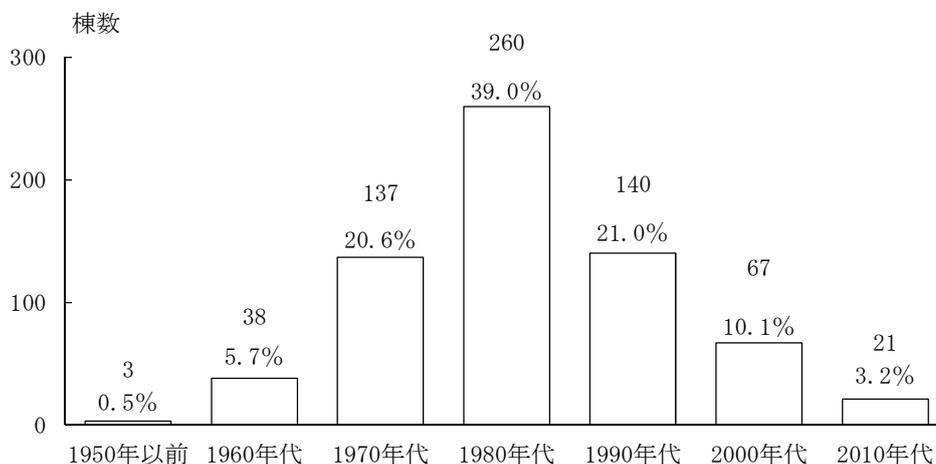
公共施設の耐用年数は、施設の規模や構造・工法等によって異なりますが、公共施設のなかで最も整備の数が多いといわれる鉄筋コンクリート造（RC造）の耐用年数の目安が約50～70年程度とされ、建替え時期等の目処とされています。また、築30年程度が経過すると建物の躯体自体の大規模な修繕・補修が必要ともいわれています。

本市の公共施設のなかで最も建築年度が古い施設は、古河文学館の別館として使用されている永井路子旧宅です。この建物は、古河市の名誉市民で直木賞作家の永井路子さんが、3歳のときから約20年を過ごされた旧宅で、江戸末期に建築された土蔵造瓦葺二階建ての建物です。永井路子旧宅は現在も公共施設として使用されていますが、伝統的建築物として文化財としての性格が強い施設です。同様の建物としては観光交流施設として活用予定の酒井蔵などがあります。

戦後、公共施設として整備された建物のなかで現存する最も古いものは、昭和39年に建築された第四保育所で、建築から49年が経過しています。この第四保育所が建築された1960年代以降、本市では何らかの公共施設が毎年建設されてきました。

年代別に建築された公共施設数（棟数）の推移をみると、1970年代（昭和45年～54年）以降から増大し、1980年代（昭和55年～平成元年）には260施設（棟）が建設されるピークを迎えます。1990年代（平成2年～11年）以降は建設される公共施設数は減少しますが、現在も施設建設は進められています。

図表2-15 建築年代別にみた公共施設（棟数）の推移



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

(2) 年代別にみた公共施設の量（延床面積）

公共施設は、各時代の社会的要請や行政需要によってこれまで整備されてきました。

本市の人口は、第1章でみたとおり、1950年代初めは7万人台でしたが、高度経済成長期とあわせて、90年代半ばまでは一貫して増加傾向をたどります。人口増加は、教育、保健・福祉・医療、住宅、公共交通などさまざまな行政分野の需要を増大させ、これに伴い新たな公共施設の整備も必要となりました。

まず、行政機能の拠点となる庁舎については、旧総和町役場（現総和庁舎）が昭和46年（旧館）と昭和52年（新館）に、旧古河市役所（現古河庁舎）が昭和62年に、旧三和町役場（現三和庁舎）が平成16年にそれぞれ整備されました。庁舎施設は施設規模が大きく、庁舎建設年次は公共施設全体の総延床面積が大きく増加することになりました。

学校教育施設の整備は、児童・生徒数が増加した1960年代後半から始まり、70年代、80年代に多くの小学校、中学校が整備されました。学校施設の整備は、90年代以降も体育施設、附属施設等の整備が引き続き行われ、拡充が進められています。

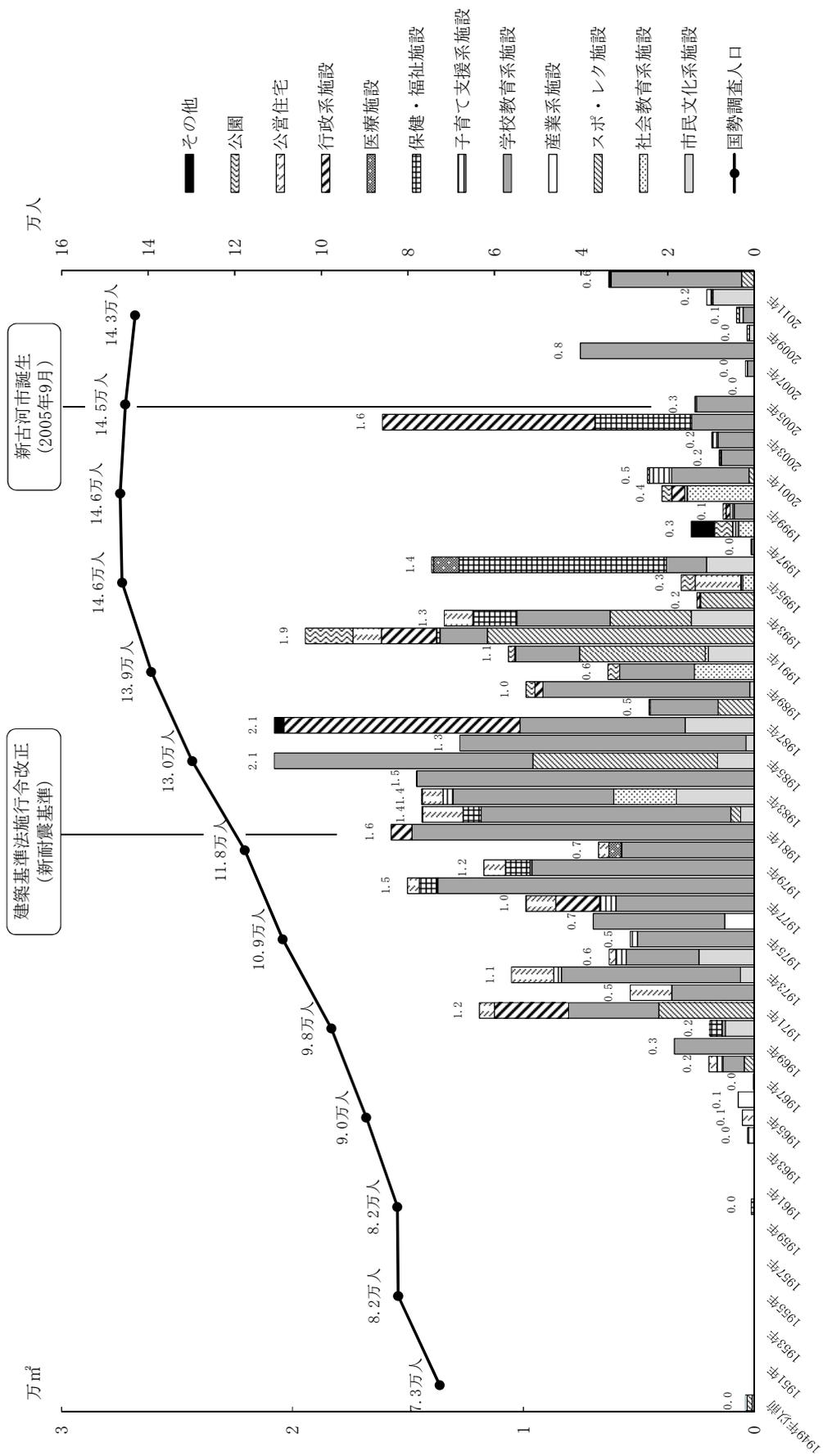
また、生涯学習環境の整備を図るため、80年代以降は、社会教育施設、社会スポーツ施設、生涯学習施設等の整備も併せて進められてきました。

市営住宅については、人口増加に伴う市内の住宅需要に対応するため、70年代から80年代前半に整備されました。特に70年代には整備が本格化し、現在の市営住宅の大半が整備されています。

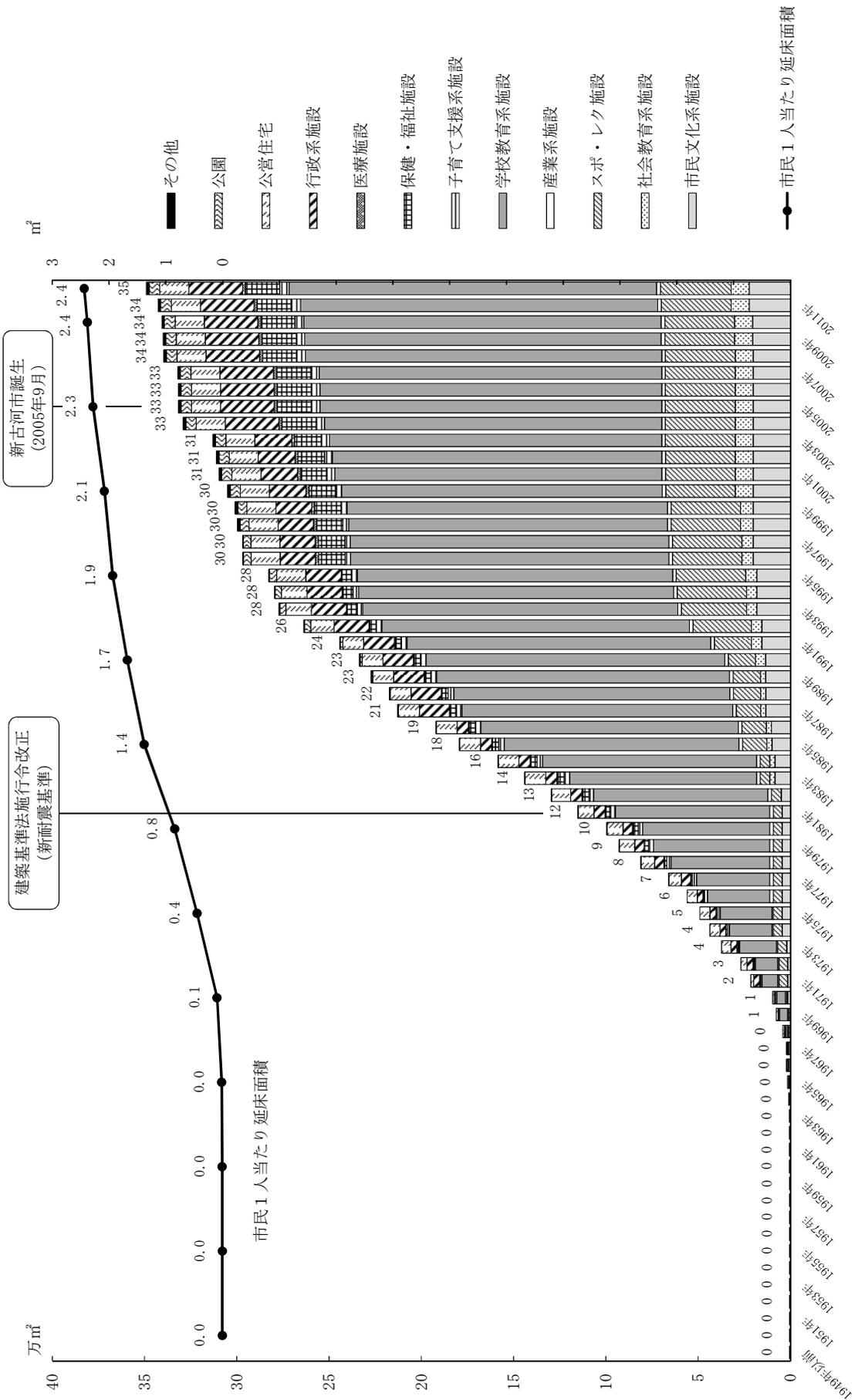
80年代以降は、急速に進行していく少子高齢化社会に対応するため、社会福祉サービスの拡充等が求められ、その拠点となる保健・福祉施設の整備が進められました。特に、90年代以降は、国の「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」等と連動して、高齢者福祉施設の整備が重点的に進められました。また、社会的弱者の社会参加等を進めるため、障がい者福祉施設の拡充や公共施設のバリアフリー化対策等も進められてきています。

古河市の人口は90年代後半から横ばいに転じ、2000年以降は減少傾向をたどっています。しかし、公共施設は、その後も増加を続けた結果、市内の公共施設の総延床面積は一貫して増大を続けています。人口1人当たりの延床面積は、昭和45年（1970年）は0.1㎡であったものが、平成24年（2012年）には2.4㎡となっています。

図表 2-1-16 年次別にみた公共施設の延床面積及び市人口（国勢調査）の推移



図表2-1-7 年次別にみた公共施設の延床面積（累計値）及び市民1人当たりの延床面積の推移



図表 2-18 建築年次別にみた主な公共施設の現状

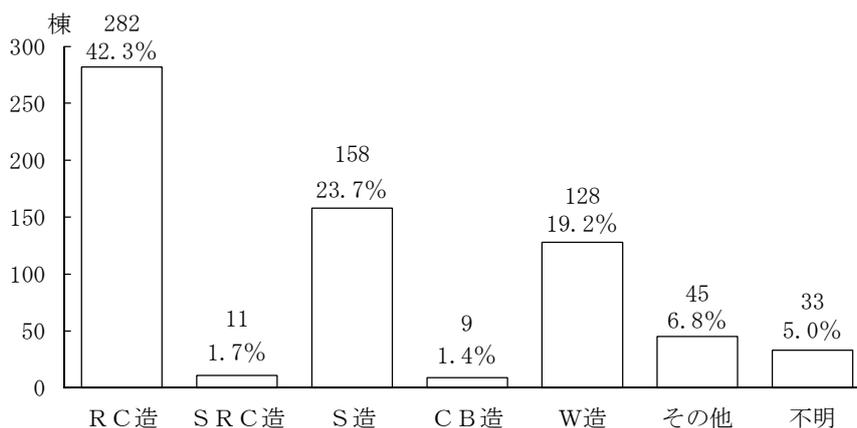
区分	公共施設名	総延床面積	備考
1950 年以前	永井路子旧宅、酒井蔵、名崎第 2 児童クラブ	390 m ²	旧古河市市制施行 (50)
1960 年代	前半 旧軽部医院、第四保育所	432 m ²	カラーテレビ本放送 (60)
	後半 古河第一小、古河学校給食共同調理場、古河勤労青少年ホーム、三和学校給食センター、第五保育所、丘里公園	6,704 m ²	旧総和町町制施行 (68) 旧三和町町制施行 (69)
1970 年代	前半 古河第五小、釈迦小、上辺見小、古河第一中、上辺見保育所、関戸保育所、中田集会所、ふれあい公民館 (ふれあい館)、三和公民館、中央公民館、古河老人福祉センター、総和庁舎、古河体育館、大山市営住宅、上辺見第一市営住宅、城郭外市営住宅、磯部市営住宅	36,015 m ²	日本万国博覧会 (70)
	後半 諸川小、古河第三小、古河第四小、古河第七小、古河第一中、総和北中、第一保育所、上辺見保育所、名崎第 1 児童クラブ、総和勤労青少年ホーム・働く女性の家 (サークル館)、総和庁舎、ククヤ台市営住宅、磯部第一市営住宅、三和メディカルセンター、総和老人福祉センター (せせらぎの里)	48,999 m ²	日中平和友好条約 (78)
1980 年代	前半 古河図書館、古河東公民館、大山集会所、小堤小、大和田小、古河第三小、古河第五小、仁連小、総和南中、古河第三中、総和北中、総和学校給食センター、第二保育所、総和老人福祉センター (せせらぎの里)、尾崎国民健康保険診療所、古河市サッカー場、隣保館、心身障害者福祉センター (おおぞら)、ククヤ台市営住宅、上辺見市営住宅、中央運動公園	65,907 m ²	古河駅高架完成 (84)
	後半 中央小、古河第一中、総和南中、三和北中、三和学校給食センター、古河市民球場、三和農村環境改善センター、中央公民館、中央運動公園、コミュニティセンター総和、古河庁舎、三和庁舎、古河庁舎併設市民集会施設 (スペースU古河)、コミュニティセンター出城、みどりヶ丘ふれあいの家、三和ふるさとの森	68,772 m ²	青函トンネル・瀬戸大橋開通 (88)
1990 年代	前半 下大野小、下辺見小、三和東中、古河歴史博物館、鷹見泉石記念館、三和ふるさとの森、篆刻美術館、古河リバーサイド倶楽部・古河ゴルフリンクス、古河テニス場、三和野球場、ユースセンター総和、鹿養市営住宅、総和庁舎、三和庁舎、古河スポーツ交流センター、三和健康ふれあいスポーツセンター、中田公民館、総和心身障害者福祉センター (たんぼぼ)、三和地域福祉センター	52,339 m ²	山形新幹線開業 (92) 国道新 4 号線開通 (93)
	後半 古河街角美術館、赤松市営住宅、生涯学習センター総和 (とねみどり館)、古河福祉の森会館、上辺見保育所、古河文学館、斎場、中央小、ファミリー・サポート・センター、区画整理事務所	21,374 m ²	秋田・長野新幹線開業 (97)
2000 年代	前半 総和庁舎、三和図書館・三和資料館、ネーブルパーク、三和ふるさとの森、古河第三小、第三保育所、中央小児童クラブ、古河第七小、ネーブル子育て広場、永井路子旧宅 (和室)、三和庁舎、古河第二小、総和福祉センター (健康の駅)	28,104 m ²	新三国橋完成 (2000)
	後半 古河第二小、中央小児童クラブ、大和田児童クラブ、総和中、奥原晴湖画室	10,805 m ²	新古河市誕生 (2005)
2010 年代	前半 駒羽根児童クラブ、ネーブルパーク (多目的ブース)、古河第七小児童クラブ、古河テニス場 (クラブハウス)、地域交流センター (はなももプラザ)、古河第六小 (校舎)、お休み処坂長、道の駅地域振興施設	11,444 m ²	古河名崎工業団地造成工事開始 (2011)

(3) 構造・工法

公共施設の構造・工法はさまざまなものがあります。代表的な構造・工法では、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）、コンクリートブロック造（CB造）、木造（W造）等があります。構造・工法ごとに特徴があり、公共施設の目的や性格、法令等の基準に基づいて、構造・工法が選択されています。市内の公共施設の状況を見ると、例えば学校施設では、校舎はRC造、倉庫はS造で建設されており、同じ敷地内に多様な構造・工法で建設された公共施設（棟）が混在しています。

市内の公共施設で最も多いのはRC造の282施設で、全施設の42.3%を占めています。次いで多いものはS造の158施設（23.7%）、W造の128施設（19.2%）となっています。公共施設の構造・工法の違いで、施設の耐震性、耐火性、耐久性が異なり、市民の皆さんが安心・安全に使用できる物理的な耐用年数も異なってきます。また、税法上の償却年数である法定耐用年数も異なることから、各施設の構造・工法の違いに対応した公共施設の管理・運営も必要となってきます。

図表2-19 構造・工法別にみた公共施設（棟）の状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

図表2-20 公共施設で採用されている主な構造・工法

区分	内容	耐震性	耐火性	耐久性	建築費	耐用年数
鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄筋コンクリートを用いた建築構造。公共施設の多くで採用。	◎	◎	◎	△	21～50年
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄筋コンクリートの芯部に鉄骨を内蔵させた建築構造。高層・大型の公共施設で採用。	◎	◎	◎	○	21～50年
鉄骨造 (S造)	鉄製・鋼製部材を用いた建築構造。倉庫・工場などの公共施設で採用。	◎	○	○	○	14～38年
コンクリートブロック造 (CB造)	コンクリートブロックを用いた建築構造。小規模の公共施設で採用。	○	◎	○	◎	20～41年
木造 (W造)	伝統的な在来木造、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）等の木造の建築構造。小規模集会所などの公共施設で採用。	○	△	△	◎	7～24年

(注) 耐用年数は法定耐用年数。法定耐用年数は税法上の償却年数により定められる耐用年数で、物理的耐用年数とは異なる。

(4) 耐震化

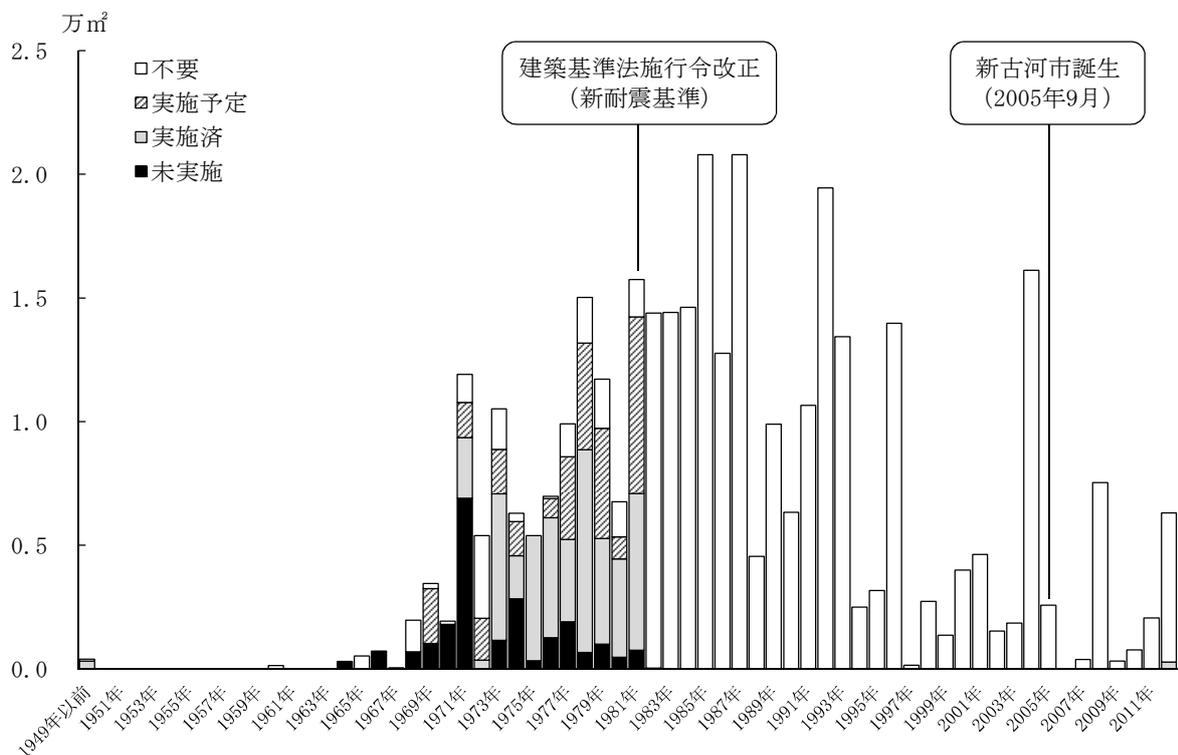
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本を中心に全国に大きな被害をもたらしました。国・地方自治体が保有する公共施設もさまざまな被害を受けました。死傷者が発生した施設や大きな損傷のため使用が停止された施設もありました。こうした事態を受けて、公共施設の耐震化の重要性が改めて認識され、本市でも公共施設の耐震状況の調査や耐震化が進められています。

公共施設はさまざまな市民が利用するため、地震の揺れに建物が耐えるだけでなく、地震が終息するまでの間、市民、利用者が安心・安全に建物内で待機できたり、安全な避難先に適切に移動できたりすることが重要となります。特に学校や福祉施設など、子どもや高齢者、障がい者が利用する施設では、より高い基準の耐震化が求められます。また、庁舎や公民館的施設、体育館等の主要な施設は、十分な耐震性を確保し、被災者等の避難先や生活場所として機能することも求められます。

耐震化の基準は昭和 56 年に建築基準法施行令の改正によって強化され、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することを目的に、地震に耐えうる建物の基準が震度 5 程度から震度 6 強以上に厳格化されました。このため、昭和 56 年以前に建築された公共施設のなかには、新基準に対応していないため、新たな基準に対応した施設へ改修が求められることになりました。

本市の公共施設の耐震化の状況を建築年次別にみると、新耐震基準以降に建設された公共施設は全て新基準の耐震化対策が講じられています。しかし、昭和 56 年以前に建設された公共施設のなかには未だに耐震化が講じられていない施設も含まれています。

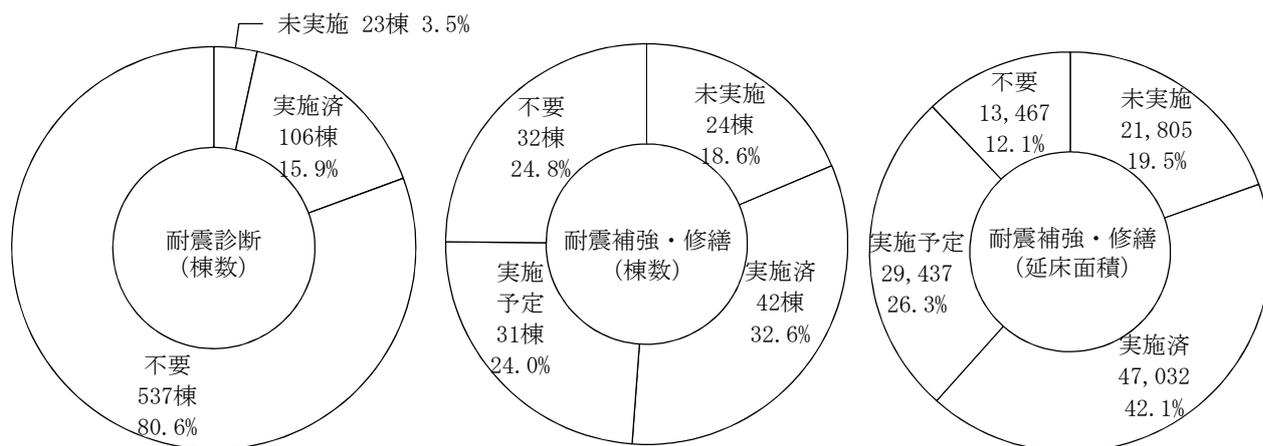
図表 2-2-1 建築年次別にみた公共施設の耐震化の状況



古河市では公共施設の耐震診断を実施していますが、市内の666棟のうち、新耐震基準に対応した施設は537棟(80.6%)、対応していない施設が129棟(19.4%)ありました。129棟のうち、耐震診断を既に実施済みの施設が106棟、実施していない施設が23棟となっています。

新耐震基準に対応していない129棟の耐震補強・修繕の状況ですが、診断の結果、耐震補強・修繕が不要な施設が32棟、必要な施設が97棟となっています。97棟のうち、耐震補強・修繕が終了した施設は42棟となっており、残りの55施設の計画的な補強・修繕が必要な状況にあります。

図表2-22 公共施設の耐震化の状況



(注) 耐震診断の対象施設は666棟。耐震補強・修繕の対象施設は、耐震診断不要施設を除く129棟、11万1,740㎡(延床面積の内訳は小数点1位以下を四捨五入しているため合計と一致しない)。耐震補強・修繕の「未実施」の施設は耐震診断未実施の棟も含むため、耐震診断結果により耐震補強・修繕が不要になるものも含まれる

耐震化を客観的に示す指標としてis値(構造耐震指標)があります。これは、地震力に対する建物の強度や靱性(変形能力や粘り強さ)を基に考慮して算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」では、震度6~7程度の規模の地震に対するis値に基づく建物評価を定めています。is値が0.6以上の場合「倒壊、又は崩壊する危険性が低い」、0.3以上0.6未満は「倒壊、又は崩壊する危険性がある」、0.3未満は「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」となっています。

本市の公共施設のうち、このis値が把握できている施設は95棟ありましたが、このうち0.6未満の施設が18棟みられました。

学校施設の場合は、更に厳格な基準が設けられており、文部科学省が示す公立学校施設の耐震改修の補助要件としてis値0.7を超えることが求められています。is値が把握できている学校施設は65棟ありますが、0.7未満の施設は22棟ありました。

市ではこうしたis値が低い施設に対して緊急に補強・修繕を行うこととしています。特に学校施設の耐震化は緊急性が高く、他の公共施設よりも優先して補強・修繕を計画的に進めることにしています。

図表 2-23 is 値に基づく建物評価

is 値	評価	施設名
0.6 以上 (77 棟)	倒壊、又は崩壊する危険性が低い	永井路子旧宅(店蔵)、古河第三小学校(管理普通教室棟、普通教室棟、特別教室棟1、特別教室棟2)、古河第四小学校(校舎普通教室棟1、校舎普通教室棟2)、古河第五小学校(普通教室棟2)、釈迦小学校(管理教室棟、管理特別教室棟)、下大野小学校(普通教室棟、屋内運動場)、上辺見小学校(普通特別教室棟1、普通特別教室棟2、屋内運動場)、小堤小学校(普通教室棟1、特別教室棟、普通教室棟2)、上大野小学校(屋内運動場)、駒羽根小学校(普通教室棟1、普通教室棟2、屋内運動場)、西牛谷小学校(普通教室棟1、普通教室棟2、特別教室棟)、水海小学校(普通特別教室棟)、諸川小学校(管理普通教室棟1、管理普通教室棟2、特別教室棟、屋内運動場、渡り廊下棟)、駒込小学校(屋内運動場)、大和田小学校(屋内運動場)、八俣小学校(管理教室棟1、管理教室棟2、屋内運動場)、名崎小学校(特別教室棟、屋内運動場)、古河第一中学校(普通教室棟1、普通教室棟2、普通教室棟3、屋内運動場)、総和北中学校(普通教室棟1、普通教室棟4、特別教室棟、屋内運動場)、総和南中学校(普通教室棟1、特別教室棟、昇降口)、大山市営住宅[上耕地](共同住宅1、共同住宅2、共同住宅3、共同住宅4、共同住宅5)、大山市営住宅[第二](共同住宅1、共同住宅2、共同住宅3)、城郭外市営住宅(共同住宅1、共同住宅2)、ククヤ台市営住宅(共同住宅A、共同住宅B、共同住宅C、共同住宅D)、上辺見第一市営住宅(住宅)、磯部市営住宅(住宅(東棟)、住宅(西棟))、磯部第一市営住宅(住宅)、沼影市営住宅(A棟、B棟、C棟、D棟、E棟)、尾崎市営住宅(A棟、B棟、C棟、D棟、E棟)
0.3 以上 0.6 未満 (17 棟)	倒壊、又は崩壊する危険性がある	古河第一小学校(特別教室棟、管理棟)、古河第七小学校(管理普通教室棟、管理特別教室棟、特別教室棟1、特別教室棟2)、釈迦小学校(屋内運動場)、小堤小学校(屋内運動場)、上大野小学校(普通教室棟)、駒羽根小学校(特別教室棟1、特別教室棟2)、西牛谷小学校(屋内運動場)、名崎小学校(管理普通教室棟)、古河第一中学校(特別教室棟1、特別教室棟2、特別教室棟3)、第一保育所
0.3 未満 (1 棟)	倒壊、又は崩壊する危険性が高い	名崎小学校(渡り廊下棟)
0.7 以上 (43 棟) ※ 小・中学校のみ再掲	文部科学省「公立学校施設耐震改修補助要件値」適合施設	古河第三小学校(管理普通教室棟、普通教室棟、特別教室棟1、特別教室棟2)、古河第四小学校(校舎普通教室棟、校舎普通教室棟2)、古河第五小学校(普通教室棟2)、釈迦小学校(管理教室棟、管理特別教室棟)、下大野小学校(普通教室棟、屋内運動場)、上辺見小学校(普通特別教室棟1、普通特別教室棟2、屋内運動場)、小堤小学校(普通教室棟、特別教室棟、普通教室棟)、上大野小学校(屋内運動場)、駒羽根小学校(普通教室棟1、普通教室棟2、屋内運動場)、諸川小学校(管理普通教室棟1、管理普通教室棟2、特別教室棟、屋内運動場、渡り廊下棟)、駒込小学校(屋内運動場)、大和田小学校(屋内運動場)、八俣小学校(管理教室棟1、管理教室棟2、屋内運動場)、名崎小学校(屋内運動場)、古河第一中学校(普通教室棟1、普通教室棟2、普通教室棟3、屋内運動場)、総和北中学校(普通教室棟1、普通教室棟4、特別教室棟、屋内運動場)、総和南中学校(普通教室棟1、特別教室棟、昇降口)
0.7 未満(再掲) (22 棟) ※ 小・中学校のみ再掲	文部科学省「公立学校施設耐震改修補助要件値」非適合施設	古河第一小学校(特別教室棟、管理棟)、古河第七小学校(管理普通教室棟、管理特別教室棟、特別教室棟、特別教室棟2)、釈迦小学校(屋内運動場)、小堤小学校(屋内運動場)、上大野小学校(普通教室棟)、駒羽根小学校(特別教室棟1、特別教室棟2)、西牛谷小学校(普通教室棟1、普通教室棟2、特別教室棟、屋内運動場)、水海小学校(普通特別教室棟、管理普通教室棟、特別教室棟、渡り廊下棟)、古河第一中学校(特別教室棟1、特別教室棟2、特別教室棟3)

資料：文部科学省、一般財団法人日本耐震診断協会等の資料を基に作成

(5) 利用環境

公共施設が市民に適切かつ安全・快適に利用されるためには、その条件として利用環境の整備は極めて重要となります。そうした利用環境の基本的条件である、公共交通、駐車場、設備等の状況は次のとおりとなっています。

ア 公共交通アクセス

古河市の世帯の多くは乗用車を所有しており、市内外への移動の主要な交通手段となっています。しかし、子どもや高齢者、障がい者、運転免許を保有しない人など、乗用車を利用することが困難な市民も少なくありません。こうした市民の移動手段となるのが公共交通です。このため公共交通網の整備は極めて重要であり、公共交通の利用だけで、市内のあらゆる公共施設にアクセスすることが可能な環境づくりが理想的と言えます。しかし、現実には全ての公共施設の付近に鉄道駅舎やバス停があるわけではありません。学校や保育所などの子どもが利用する施設、要支援・要介護高齢者や障がい者が利用する保健・福祉施設等は、公共交通網の整備を優先して進めることが重要になります。

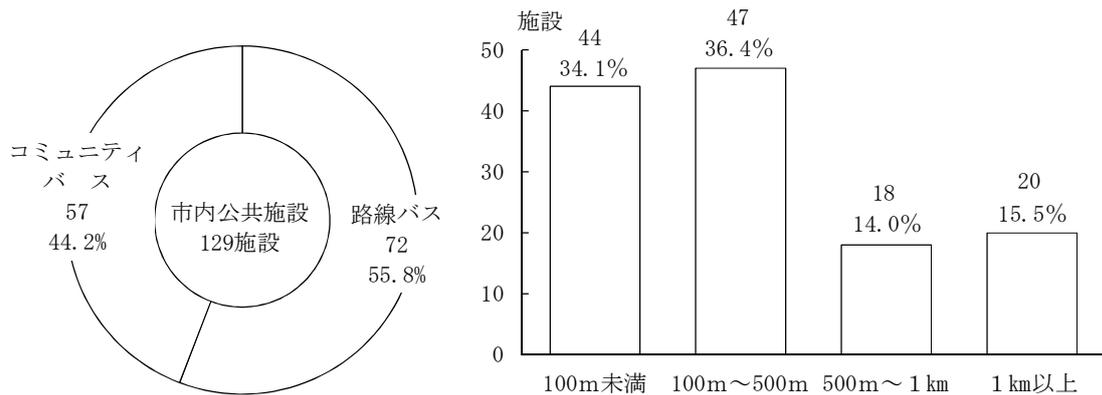
古河市内で利用可能な公共交通は、鉄道（JR宇都宮線）、民間路線バス（JRバス関東、朝日自動車、茨城急行）のほかに、市が運行するコミュニティバス「ぐるりん号」とデマンド交通「愛・あい号」（乗合タクシー）があります。平成24年現在、市内にはJR駅1舎（古河駅）、バス停は民間路線バス153カ所、市コミュニティバス109カ所が設置されています。

市内公共交通と公共施設の関係を見たものが次頁図表です。最寄りのバス停をみると、路線バス72施設（55.8%）、市コミュニティバス57施設（44.2%）となっています。徒歩や自転車、自家用車を利用しない場合は、市内の公共施設へのアクセスは、バスを利用する必要があります。このうち、市コミュニティバスのバス停が至近となっている公共施設の割合が4割を超えており、コミュニティバスの運行によって公共施設へのアクセスが改善され、利便性が向上したことが分かります。しかし、現在の路線バス、市コミュニティバスの運行時間が限られており、施設のなかには公共交通の利用が不便なものもみられます。

また、最寄りのバス停から公共施設までの距離をみると、全体の約7割の施設が500m以内に立地しています。平均的な成人の徒歩速度は1分間で80m程度といわれています。徒歩5分では400m、徒歩10分では800mとなります。坂道や階段、信号待ちを考慮しても、最寄りの公共交通の駅舎・バス停から概ね10分以内にアクセス可能な距離に、公共施設の約7割が立地していることとなります。

しかし、最寄りバス停から500m以上離れている施設は39施設あり、公共施設全体の約3割を占めています。このなかには1km以上離れている施設が21施設含まれます。子どもや高齢者、障がい者等の徒歩での長距離の移動に課題をかかえる市民にとっては、バス停から距離のある公共施設は、公共施設にアクセスするまでが大きな負担となります。こうした公共施設へのアクセスは、今後、改善点を検討することも必要です。

図表 2-24 市内公共施設の公共交通アクセスの状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は 100.0%にならない

図表 2-25 最寄りのバス停からの距離の状況

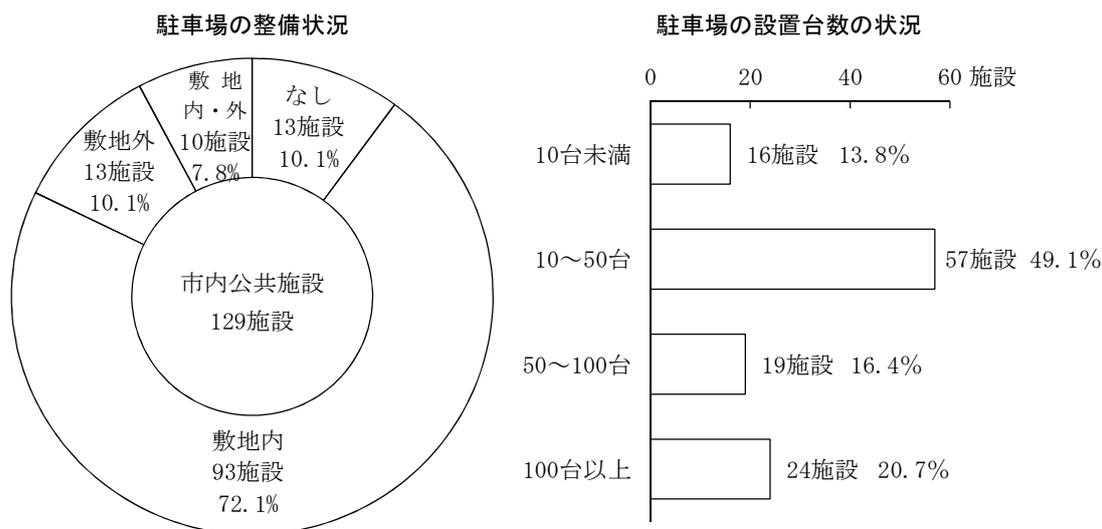
区分	路線バス	コミュニティバス
公共施設までの距離が100m未満	中央公民館、さくら公民館（さくら館）、ふれあい公民館（ふれあい館）、つつみ公民館（つつみ館）、ユースセンター総和、三和公民館、古河体育館、総和勤労青少年ホーム・働く女性の家（サークル館）、駒羽根小学校、古河第三中学校、総和中学校、総和北中学校、ネーブル子育て広場、総和庁舎、三和庁舎、ネーブルパーク	古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）、古河東公民館、中田公民館、地域交流センター（はなももプラザ）、隣保館、中田集会所、コミュニティセンター平和、コミュニティセンターなかよこ、みどりヶ丘ふれあいの家、三和いこいの家、古河図書館、篆刻美術館、古河街角美術館、お休み処 坂長、古河スポーツ交流センター、古河市サッカー場、古河第四小学校、古河第六小学校、上辺見小学校、第二保育所、古河福祉の森会館、古河老人福祉センター、心身障害者福祉センター（おおぞら）、古河福祉の森診療所、古河庁舎、古河総合公園、酒井蔵、斎場
100m以上500m未満	コミュニティセンター総和、丘里公園（野球場兼ソフトボール場）、古河第三小学校、下大野小学校、上大野小学校、西牛谷小学校、古河第二中学校、三和中学校、三和学校給食センター、上辺見保育所、関戸保育所、駒羽根児童クラブ、諸川児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、総和福祉センター（健康の駅）、総和老人福祉センター（せせらぎの里）、三和メディカルセンター、区画整理事務所、上辺見市営住宅、鹿養市営住宅、道の駅地域振興施設	コミュニティセンター出城、古河歴史博物館、鷹見泉石記念館、奥原晴湖画室、古河文学館、永井路子旧宅、古河リバーサイド倶楽部・古河ゴルフリンクス、古河市民球場、古河テニスコート、古河勤労青少年ホーム、古河第一小学校、古河第二小学校、古河第五小学校、古河第七小学校、古河第一中学校、古河学校給食共同調理場、第一保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所、七小ひまわり児童クラブ、旧軽部医院、赤松市営住宅、大山市営住宅（上耕地）、大山市営住宅（第二）、城郭外市営住宅
500m以上1km未満	三和農村環境改善センター、三和図書館・三和資料館、三和健康ふれあいスポーツセンター、三和野球場、釈迦小学校、小堤小学校、水海小学校、下辺見小学校、諸川小学校、三和北中学校、大和田児童クラブ、総和心身障害者福祉センター（たんぼぼ）、三和地域福祉センター、上辺見第一市営住宅、磯部市営住宅、磯部第一市営住宅	大山集会所、ククヤ台市営住宅
1km以上	生涯学習センター総和（とねみどり館）、中央運動公園、上大野グラウンド、小堤スポーツ広場（サッカー場）、中央小学校、駒込小学校、大和田小学校、八俣小学校、名崎小学校、仁連小学校、総和南中学校、三和東中学校、総和学校給食センター、中央小児童クラブ、名崎第1児童クラブ、名崎第2児童クラブ、沼影市営住宅、尾崎市営住宅、三和ふるさとの森	尾崎国民健康保険診療所

イ 駐車場

マイカーを利用して公共施設を利用する市民が増加してきています。障がい者等の交通弱者にとっては乗用車が公共施設にアクセスする唯一の交通手段となっている場合もあります。また、公共施設の種類によっては、市民ではなく業務用の車両等が数多く出入りする施設もみられます。公共施設の利用者向け、業務向けの駐車場が十分に整備されていない場合は、公共施設の周辺に迷惑駐車等が増加するなど、近隣環境にもマイナスの影響をもたらします。このため、公共施設の駐車場整備は重要な条件の一つとなります。

市内の公共施設のうち、駐車場を設置している施設は116施設（89.9%）、設置していない施設は13施設（10.1%）となります。駐車場を設置している施設の大半は敷地内に駐車場を確保していますが、敷地外にしか駐車場が確保できていない施設もみられます。駐車場の設置台数をみると、100台以上の大量駐車可能な施設が24施設（20.7%）ある一方で、10台未満の駐車規模となっている施設も16施設（13.8%）みられます。

図表2-26 公共施設の駐車場の整備状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

ウ 設備

公共施設は、建物（躯体）だけでは機能しません。さまざまな設備が設置されることによって、公共施設として機能することが可能になります。公共施設に必要な設備は、施設の種類や目的によって異なります。法令によって設置が義務付けられている設備もあります。ここでは公共施設の共通的な設備である、エレベーター（昇降機）、社会インフラ（上下水道、電気）、についてみてみます。

エレベーターについては、設置されている施設は26棟（3.9%）と限られています。

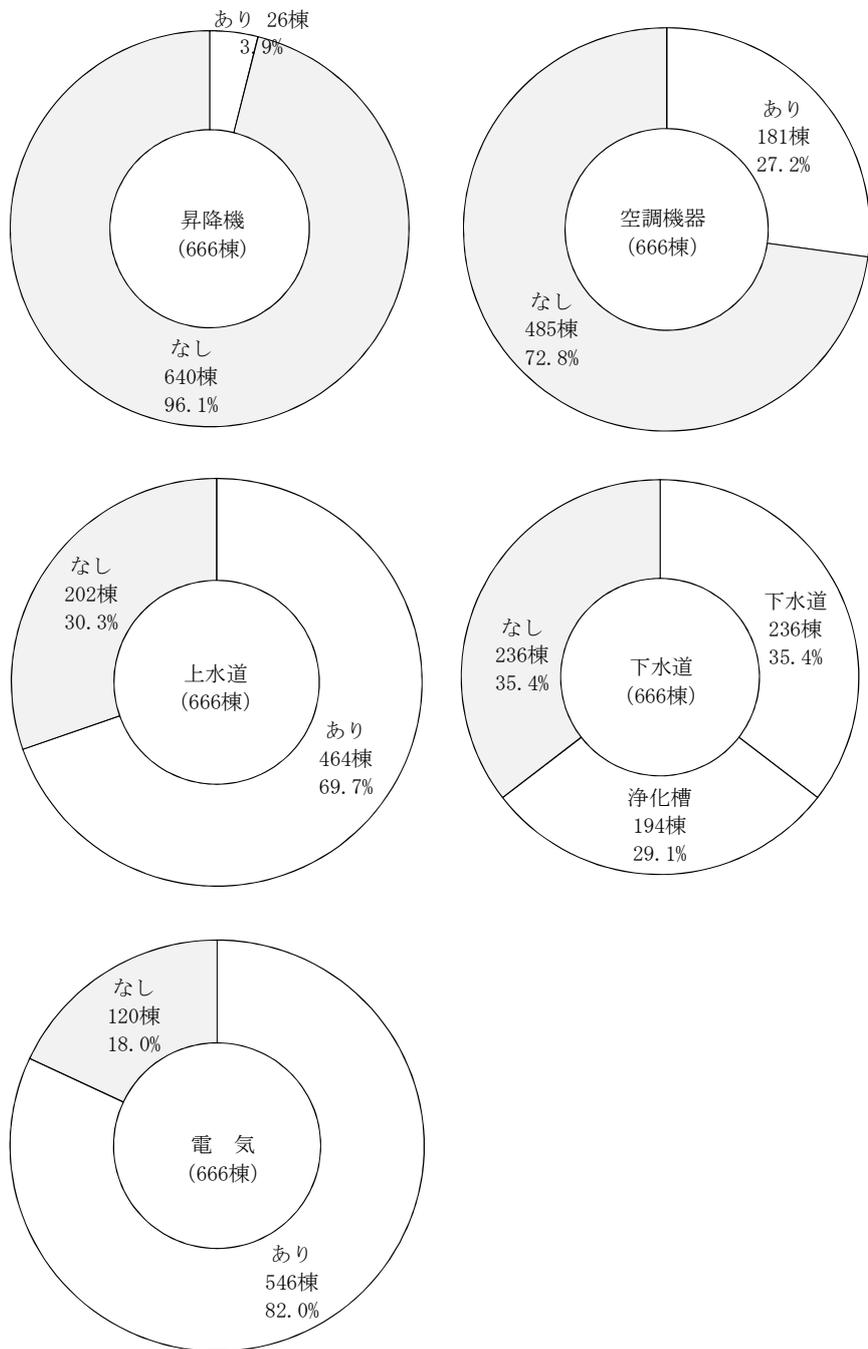
法律（建築基準法）では、高さが31m以上または地上11階以上の建築物には、非常用エレベーターの設置が義務付けられていますが、それ以外の建物については、エレベーターの設置を義務付ける規定はなく、設置の必要性は建築主が判断することになっています。しかし、子どもから高齢者まで

不特定多数の人が利用する公共施設の場合では、バリアフリー等の観点からエレベーターの設置を考

える必要があります。また、施設によっては車イス利用等で設置するエレベーターの種類を考慮する必要のあるものも含まれます。

社会インフラについては、上水道が設置されている施設は464棟（69.7%）、下水施設は下水道が236棟（35.4%）、浄化槽が194棟（29.1%）、電気が設置されている施設は546棟（82.0%）となっています。

図表2-27 設備等の状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

6 公共施設に係る管理・運営

(1) 所管部署

市内の公共施設の管理は、原則として施設を所管する行政各部署が担っています。公共施設の所管部署をみると、小学校、中学校を所管している学校教育部が最も多くの公共施設を管理しており、381棟、全体の57.2%を占めています。次いで、社会教育部の83棟（12.5%）となっています。

公共施設を管理している部署は、第1章でみたとおり、大きくは市長部局と教育委員会とに分かれますが、市長部局で所管する施設は202棟、30.3%にすぎず、教育委員会では464棟、69.7%の施設を所管しています。

このため、公共施設の管理を効率的・効果的に推進していくためには、市長部局と教育委員会とが、全市的な視点にたって取り組む体制を構築して、総合的・計画的な取組を進めていく必要があります。

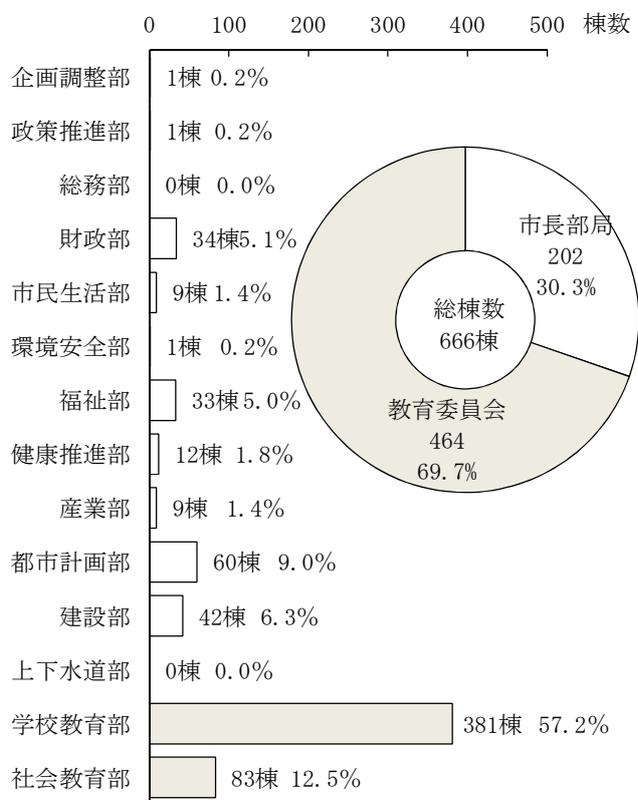
(2) 収入・支出

公共施設の整備や管理・運営に必要なコストをみる場合、これまでは建設時のコスト（土地の取得費や建設費等）に大きな社会的関心が寄せられていました。しかし、最近では施設のライフサイクルコスト（Life cycle cost）に着目した建物の総合的なコスト把握が重要であることが指摘されています。ライフサイクルコストは、建物のコストを、建設時のコストだけではなく、毎年の管理・運営に係るコスト、さらには建物を取り壊した際の廃棄コストまでをトータルに考えたもので、建物の生涯費用ともよばれています。

ここでは、公共施設の建設時以外のライフサイクルコストのなかで、管理・運営に係るコストとして、毎年度、市が支出している金額をみてみます。また、公共施設のなかには入場料や使用料をとっている施設もありますから、これらの収入もあわせてみてみます。

まず、公共施設に関係した支出額ですが、市が支出する費目のどの範囲までが公共施設の支出額とするのかは明確な線引きがありません。本調査では、公共施設に最低限必要なコストだけをみるのではなく、実際に公共施設のなかで市民サービスの提供などのために勤務する職員の人件費、事業費も含めてコストを把握しました。こうして算出した年間の総支出額は91.7億円となっています。支出額の内訳をみると、人件費のウェイトが大きく、正規職員の人件費が57.1億円（62.3%）、非正規職員の人件費（非正規）が6.3億円（6.9%）、両者の合計は63.5億円（69.2%）となっています。市職

図表2-28 所管部署別にみた公共施設（棟）の状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合 (%) の合計は100.0%にならない

員の大半は調査した 129 施設で勤務しており、人件費のウェイトが高いのは、調査した 129 施設で勤務する一般行政職員と非正規職員の人件費(特別職は除く)を全て含めて計算したためです。ただし、小中学校の教員の人件費は県職員として茨城県が負担していますから含まれていません。

その他の支出で大きいものは、事業等経費の 8.2 億円 (8.9%)、光熱水費の 3.2 億円 (3.5%)、修繕費が 2.2 億円 (2.4%) となっています。

一方、総収入額は 11.5 億円となっています。収入額の内訳をみると、使用料収入が 1.5 億円 (12.9%)、事業収入が 2.9 億円 (25.0%)、その他の収入が 7.1 億円 (62.0%) となっています。

このように収支の間には大きな差があり、公共施設の管理・運営には、多額の市予算が充てられています。

図表 2-29 収入・支出の状況

収入		支出	
11.5億円		91.7億円	
その他	7.1億円	その他	5.3億円
事業収入	2.9億円	光熱水費	3.2億円
使用料収入	1.5億円	事業等経費	8.2億円
		人件費(非正規)	6.3億円
		人件費(正規)	57.1億円
		指定管理委託料	6.4億円
		その他維持管理	0.7億円
		保守点検委託料	1.6億円
		清掃委託料	0.6億円
		修繕費	2.2億円

(注) 人件費(正規、非正規)は 129 施設に勤務する全ての職員人件費。費目別額は小数点二位以下を四捨五入しているため、支出額の合計額と一致しない。

(3) 管理・運営コスト

支出の状況から、管理・運営コストをみると、人件費(正規職員、非正規職員)及び事業費等経費を含めたコストは 91.7 億円、人件費及び事業経等経費を除いたコスト(指定管理委託料含む)は 20.0 億円となります。延床面積 1 m²当たりでみると年間 2 万 6,100 円、市民 1 人当たりでみると 1 つの施設の管理・運営に年間 485 円が必要となります。施設種別でみると、庁舎等の行政系施設は市民 1 人当たりの管理・運営コストが高く、医療施設、子育て支援施設等は 1 m²当たりの管理・運営コストが高くなります。

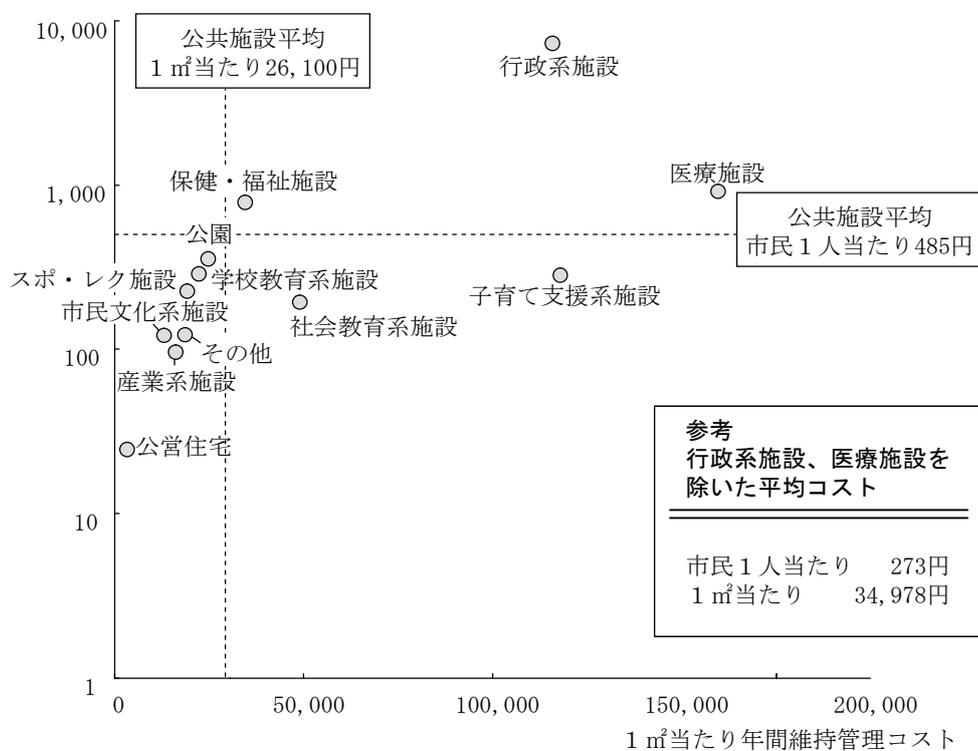
図表2-30 年間の管理・運営コスト（施設種別・行政財産別コスト）

区分	合計	指 定 理 委 託 料	人件費 (正規)	人件費 (非正規等)	事業等 経 費	光熱水費	修繕費	清 掃 委 託 料	保守点検 委 託 料	その他 維持管理 経 費	その他
全 体	916,859	64,152	571,487	63,073	81,885	32,129	21,603	6,496	16,336	7,031	52,668
市民文化系施設	39,603	2,754	14,128	4,669	4,985	2,359	721	1,085	1,884	718	6,300
社会教育系施設	25,921	0	11,708	3,554	3,309	2,616	620	1,042	745	0	2,327
スポ・レク施設	46,939	31,239	1,499	1,572	0	1,706	756	1,411	467	1,745	6,545
産業系施設	2,844	2,844	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育系施設	150,114	0	25,334	15,691	57,833	16,620	6,142	806	5,365	231	22,093
子育て支援系施設	67,441	3,208	32,208	22,062	7,556	1,007	162	39	143	955	101
保健・福祉施設	103,007	5,947	78,393	4,608	245	3,054	1,355	996	3,112	202	5,094
医療施設	27,221	0	16,833	105	7,227	174	83	35	1,414	776	73
行政系施設	429,988	0	391,385	10,811	0	4,541	7,399	1,082	3,007	2,398	9,365
公 営 住 宅	4,397	0	0	0	0	7	3,819	0	190	0	381
公 園	15,746	15,455	0	0	229	46	0	0	10	6	0
そ の 他	3,638	2,704	0	0	0	0	546	0	0	0	388
公 用 財 産	509,330	64,152	410,034	18,484	46,425	6,666	8,256	1,168	4,048	2,630	11,620
公 共 用 財 産	407,528	0	161,454	44,589	35,460	25,463	13,348	5,328	12,288	4,401	41,048

(注) 単位：万円。千円以下を四捨五入しているため施設種類別の合計値は「合計」、「全体」と合わない。人件費（正規、非正規）は129施設に勤務する全ての職員人件費。

図表2-31 市民1人当たり及び1㎡当たり年間の平均管理・運営コスト

市民1人当たり年間維持管理コスト



(4) 施設情報の管理

公共施設の管理・運営において、正確な公共施設情報を行政内部で管理することは極めて重要となります。しかし、建築年度が古い公共施設は、施設資料が適正に保存されていない場合があることや、また、改修等の履歴が管理している施設情報に反映されず、施設データと施設実態との間に食い違いを起こしてしまっているケースもみられます。

公共施設情報は各施設の現状を正確に反映した内容であることが重要であり、これを可能とする情報管理システムの導入や行政組織体制の構築や職員等の人材育成を検討する必要があります。特に古河市のような合併を経験した市町村では、旧市町時代に別々の方法で管理されてきた公共施設情報を、統一化・一元化していくことも求められます。

公共施設に関する情報はさまざまなものがありますが、最も基礎的な資料となるのが、①官公庁届出書類（建築計画通知書・添付図書、確認済証、検査済証等）、②新築時図書・現状図（竣工図書、構造等の計算書、敷地資料、建物・設備取扱説明書、工事契約書等）、③保全関係図書（保全台帳、保全実施台帳等）です。

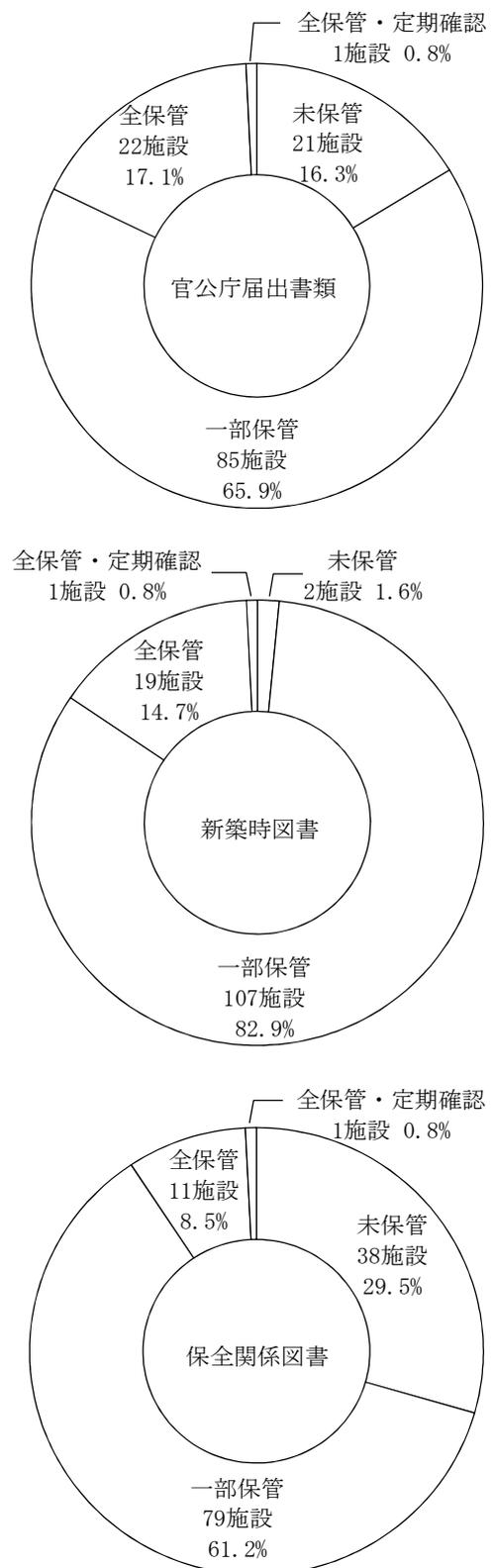
まず、官公庁届出書類の保管状況をみると、「全保管され、かつ定期確認されている」は1施設（0.8%）のみで、「全保管されている」は22施設（17.1%）、「一部保管されている」は85施設（65.9%）、「未保管」は21施設（16.3%）となっています。

新築時図書・現状図の保管状況は、「未保管」は2施設（1.6%）、「一部保管」は107施設（82.9%）、「全保管」は19施設（14.7%）、「全保管・定期確認」は1施設（0.8%）となっています。

保全関係図書の保管状況は、「未保管」が38施設（29.5%）、「一部保管」が79施設（61.2%）、「全保管」が11施設（8.5%）、「全保管・定期確認」が1施設（0.8%）となっています。

このように、現状としては、最も基礎的な施設データについても、全てが正確に管理されている施設は限られており、なかには施設データが散逸しているケースもみられます。施設情報管理のあり方の点検や抜本的な見直しが必要な状況にあります。

図表 2-3 2 施設管理資料の保管状況



(注) 小数点2位以下を四捨五入しているため割合(%)の合計は100.0%にならない

7 公共施設の利用状況

集会施設、文化施設、スポーツ施設等では、会議室、練習室、屋内運動場の市民利用諸室を整備しています。市内の公共施設のなかでこうした市民利用諸室を整備している施設は75施設（58%）あり、その延床面積は15万886㎡（41%）となっています。

こうした施設では、市民向けに日中や夜間の時間帯に公共施設のスペースを有料または無料で貸し出しを行っています。有料で貸し出す施設の利用料は、施設や諸室の種類、利用時間、利用条件、利用設備によって異なる設定となっています。

これらの市民利用諸室の年間の利用可能時間数は延97万3,971時間で、1施設当たり平均7,492時間となります。市民等が実際に年間に利用した時間は、38万2,615時間、1施設平均2,943時間となっています。施設の稼働率（利用時間÷利用可能時間）は39%となります。

施設別にみると、小学校（夜間開放）、図書館といった稼働率が高い施設がある一方、稼働率が50%未満の施設が38施設（市民利用諸室整備施設の51%）みられます。

図表2-3-3 公共施設の主な使用料の状況

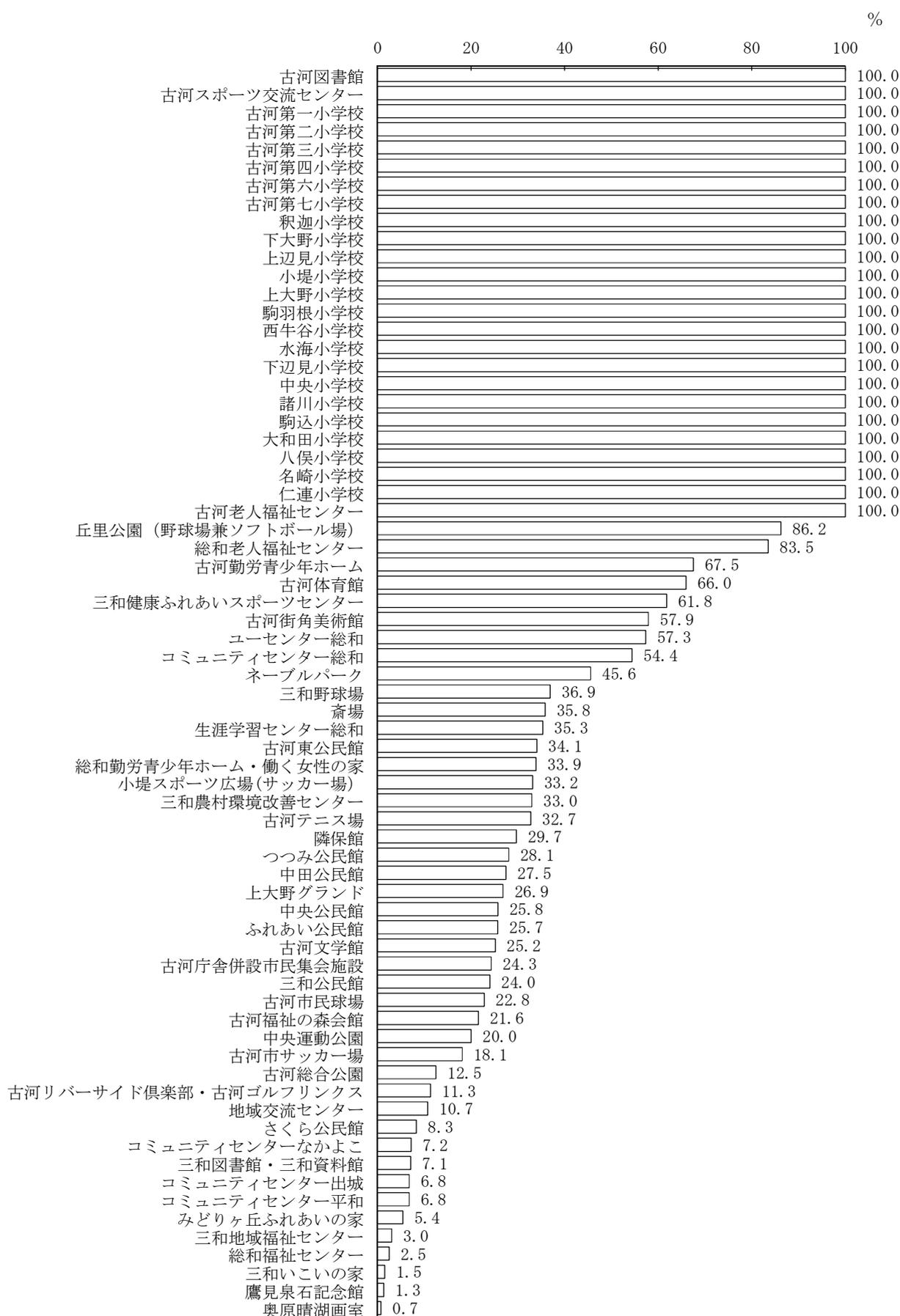
施設名	市民利用諸室	使用料（円）	備考
三和農村環境改善センター	和室・生活改善室・研修室	500～750	<ul style="list-style-type: none"> 和室は13時～17時の貸し出しなし 浴室利用は13時～17時のみ グラウンドゴルフは18時以降の貸し出しなし テニスコートは土・日及び祝日に関する法律に規定する休日は300円増し、18時以降の貸し出しなし
	調理実習室	1,000～1,500	
	講師控室	200～300	
	ホール	1,500～2,000	
	浴室	100	
	グラウンドゴルフ	400	
	テニスコート	1,000～1,500	
古河東公民館	視聴覚室	1,000～1,500	<ul style="list-style-type: none"> 利用時間は①9時30分～11時30分、②12時30分～14時30分、③15時～17時、④17時30分～19時30分、⑤20時～22時 利用時間は①9時～12時、②13時～17時、③18時～22時
	工作室	300～450	
	ピアノ	500	
	会議室等 調理室	500～750 1,000～1,500	
中田公民館	ホール	600～900	<ul style="list-style-type: none"> 利用時間は①9時30分～11時30分、②12時30分～14時30分、③15時～17時、④17時30分～19時30分、⑤20時～22時 利用時間は①9時～12時、②13時～17時、③18時～22時
	会議室等	500～750	
	調理室	1,000～1,500	
	工作室	600～900	
	視聴覚室	2,000～3,000	
	和室	400～600	
地域交流センター (はなももプラザ)	多目的ホール	1,000～1,500	<ul style="list-style-type: none"> 利用時間は①9時30分～11時30分、②12時30分～14時30分、③15時～17時、④17時30分～19時30分、⑤20時～22時 利用は午前、午後、一日のいずれか 利用時間は①9時～12時、②13時～17時、③18時～22時
	屋台ホール	1,000～1,500	
	ピアノ	500	
	イベント広場(駐車場)	1,000～2,000	
	会議室等 調理・創作室	500～750 1,000～1,500	
中央公民館	屋台	1,000	<ul style="list-style-type: none"> 同上
	会議室等	500～750	
	料理実習室	1,000～1,500	
	大ホール	2,000～3,000	
	ピアノ	500	

施設名	市民利用諸室	使用料 (円)	備考
さくら公民館 (さくら館)	会議室等 料理実習室 ホール	500～750 1,000～1,500 1,500～2,000	・利用時間は①9時～12時、②13時～17時、 ③18時～21時
ふれあい公民館 (ふれあい館)	会議室等 料理実習室 ホール	500～750 1,000～1,500 1,500～2,000	・同上
つつみ公民館 (つつみ館)	会議室等 調理実習室 多目的ホール ピアノ	500～750 1,000～1,500 1,500～2,000 500	・同上
生涯学習センター総和 (とねミドリ館)	会議室等 調理学習室 多目的ホール ピアノ	500～750 1,000～1,500 3,000～4,500 500	・同上
ユースセンター総和	会議室等 調理実習室 多目的ホール ピアノ	500～750 1,000～1,500 3,000～4,500 500	・同上
三和公民館	会議室等 調理実習室 大ホール ピアノ	500～750 1,000～1,500 2,000～3,000 500	・同上
三和資料館	-	無料	-
古河歴史博物館	展示施設	100～400	・一般、団体、小中高生で料金が異なる ・3館共通券600円(博物館・文学館・篆刻美術館)
古河文学館	展示施設	50～200	
篆刻美術館	展示施設	50～200	
鷹見泉石記念館	座敷	4,000～10,000	・時間帯は午前、午後、一日のいずれか
奥原晴湖画室	座敷	4,000～10,000	・同上
古河街角美術館	-	無料	-
永井路子旧宅	-	無料	-
古河体育館	主競技場	1,500～120,000	・片面利用料金、別途、照明使用料(500円～ 1,000円/時間) ・全面利用時は2倍料金。 ・非営利、入場料の有無で料金が異なる ・占用しない場合、一般500円/月、中学生以下 300円/月、照明使用料(100円/時間) ・1カ月 ・占用しない場合、一般200円～500円、高校 生以下は無料
	柔剣道場	800～3,000	
	トレーニング室	1,000	
	相撲場	500～1,500	
	会議室	300～1,200	
古河スポーツ 交流センター	スポーツ棟(プール)	大人400 小・中・高200 幼児無料	・利用は2時間、回数券(11枚綴)、パスポート 設定あり ・3年生以下は保護者同伴が必要 ・高校生以上で利用は2時間、回数券(11枚 綴)、パスポート設定あり ・高校生以下は保護者の同伴が必要 ・宿泊者が利用の場合は半額(追加料金は別) ・営利目的は1.5倍、物販は2倍
	スポーツ棟(ジム)	200	
	宿泊・研修室(宿泊室)	3,000/人	
	宿泊・研修室(研修室)	1,000～3,000	
古河リバーサイド倶楽部	多目的アリーナ スタジアム 映写用、照明用備品 浴室	1,800～9,400 700～3,100 1,100～4,700 500	・多目的アリーナは平日と土日・祝日で料金が 異なる。また、利用時間は、①9時～12時、 ②13時～17時、③18時～22時、④全日 ・浴室は1回当たり料金
古河ゴルフリンクス	コース利用	平日～8,000 土日・祝日～12,000	・平日と土日・祝日で料金が異なる ・1人につき18ホールを超え9ホールまで増 すごとに4,000～6,000円 ・1人1回当たり
	コース使用に伴う 乗用カート使用料	～2,000	

施設名	市民利用諸室	使用料（円）	備考
古河市サッカー場	競技場	1,500～100,000	・ 営利・非営利、スポーツ・非スポーツで料金が異なる、土曜日は500円増し、日曜日・祝日は1,500円増し ・ 入場料を徴収する場合は各日の倍額
	附属施設	100～2,000	・ 利用時間は2時間以内、2時間超、一日のいずれか
古河市民球場	入場料を徴収する場合	各時間帯につき 最高入場料100人分	・ 100人分の入場料が5万円に満たない場合は、5万円
	入場料を徴収しない場合	1,500	・ 1回2時間30分の使用料
	その他	200～5,000	・ 各機器や貸室等、入場料の徴収や利用により異なる
古河テニス場	平日	1,000～3,500	・ 利用時間は、①9時～12時、②13時～17時、③17時～19時、④9時～17時
	土曜日・日曜日・祝日	1,200～4,200	
丘里公園 (野球場兼ソフトボール場)	野球場兼ソフトボール場	200～6,000	・ 学生又は生徒は半額、野球及びソフトボール以外の目的で利用は2倍 ・ 野球及びソフトボール以外の営利目的で利用は3倍
	夜間照明	1,500～2,500	・ 市民以外は野球場 3,500円/30分、ソフトボール場は2,000円/30分
中央運動公園 (総合体育館)	主競技場	1,000～10,000	・ 非営利・営利で料金が異なる ・ 入場料を徴収する場合は2倍 ・ 別途、照明使用料（2,000円/時間）
	柔道場、剣道場	400	・ 1時間につき ・ スポーツ以外に利用の場合は10倍
	卓球場	100～400	・ 1台/時間 ・ スポーツ以外に利用の場合は10倍
	会議室	500	・ 1時間につき ・ 営利を目的とする場合は10倍
	トレーニング室、 スポーツサウナ	300	・ 1人/2時間 ・ トレーニング室は定期利用設定あり（3万円/年）
中央運動公園	陸上競技場	1,400～15,000	・ 1時間につき。入場料を徴収する場合は2倍 ・ 個人定期6,000円、個人随時200円、小中高生・障がい者は半額
上大野グラウンド	グラウンド	200～6,000	・ 学生又は生徒は半額 ・ 野球及びソフトボール以外の目的で利用は2倍 ・ 野球及びソフトボール以外の営利目的で利用は3倍
小堤スポーツ広場	サッカー場	無料	-
三和健康ふれあい スポーツセンター	メインアリーナ	700～9,000	・ 利用時間は、①9時～12時、②13時～17時、③17時～21時、④9時～21時 ・ 2時間、高校生未満は半額 ・ 2時間、高校生未満は半額 ・ コース専用利用は1コース1時間5,000円 ・ 高校生以上。2時間
	サブアリーナ	700～3,100	
	アリーナ個人利用	200	
	温水プール	400	
	トレーニングルーム	200	
三和野球場	グラウンド	2,000	・ 利用時間は、①9時～12時、②12時～15時、③15時～18時、④18時～21時 ・ 上記時間帯以外のグラウンド利用は1,000円/時間、照明設備は30分利用ごと
	本部室	1,000	
	照明設備	600(半灯)、1,000(全灯)	

資料：古河市

図表 2-34 施設別にみた市民利用諸室の時間稼働率の状況（利用時間／利用可能時間）



8 今後の公共施設の更新に係る費用

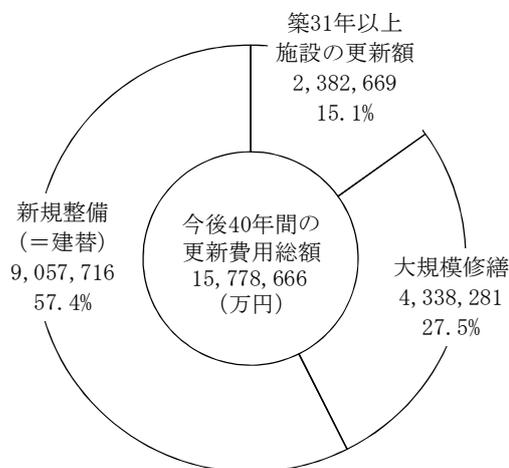
(1) 大規模修繕・建替えに係る更新費用の見込み

公共施設は年々老朽化していきませんが、適切に維持管理を行えば、建物や設備の寿命をのばして長期間使用することが可能になります。反対に維持管理が適切に行われない場合は、建物や設備の寿命を早め、当初考えていたよりも早く修繕や建替えを行う必要が出てきます。

本節では、「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」（財団法人自治総合センター）をもとに、公共施設の寿命を60年間として、施設寿命の中

間年に当たる31年目を大規模修繕の時期、61年目を建替えの時期と仮定して、公共施設の今後の更新費用を算定しました。推計の結果、現在の市内の公共施設を全て更新した場合、今後40年間で公共施設の更新費用総額（見込額）1,577.9億円、単年度平均で39.4億円の更新費が必要となります。その内訳は、既に築31年以上経過した施設の更新額が238.3億円、今後31年目を迎えて大規模修繕する施設の更新額が433.8億円、寿命が終わった建物の建替えに係る新規整備額が905.8億円です。

図表2-35 今後40年間の公共施設の更新費用の見込み



(2) 大規模修繕・建替えに係る今後の更新費用の推移

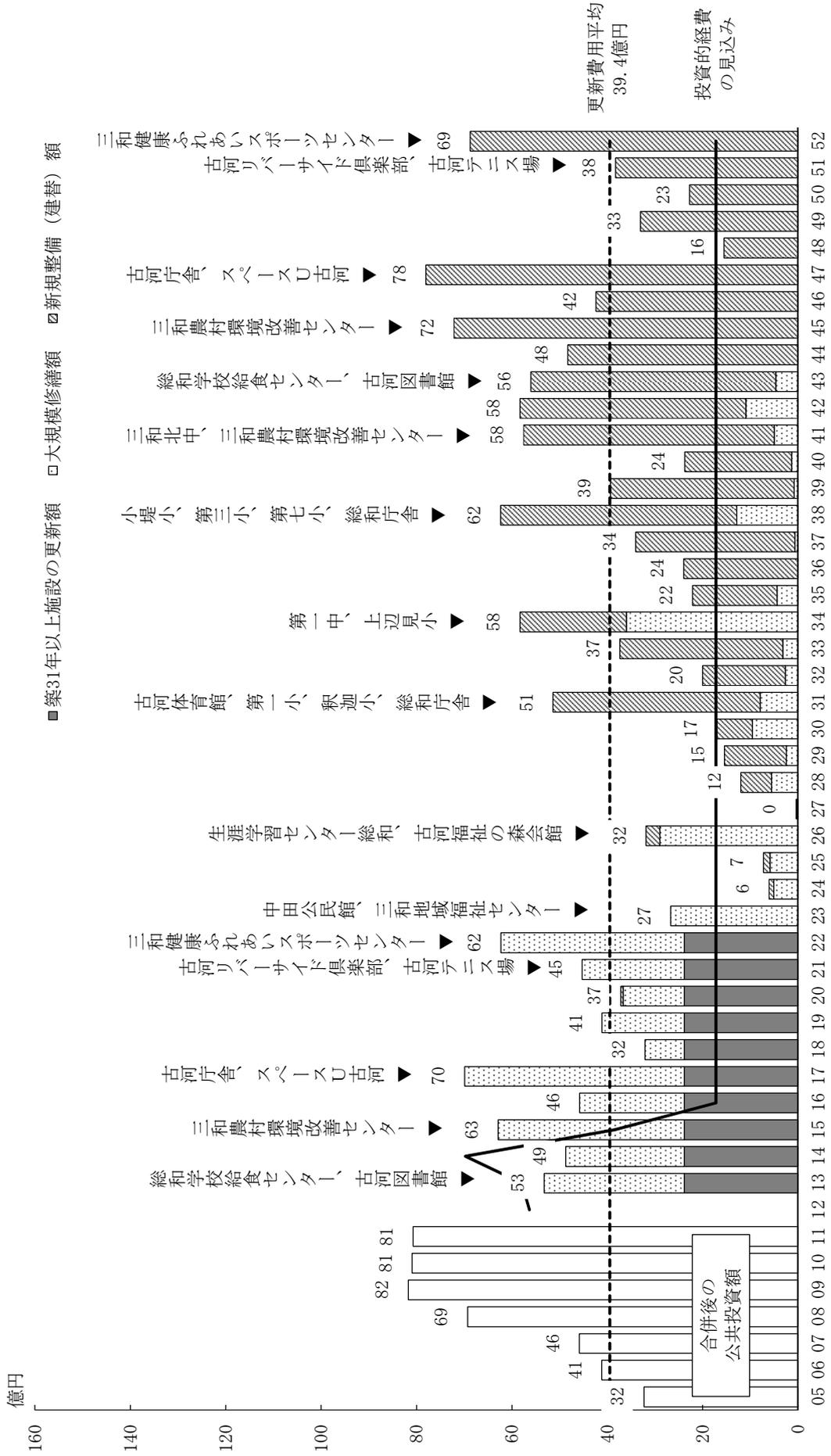
今後40年間の大規模修繕・建替えに係る更新費用の推移をみたものが次頁図表です。建築後31年以上が経過した施設の更新（大規模修繕や建替え）を今後10年間で集中的に実施するケースと、今後40年間で実施するケースと2つの推計を示しました。

本市では、高度経済成長期に建設された公共施設が多いため、2020年代までは施設の大規模修繕が、2030年以降は公共施設の建替えが必要となります。建築後31年以上経過した老朽化施設の更新（大規模修繕や建替え）を今後の10年間で集中的に行う場合は、2022年までの10年間の更新費用が高額となり、例えば2017年には約70億円が必要となります。今後、29年間で均等に負担する場合は、後年度の負担は増えますが、更新費用はある程度標準化できます。しかし、今後の40年間の更新費用の総額は変わりません。

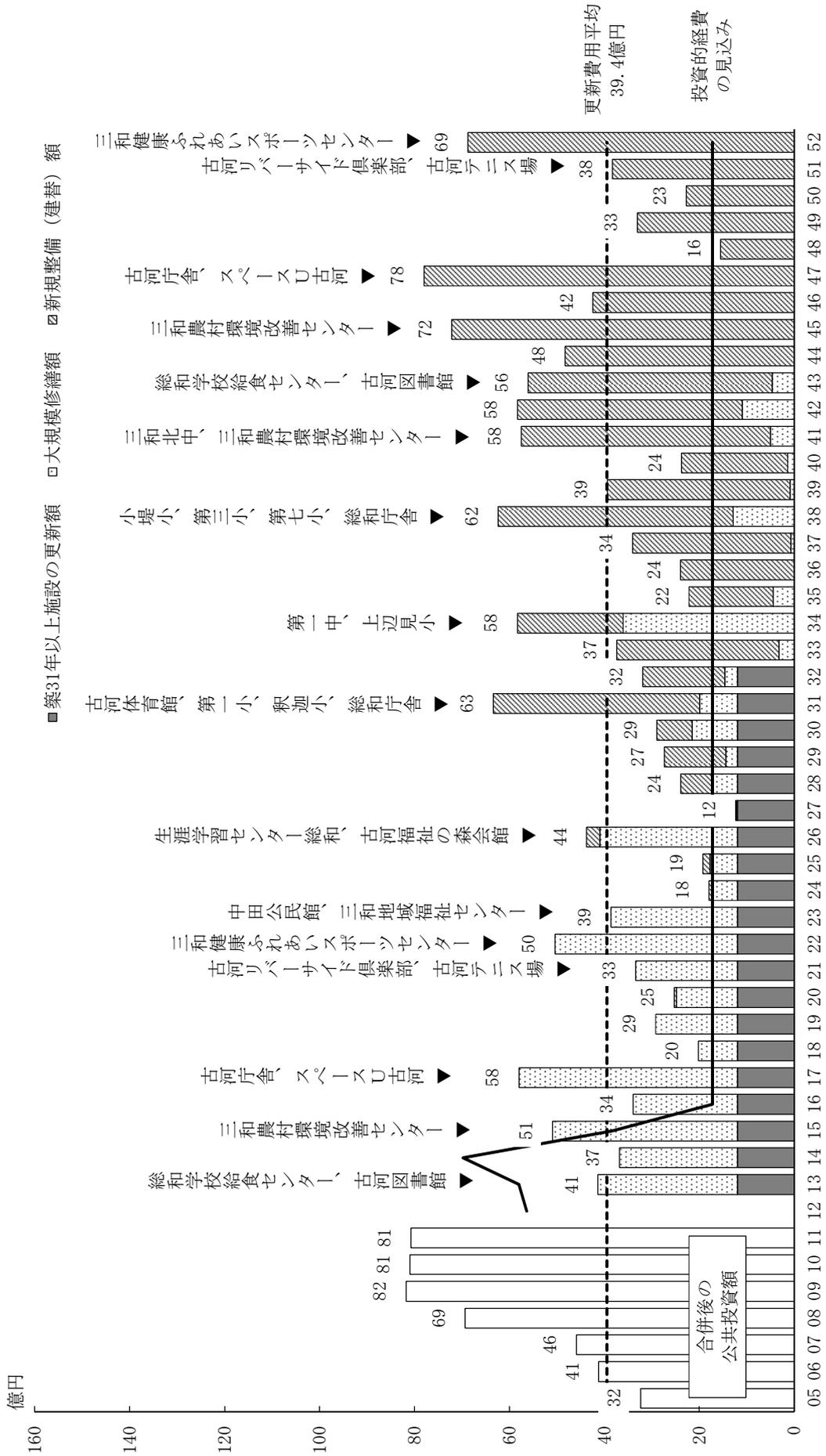
必要となる更新費用に対して、公共施設の大規模修繕や建替えに充てることができる投資的経費は、2011年現在では80億円が支出されていますが、市の財政見通しをみると、今後は毎年度減少し、2016年以降は約17.2億円にまで縮減することが見込まれています。更新費の推計では単年度平均で39.4億円が必要となりますから、今後の更新費に必要な財源が大きく不足することが考えられます。

こうした課題に対応するためには、新たな更新のための財源を確保する、施設の長寿命化等を図って更新の時期を遅らせる、効率的な更新計画に徹底して更新費用の総額を圧縮する、市の公共施設の総量を減らすなど、総合的な公共施設マネジメントの導入と公共施設改革の推進が必要となります。

図表 2-3-6 今後 40 年間の公共施設の更新費用の推移（推計 1：今後 10 年間で築 31 年以上が既に経過した施設の更新を行う場合）



図表2-3-7 今後40年間の公共施設の更新費用の推移（推計2：今後20年間で築31年以上が既に経過した施設の更新を行う場合）



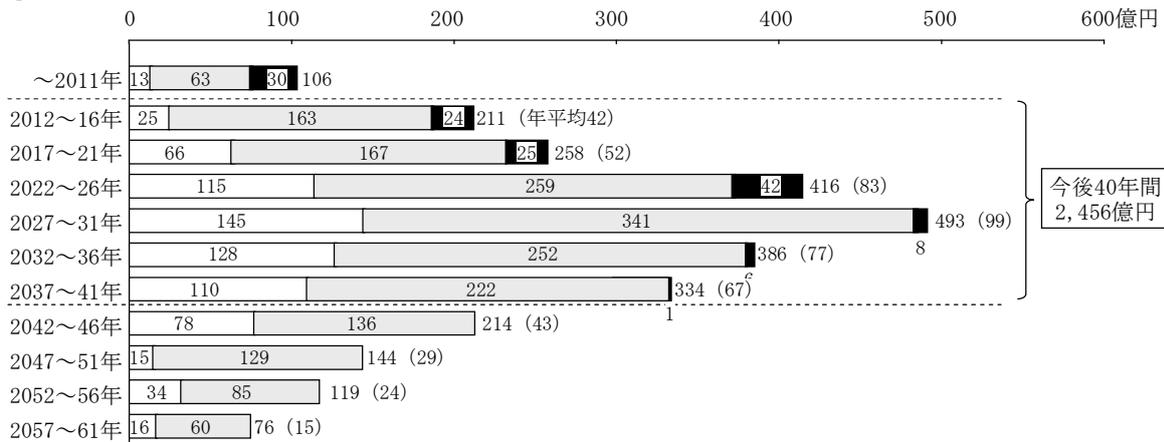
(3) インフラ等も含めた更新費用の推移

今後、老朽化等により更新が必要となるものは建築施設だけではなく、道路、橋りょう、上下水道等の社会インフラと呼ばれている土木施設も建築施設と同様に更新が必要となります。また、市が保有する設備・備品、機械装置、車両等も時間とともに劣化して買い替え等が必要となります。こうした市が保有する資産全体の更新費用をみたものが下記図表になります。

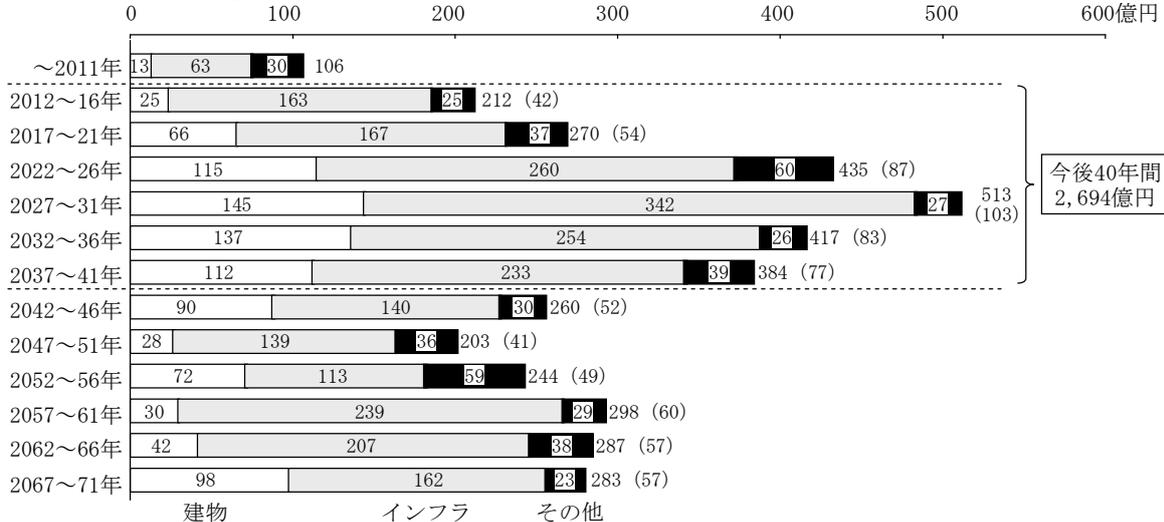
市では、有形の固定資産を固定資産台帳として管理しています。固定資産は、税法上の耐用年数が定められています。例えば、RC造の建築物は50年、エレベーターは17年、給排水やガスの設備は15年、普通自動車、冷房・暖房機器は6年、複写機、テレビ、カメラ、電子計算機は5年、パソコンは4年などとなっています。この法定耐用年数は物理的寿命とは異なりますが、法定耐用年数が経過した時点で、建築価格や買取価格と同じ金額で固定資産を更新した場合、今後40年間では2,456億円が必要となります。こうした更新は一度だけではなく、パソコンのように頻繁に更新が必要な資産もあります。2回目以降の更新費用も含めると、今後の40年間の更新費用の総額は2,694億円になります。

図表2-38 有形固定資産（固定資産登録分）の将来の資産更新必要額の推計

① 1回目だけの更新したケース（2回目以降の更新を含まない）



② 2回目以降の更新を含むケース



(注) 小数点1位以下を四捨五入しているため合計額と合わない

第3章 種類別にみた公共施設の現状と課題

第3章 種類別にみた公共施設の現状と課題

1 市民文化系施設・産業系施設

(1) 公民館的施設

古河市の公共施設のなかで、主として市民の利用を目的とし、集会機能等を有する市民文化系施設は21施設あります。このうち、13施設は比較的規模が大きく、地元住民に限らず広域的な利用を目的とした施設となっています。また、産業系施設として整備されている2施設（古河勤労青少年ホーム、総和勤労青少年ホーム・働く女性の家（サークル館））は、大規模な市民文化系施設とほぼ同様の機能を果たしていることから、この2施設を含めた15施設を「公民館的施設」として比較してみます。

公民館的施設の多くは、社会教育施設管理課が所管する社会教育施設ですが、三和農村環境改善センターは社会体育課、スペースU古河は管財課、隣保館は人権推進課、勤労青少年ホームは商工政策課が所管しています。施設の設置目的や利用形態、設置に当たっての財源や条例上の区分はさまざまですが、公共施設マネジメントに当たっては、公共施設の行政上の分類だけでなく、物理的な機能に着目して比較することが重要です。

図表3-1 公民館的施設の状況

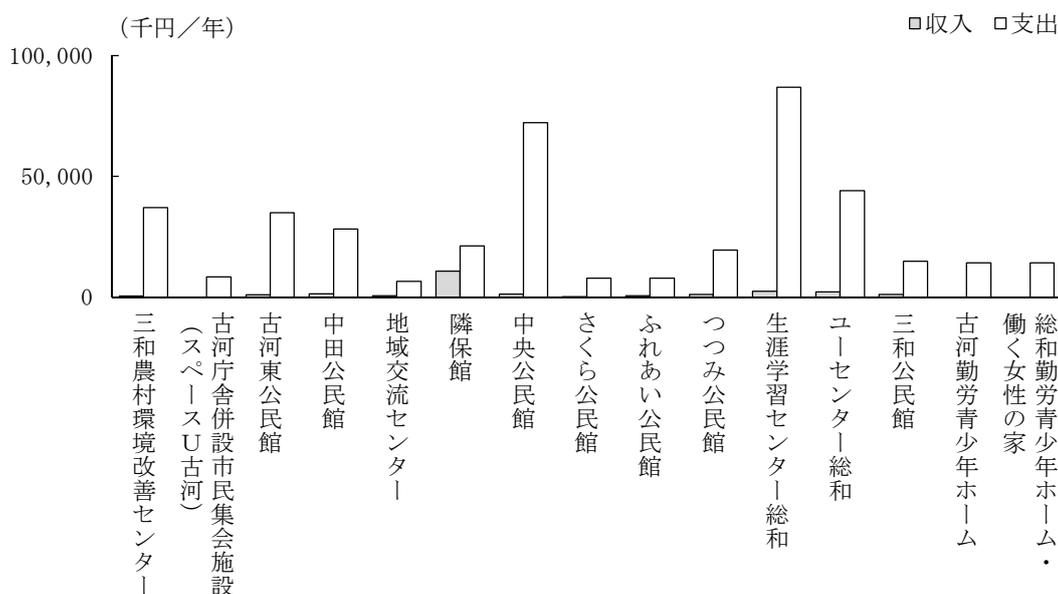
No.	施設名	地区	所管	施設設置目的 (概略)	指定 管理	特徴・備考
1	三和農村環境改善センター	三和地区 第19地区	社会体育課	スポーツ普及振興、市民の健康増進	○	高齢者用浴室を併設
2	古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）	古河地区 第1地区	管財課	古河市民のいこいの場	○	古河庁舎と一体
3	古河東公民館	古河地区 第2地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	図書館・保育所と複合
4	中田公民館	古河地区 第4地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	
5	地域交流センター（はなももプラザ）	古河地区 第1地区	社会教育施設管理課	観光情報の発信、地域住民の相互交流	×	ほぼ新築
6	隣保館	古河地区 第4地区	人権推進課	生活上の各種相談、人権・同和問題の解決	×	
7	中央公民館	総和地区 第14地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	総和庁舎隣接、公民館の本部機能
8	さくら公民館（さくら館）	総和地区 第14地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	
9	ふれあい公民館（ふれあい館）	総和地区 第12地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	
10	つつみ公民館（つつみ館）	総和地区 第8地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	
11	生涯学習センター総和（とねミドリ館）	総和地区 第13地区	社会教育施設管理課	地域づくり諸活動の促進、生涯学習・まちづくり推進	×	
12	ユースセンター総和	古河地区 第10地区	社会教育施設管理課	市民の相互交流や教養文化の向上	×	
13	三和公民館	三和地区 第18地区	社会教育施設管理課	住民の生涯学習の充実	×	三和庁舎隣接
14	古河勤労青少年ホーム	古河地区 第2地区	商工政策課	青少年の保護及び労働生産性の向上	○	
15	総和勤労青少年ホーム・働く女性の家（サークル館）	総和地区 第12地区	商工政策課	青少年の労働生産性の向上、女性の教養向上と福祉増進	○	

図表 3-2 公民館的施設の立地状況

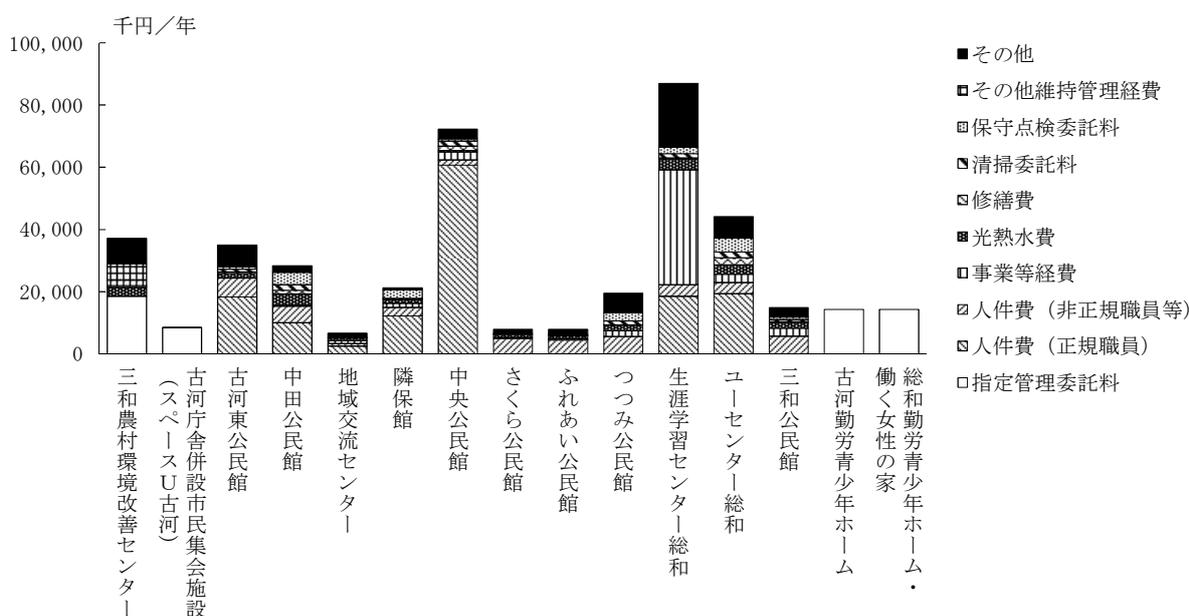


まず、各施設の収入と支出を比較すると、総和地区にある中央公民館と生涯学習センター総和の支出が大きくなっています。中央公民館は地域の公民館の本部統括機能を持っており、11人の人員が配置され、人件費が高くなっているためです。生涯学習センター総和の支出が大きいのは、平成23年度に近接する駐車場を取得しており、これが会計上事業費として処理されたため、経常的な経費は他の施設と大きく異なりません。地域交流センターの純支出が小さいのは、集計時点で築後1年を経過しておらず、年間のコストが把握されていないためです。

図表3-3 公民館的施設の収入・支出の状況



図表3-4 公民館的施設の費用項目別支出の状況



利用者当たりの純支出でみると、さくら公民館、生涯学習センター総和、中央公民館以外は利用者1人当たり800円前後の水準であり、施設ごとに大きな偏りはありません。施設配置でみると、総和地区に多く、三和地区には2カ所のみで偏在しています。

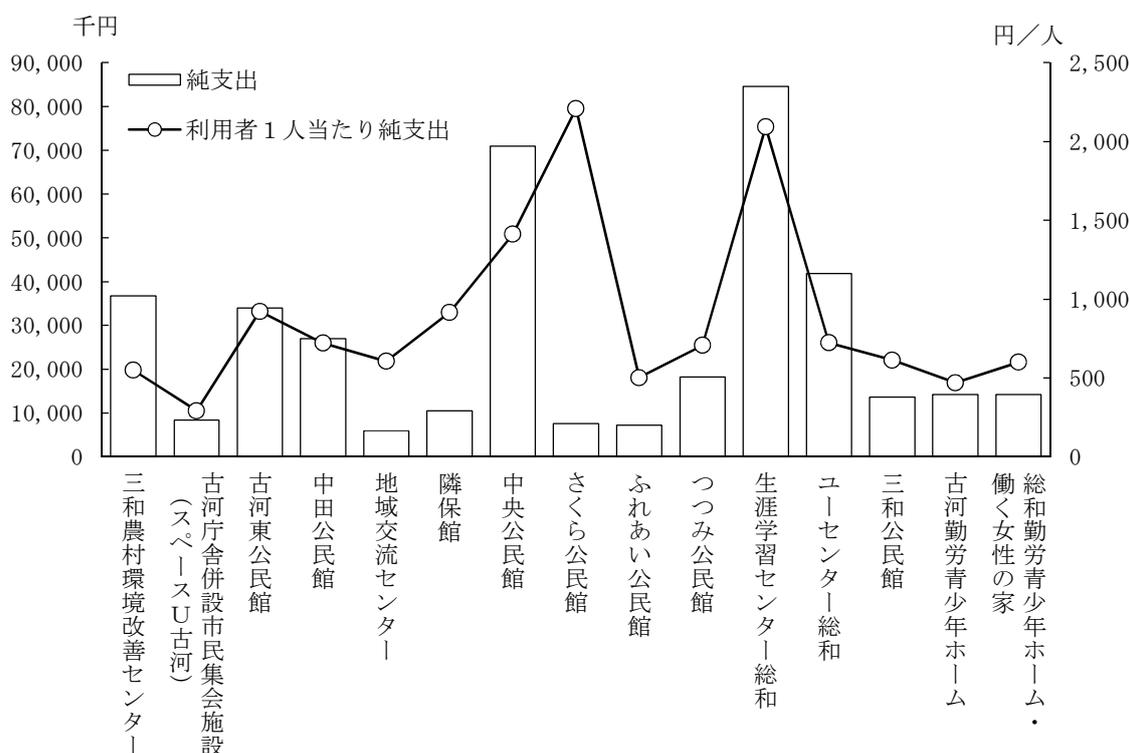
施設規模(延床面積)に比して利用者数が多いのは三和農村環境改善センター(年間約6万7,000人)で、1人当たりのコストが小さくなっていますが、これはホール利用者や浴室の利用者が多く、他の施設との比較では利用人数が多くカウントされていることが考えられます。

延床面積当たりの純支出を比較すると、駐車場取得の要因がある生涯学習センター総和を除いて高くなっているのが三和農村環境改善センターです。これは、高齢者用の浴室など福祉機能の一部を持っているためと考えられます。勤労青少年ホーム2施設は一括で指定管理の委託がされているため、延床面積当たりでは平均でみるべきです。

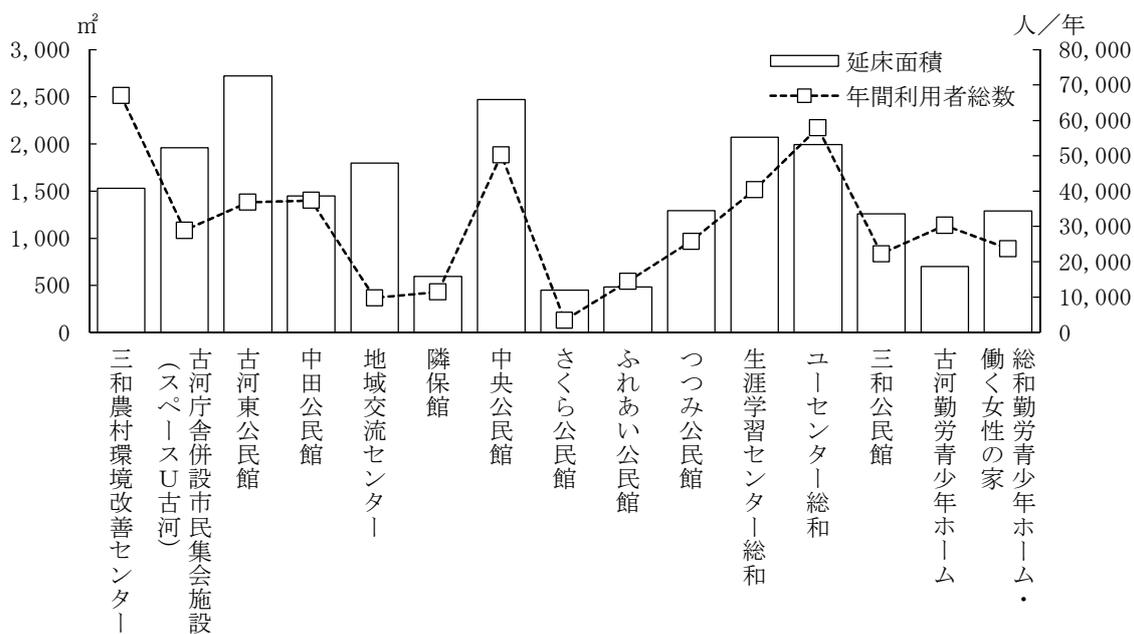
築年数でみると、多くの公民館と勤労青少年ホームが古くなっています。勤労青少年ホームは音楽練習やダンス・演劇練習などに利用できる機能を備えた、主として15～35歳の市民の利用を意図した施設ですが、人口の高齢化とともに高齢者の利用も増えています。老朽化が進むなか、施設の建替えを行わないのであれば、他の社会教育施設などに同様の機能を持たせた室を確保して補完を図るなどの対応が求められます。

運営方法として、指定管理が4カ所、その他が直営(社会教育施設管理課と人権推進課所管)で運営されています。三和農村環境改善センターは光熱水費や施設修繕費を市が負担する形をとっています。運営方法の違いによるコストの差は明確には生じていません。

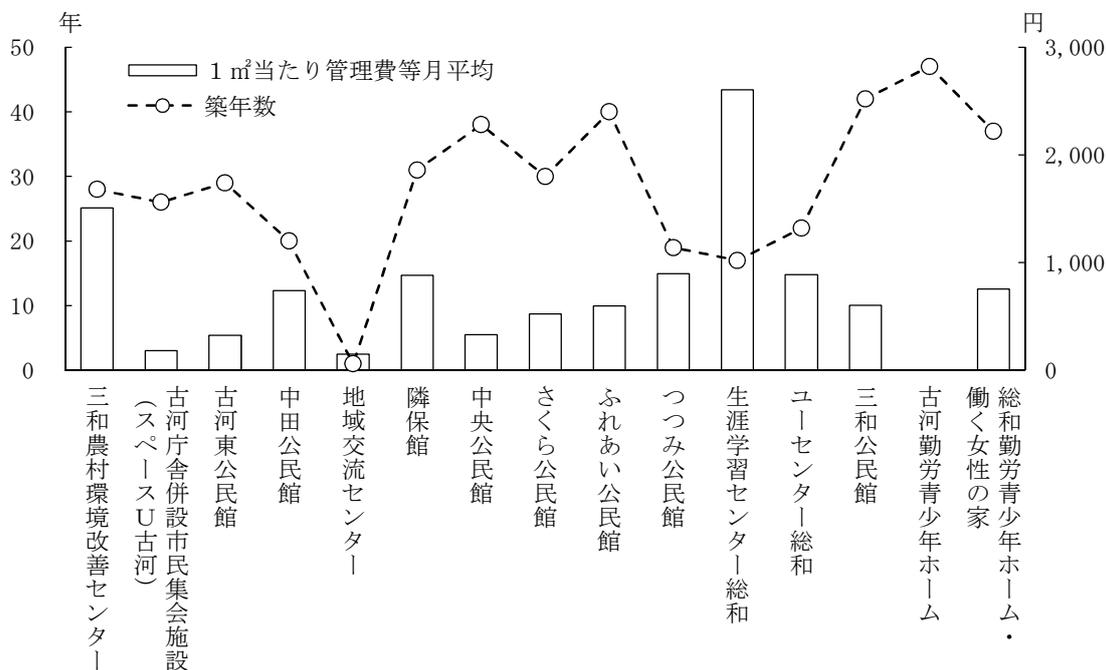
図表3-5 公民館的施設の純支出・利用者1人当たり純支出の状況



図表3-6 公民館的施設の延床面積・年間利用者数の状況



図表3-7 公民館的施設の築年数・1㎡当たりの管理費等の月額平均の状況



(2) 集会施設

地域コミュニティで行われる住民の自主的な地域活動を振興することは、住民同士の交流促進、安心・安全な地域社会の形成、魅力と活力のある住環境の整備等、今後のまちづくりにおいても極めて重要な条件の一つになります。こうした住民の自主的な地域活動を推進する基盤となるものが、地域住民が利用できる集会所やコミュニティセンター等の集会施設です。

前述の規模の大きな公民館的施設以外に、地域住民の利用を意図した集会施設は、現在、8カ所が整備されています。このうち、2カ所の集会所（中田集会所、大山集会所）は社会教育施設管理課の所管、コミュニティセンター等のその他の施設は自治振興課（市民活動支援室）の所管となっています。

図表3-8 集会施設の立地状況



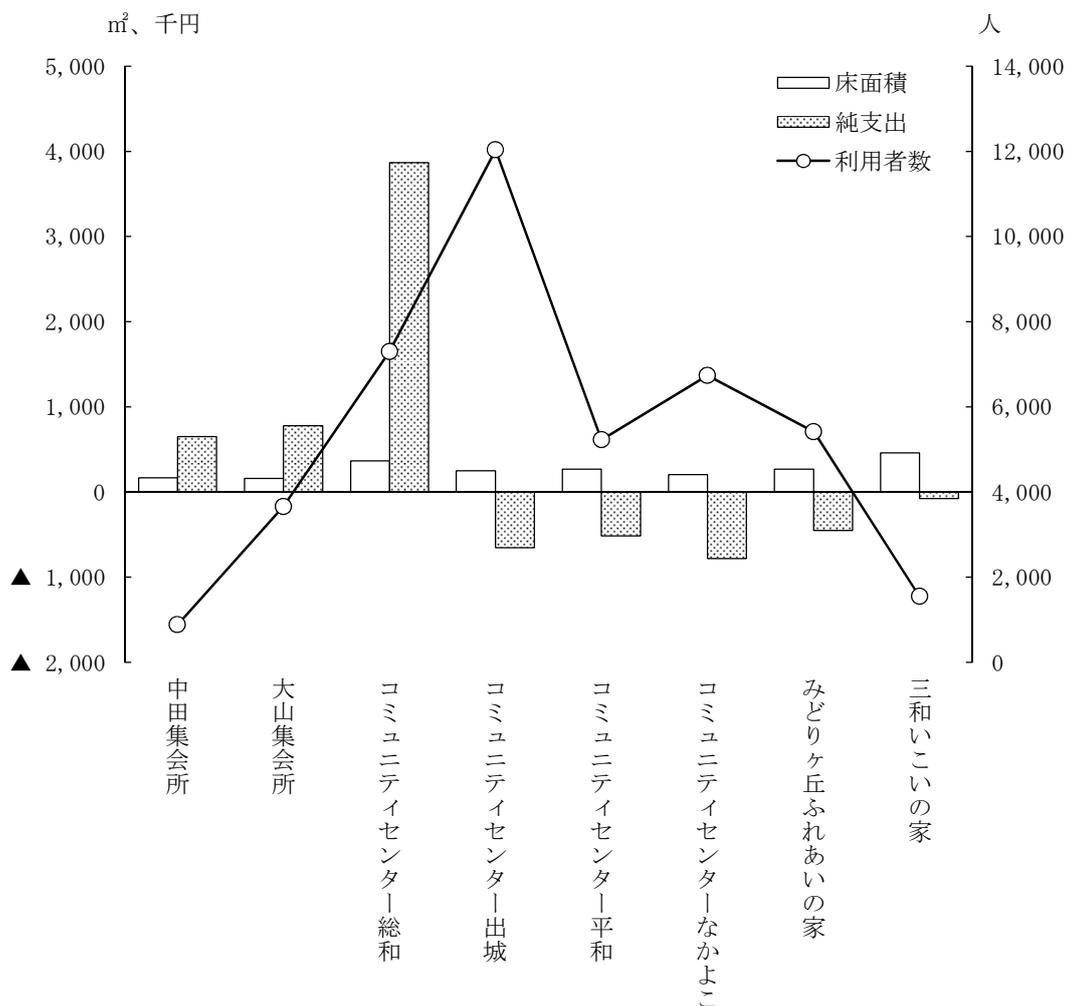
地区別にみると、古河地区に7カ所、総和地区に1カ所が整備され、三和地区には整備されていません。また、古河地区の自治振興課（市民活動支援室）所管の施設は、地域の自治会で構成された運営委員会に月額約10万円で管理を委託しています。コミュニティセンター総和は、市の職員（非常勤）が2名配置された直営の施設となっており、人件費が生じています。中田集会所と大山集会所の2カ所については人員が配置されていませんが、利用料を取らず、市が光熱水費等を負担する方式になっています。

これらは施設規模が小さく、大きな財政負担が生じている施設ではありませんが、旧3市町で施設の設置方針や運営のあり方が異なっていたため、現在もそれを継続し管理形態や利用者の負担に不均衡が生じています。

市の施設である限り、安全性の確保や適正な維持・修繕が求められ、収支が均衡していても、将来には何らかの財政負担が生じます。このため、地域的な偏在と運営方法の差異をこのまま維持するのか、所管する部署の見直しを含めた課題があります。

なお、利用者数の集計は、自治会等からの申告に基づいているため、参考に留めるべきです。

図表3-9 集会施設の延床面積・純支出・利用者数の状況



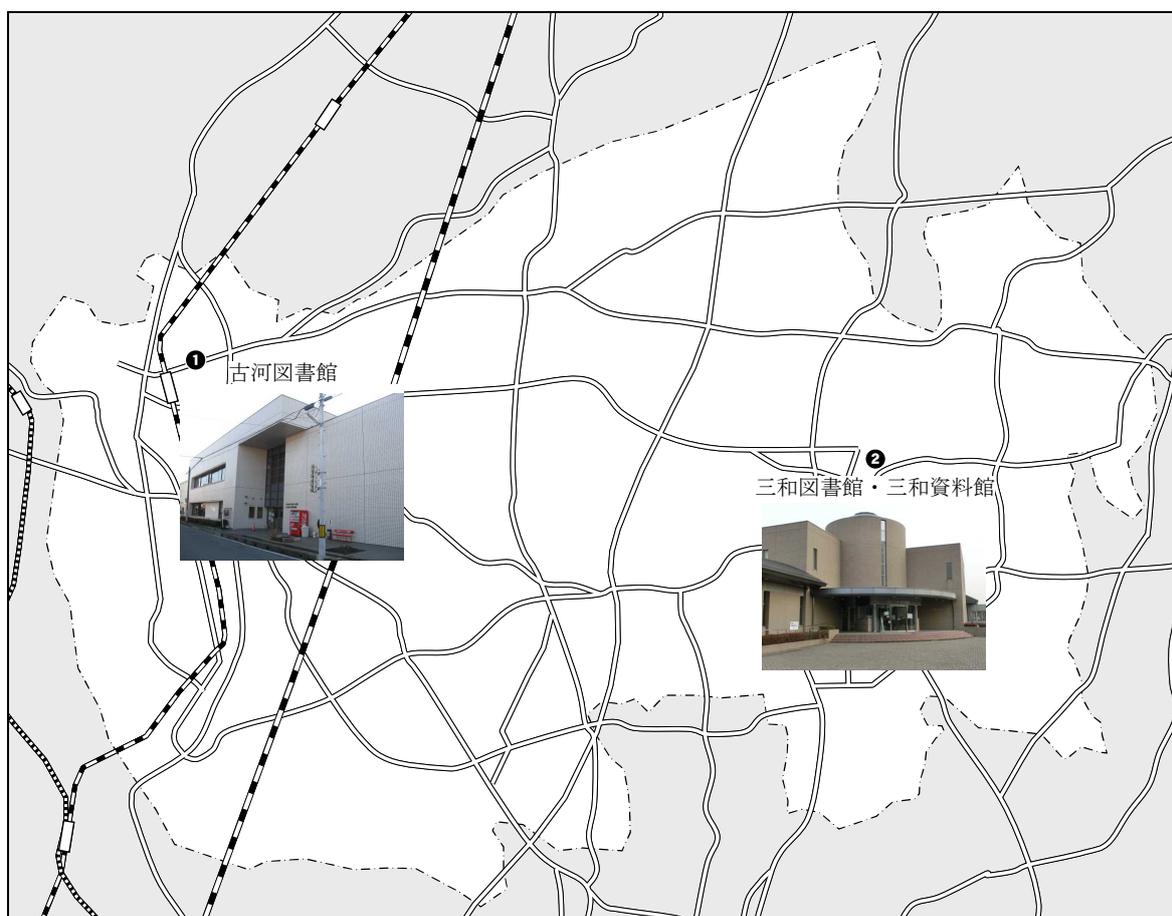
2 社会教育系施設

(1) 図書館

市内には、蔵書数 10 万冊を超える 2 カ所の図書館と、6 カ所の地域図書室があります。地域図書室は他施設に併設されている小さな図書コーナーであるため、本節では市内に 2 カ所にある図書館をとり上げます。

2 カ所の図書館は古河図書館（古河東公民館隣接）と三和図書館・三和資料館ですが、2 施設を比較すると大きな違いがあります。

図表 3-10 図書館の立地状況



延床面積で見るとほぼ同等で、延床面積当たりの蔵書数や市民 1 人当たりの貸出点数もほぼ同等ですが、光熱水費や修繕費などの管理経費と、人員配置及び人件費については、三和図書館が多くなっています。これは、三和図書館には三和資料館が併設され、郷土資料の保存・研究と展示の施設を兼ねているため、相対的に運営コストが高くなっていると思われます。今後、両施設の統合や運営の一元化等が可能なのか、東西に離れた両施設の運営のあり方が課題になります。

なお、三和図書館に生じている「収入」は、隣接する三和健康ふれあいスポーツセンターの光熱水費の立替勘定となっています。

図表3-11 図書館の状況

施設名	古河図書館	三和図書館・三和資料館	計／平均
延床面積	2,719.60 m ²	2,902.25 m ²	5,621.85 m ²
築年数	29年	13年	—
職員数	4人	10人	14人
蔵書数	111,354冊	142,895冊	254,249冊
利用人数	35,573人	49,358人	84,931人
年間総貸出冊数	130,389冊	200,936冊	331,325冊
収入 (1)	0千円	7,779千円	7,779千円
支出 (2)	20,841千円	66,056千円	86,897千円
人件費 (正規職員)	6,077千円	38,079千円	44,156千円
人件費 (非正規職員等)	5,257千円	7,829千円	13,086千円
事業等経費	0千円	0千円	0千円
光熱水費	1,437千円	14,552千円	15,989千円
修繕費	411千円	955千円	1,366千円
清掃委託料	724千円	1,890千円	2,614千円
保守点検委託料	796千円	2,751千円	3,547千円
その他維持管理経費	0千円	0千円	0千円
その他	6,139千円	0千円	6,139千円
純支出 (2)-(1)	20,841千円	58,277千円	79,118千円
1 m ² 当たり蔵書冊数	40.9冊/m ²	49.2冊/m ²	45.2冊/m ²
1 m ² 当たり管理経費 (月額)	291円/m ²	579円/m ²	440円/m ²
貸出1冊当たり純支出額	160円/冊	290円/冊	239円/冊
職員1人当たり蔵書冊数	27,839冊/人	14,290冊/人	18,161冊/人
職員1人当たり貸出冊数 (年間)	32,597冊/人	20,094冊/人	23,666冊/人
職員1人当たり人件費 (年間)	2,834千円/人	4,591千円/人	4,089千円/人
市民1人当たり蔵書冊数	0.8冊/人	1.0冊/人	1.8冊/人
市民1人当たり貸出冊数 (年間)	0.9冊/人	1.4冊/人	2.3冊/人
市民1人当たり純支出額	145円/人	404円/人	549円/人

(2) 博物館・美術館及びレクリエーション施設

古河駅西側の中央町（古河地区）は歴史的な街並みが保全され、観光客も多く訪れる古河市を代表するエリアとなっています。この地区には、歴史的な街並みと一体的に整備された博物館・美術館、レクリエーション施設といった9つの公共施設が立地しています。

7つの博物館・美術館は文化課の所管ですが、レクリエーション施設として同地区にあるお休み処^{さかちやう}坂長は商工政策課、酒井蔵は企画課がそれぞれ所管しています。

9つの施設は、歴史的景観の保全に取り組んでいる地区内に点在する、それぞれ目的の異なる展示・研究施設であり、それぞれが個別に機能しているのではなく、一体的な施設群として機能しています。そのため、施設間比較は意味がなく、全施設が一体で機能しているものと考えべきです。

古河歴史博物館は、原始古代から近代にいたる古河の歴史を展示した施設、古河文学館は、永井路子、小林久三、佐江衆一、粒来哲蔵、粕谷栄市、沖ななもなどの、古河ゆかりの作家の作品を中心に資料を展示した施設、篆刻美術館は、日本で唯一の篆刻^{てんくう}を専門とした施設、古河街角美術館は、古河ゆかりの作家の美術品を展示した施設、その他の施設は地元ゆかりの著名人の旧宅やアトリエなどを保存した施設です。お休み処 坂長は来館者等のための休憩所であり博物館等ではありませんが、歴史散策で地区を訪れる人の集客を目的とした、蔵の建物を改築した施設であり、博物館等を補完する機能を持っています。

図表3-12 博物館・美術館及びレクリエーション施設の状況

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
施設名	古河歴史博物館	鷹見泉石記念館	奥原晴湖画室	篆刻美術館	古河街角美術館	古河文学館	永井路子旧宅	お休み処坂長	酒井蔵	
開設年	1990	1990	2009	1991	1995	1998	2003	2012	2020	-
来場者数	18,628	18,875	18,875	7,116	17,185	13,065	-	-	-	93,744
収入計	8,284	61	61	3,883	964	5,238	0	0	0	18,491
使用料収入	3,928	61	61	850	920	3,278	0	0	0	9,098
事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4,356	0	0	3,033	44	1,960	0	0	0	9,393
支出計	92,411	1,513	1,109	31,382	18,612	27,289	0	7,988	54	180,358
指定管理委託料	0	0	0	0	0	0	0	7,988	0	7,988
人件費(正規職員)	36,462	0	0	12,154	12,154	12,154	0	0	0	72,924
人件費(非正規職員等)	6,992	0	0	7,659	1,683	6,121	0	0	0	22,455
事業等経費	26,089	0	0	2,831	1,271	2,896	0	0	0	33,087
光熱水費	5,602	42	43	889	1,223	2,372	0	0	50	10,221
修繕費	3,426	406	0	469	182	349	0	0	0	4,832
清掃委託料	6,111	0	0	494	602	602	0	0	0	7,809
保守点検委託料	1,769	0	0	34	1,204	895	0	0	0	3,902
その他維持管理経費	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
その他	5,960	1,065	1,066	6,852	293	1,900	0	0	0	17,136
純支出	▲84,127	▲1,452	▲1,048	▲27,499	▲17,648	▲22,051	0	▲7,988	▲54	▲161,867

(注) 収入・支出の単位：千円。永井路子旧宅は復旧作業につき、平成23年度は休館。

図表3-13 博物館・美術館及びレクリエーション施設の立地状況



1990年から1998年にかけて、博物館・美術館の5館が整備され、その後歴史的な街並みの保全活動を伴って、古い蔵造りの建物などが改修され、施設転用が図られ現在に至っています。古河歴史博物館、篆刻美術館、古河文学館が有料で、その他の施設は入場無料です。

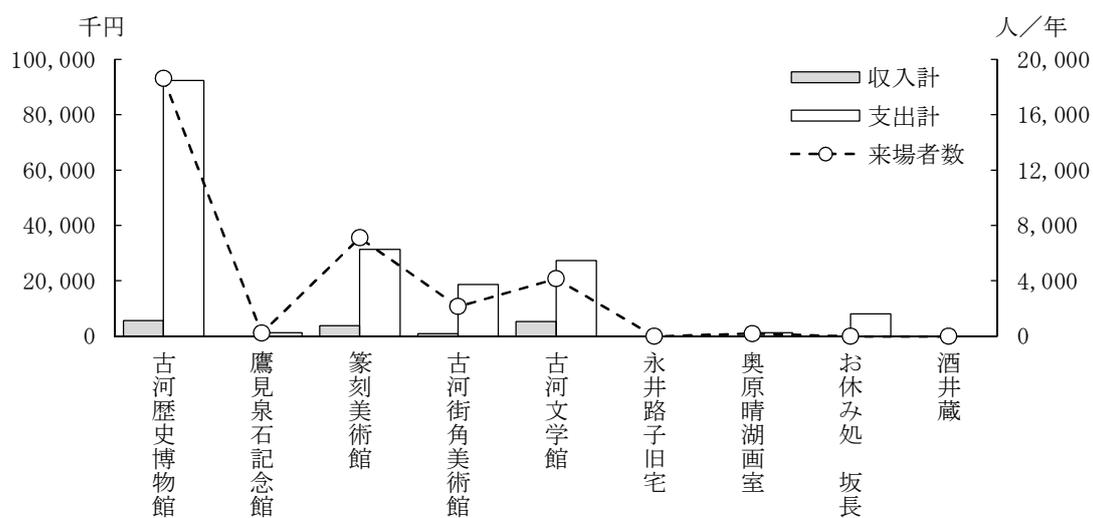
これらの施設は、築年が古いものもありますが、いわば古いこと自体に価値があるものであり、老朽化による建替えの検討は無意味です。むしろ、歴史的建造物の管理・保全に係る運営コスト、及び施設運営そのものに係る市民のコスト負担が課題となります。

これらの施設の運営に係る市民の負担の合計は年間約1.6億円、人口1人当たりでは1,141円となっています。利用者の集計方法がまちまちですが、来場者1人当たり約5,000円の純支出を、市民が負担している計算になります。一般に博物館施設は料金の値上げによっても集客を維持することが難しいと言われており、大幅な収入増は期待できないと思われます。

一方でこれらの施設は、市外からの来場を見込んでいる施設であり、集客により地元の経済振興に貢献しているともいえるため、古河市、特に古河駅周辺への集客を増し、商業振興を図る上で市民が負担するコストとして適正であるかが、主たる課題と言えます。

博物館・美術館の今後の課題としては、学芸員等の施設運営に係る人材の確保があります。これらの施設の運営は、ハードウェアよりもソフトウェアが重要ですが、それぞれ展示・研究分野が異なるため、人員の“共有”が困難です。各施設について、史料・資料に詳しい人材の年齢も高くなっています。専門性を持った若手人材の育成が課題です。

図表 3-1-4 博物館・美術館及びレクリエーション施設の収入・支出・来場者数の状況



3 スポーツ施設

スポーツの振興は、市民の健康増進や余暇・レクリエーション面での市民生活の向上に大きく貢献するとともに、スポーツの普及やスポーツを通じた交流促進など、さまざまな地域活性化の効果が期待できます。また、市民にとっては身近で最もよく利用する公共施設の一つとなっています。現在、市内には12のスポーツ施設が整備されており、全て社会体育課が所管しています。

図表3-15 スポーツ施設の状況

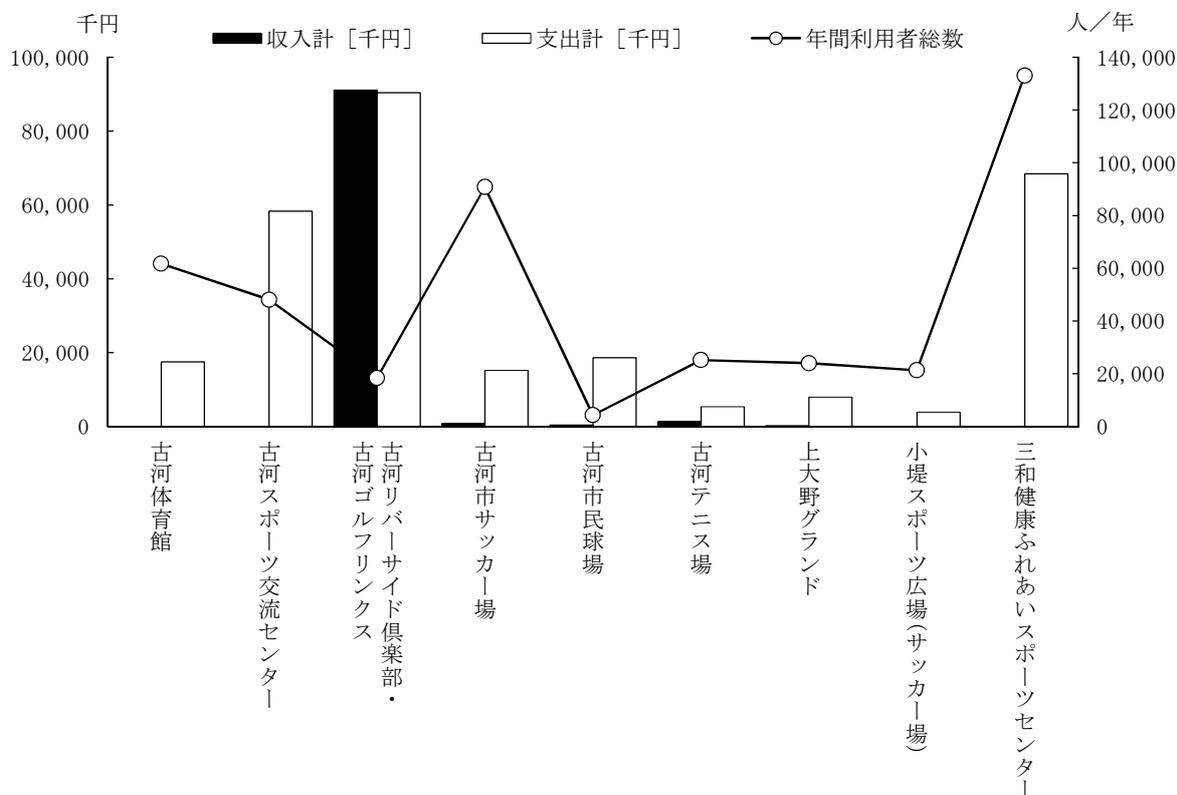
No.	施設名	開設年	所在地	主な施設	土地面積 (㎡)	建物延床面積 (㎡)
1	古河体育館	1971	旭町	主競技場（コート）、柔剣道場、相撲場、トレーニング室、会議室	11,758	4,135.0
2	古河スポーツ交流センター	1992	立崎	プール、トレーニングマシン、リラクゼーション施設、宿泊・研修施設	6,471	5,105.0
3	古河リバーサイド倶楽部・古河ゴルフリンクス	1991	西町	ゴルフコース、学習室、浴室	18,952	4,060.0
4	古河市サッカー場	1982	駒ヶ崎	サッカー場、ミーティングルーム、シャワー室	23,935	322.0
5	古河市民球場	1985	駒ヶ崎	グラウンド、本部室、会議室、シャワー室	26,579	823.0
6	古河テニスコート	1991	鴻巣	テニスコート	8,185	3,777.9
7	丘里公園	1968	丘里	野球場兼ソフトボール場	36,088	432.1
8	中央運動公園	1982	下大野	総合体育館、プール、会議室、研修室、陸上競技場、テニスコート、自由広場、ふれあい広場	118,264	12,347.3
9	上大野グラウンド	2001	上大野	野球場兼ソフトボール場	62,807	226.9
10	小堤スポーツ広場	1987	小堤	サッカー場	46,771	0.0
11	三和健康ふれあいスポーツセンター	1992	仁連	メインアリーナ、サブアリーナ、温水プール、トレーニングルーム	50,481	5,870.0
12	三和野球場	1992	東山田	グラウンド、本部室	30,982	588.9

図表 3-16 スポーツ施設の立地状況



スポーツ施設は競技の種別や施設の特徴により使われ方もさまざまですから、利用者数や施設収支を単純に比較することはできませんが、概要は次のようになっています。

図表3-17 スポーツ施設の収入・支出・年間利用者の状況



純支出の大きな施設は古河スポーツ交流センター（古河地区）、三和健康ふれあいスポーツセンター（三和地区）ですが、三和健康ふれあいスポーツセンターの利用者が多くなっています。市民球場の利用者1人当たりのコストが高いのは、野球という競技の特性上、参観者を含めた利用者の実数把握が難しく、利用者数が少なく数えられているためと思われます。

古河ゴルフリンクスは指定管理になっていますが、施設の維持・修繕は市が行うことになっており、修繕費の負担が行政コストを大きくしています。当コースは渡良瀬川の河川敷内にあり、短時間の降水量が大きい夏季に度々冠水します。そのため頻繁に修繕費が発生し、修繕期間の利用ができないため利用者数も減ることが多くなっています。

ゴルフ場を除くと、多くの施設では利用者1人当たりの市の財政負担は500円/人未満です。

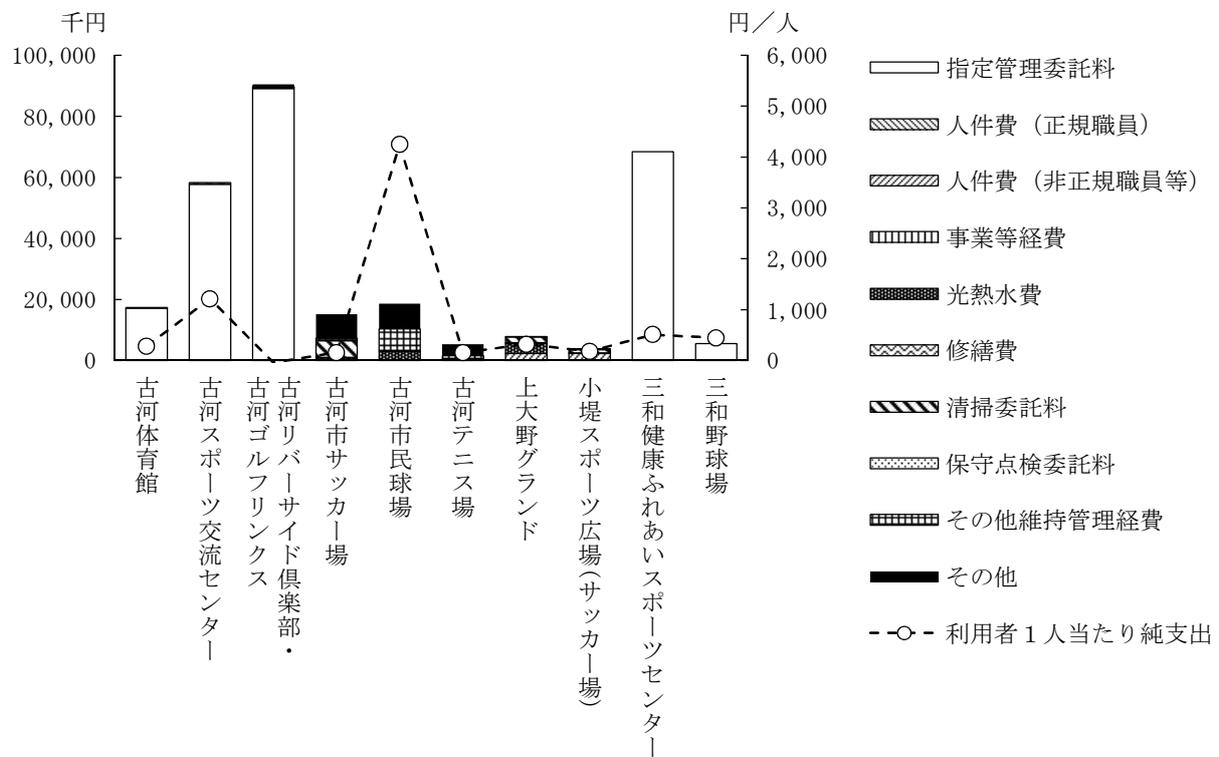
屋内型の施設を比較すると、利用者数は、三和健康ふれあいスポーツセンター、古河市サッカー場、古河スポーツ交流センターの順に多くなっており、コストは三和健康ふれあいスポーツセンター、古河スポーツ交流センター、古河体育館の順に多くなっています。体育館機能については、式典などのスポーツ以外の利用もあるため、単純に利用者の総数で比較することはできませんが、いろいろな競技・種目に対応できる三和健康ふれあいスポーツセンターの利用効率が高いとみられます。古河スポーツ交流センターは屋内プールがメインのため、施設運営コストが高めになっ

ているとも考えられます。

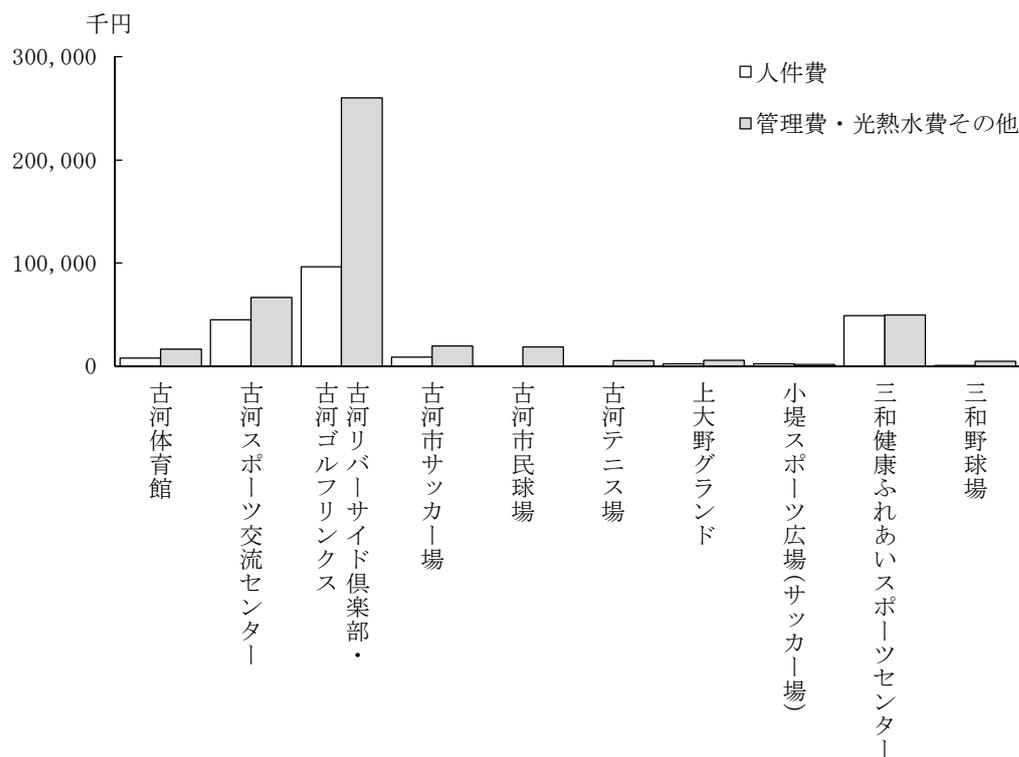
運営方法については、5カ所が指定管理、5カ所が市の直営となっています。ただし、古河市民球場と古河テニス場については、地域事業者に物的管理を任せ、利用受付は古河体育館で行っているため、市の人件費は発生していません。

建屋の延床面積と築年との比較でみると、古河体育館が築40年を超え、旧耐震基準の建物で耐震性の問題が指摘されています。体育館は前述のとおりスポーツ以外の式典会場などにも利用され、災害時の避難拠点として利用されることも期待されるため、施設の更新または他施設と機能統合を図るなど、具体的な検討が必要になります。

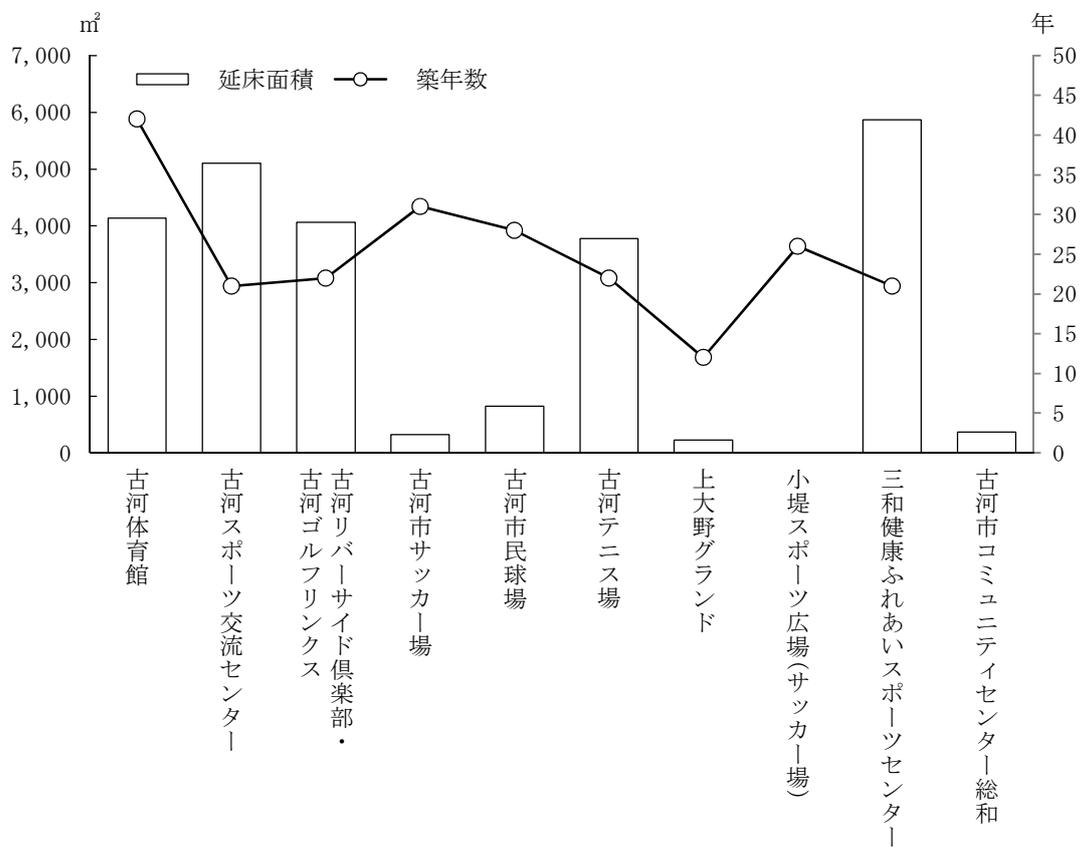
図表3-18 スポーツ施設の支出項目及び利用者1人当たり純支出の状況



図表3-19 スポーツ施設の指定管理先を含む経費内容



図表3-20 スポーツ施設の延床面積・築年数の状況



4 学校教育系施設

(1) 小・中学校

市町村が小・中学校の整備を行う場合は、国（文部科学省）の学校設置基準（小学校設置基準、中学校設置基準）等に施設の整備基準が示されているため、これら法令の基準に基づいて進める必要があります。

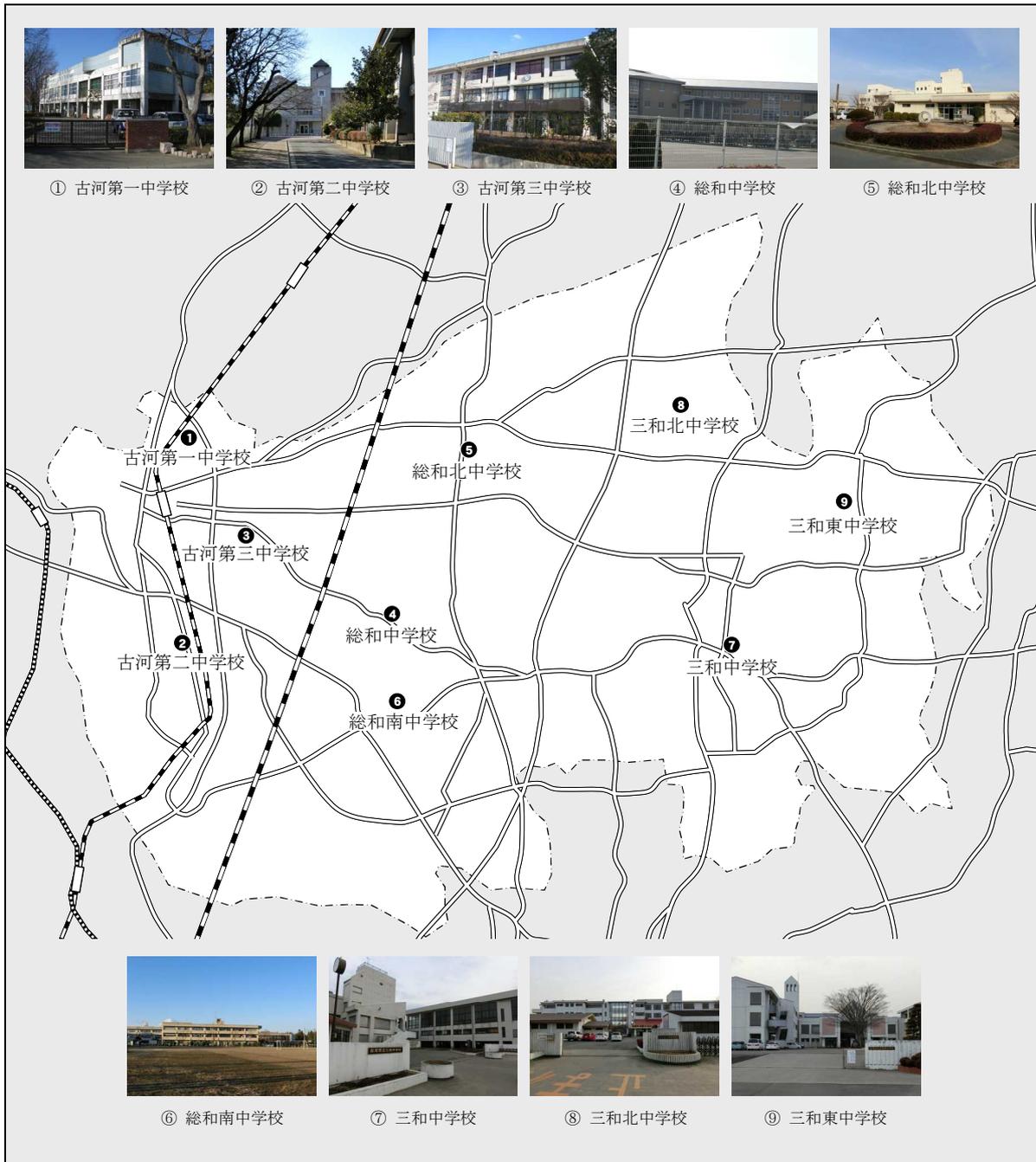
現在、市内には小学校 23 校、中学校 9 校が整備されています。小学校には約 7,700 人、中学校には約 3,900 人の児童・生徒が就学しています。

図表 3-21 小・中学校の状況

No.	学校名	開校年	主校舎建築年	主校舎築年数	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	児童・生徒数 (人)
1	古河第一小学校	1904	1971	42	25,012	6,650	323
2	古河第二小学校	1910	2005	8	21,037	6,612	428
3	古河第三小学校	1951	1976	37	19,285	5,429	344
4	古河第四小学校	1958	2001	12	14,338	6,831	527
5	古河第五小学校	1959	1982	31	19,833	4,166	157
6	古河第六小学校	1968	2012	1	17,973	7,046	564
7	古河第七小学校	1975	1982	31	18,625	6,005	495
8	釈迦小学校	1873	1971	42	14,712	4,585	155
9	下大野小学校	1889	1976	37	15,953	4,928	312
10	上辺見小学校	1874	1973	40	15,914	4,406	341
11	小堤小学校	1889	1977	36	14,497	5,685	278
12	上大野小学校	1880	1991	22	13,507	3,857	124
13	駒羽根小学校	1975	1975	38	19,826	4,588	344
14	西牛谷小学校	1978	1979	34	17,489	4,231	226
15	水海小学校	1981	1981	32	16,627	4,477	223
16	下辺見小学校	1982	1982	31	18,580	4,896	353
17	中央小学校	1986	1986	27	18,690	5,632	536
18	諸川小学校	1874	1980	33	22,604	5,917	555
19	駒込小学校	1893	1982	31	12,795	3,657	128
20	大和田小学校	1891	1983	30	13,036	3,148	88
21	八俣小学校	1884	1985	28	26,416	5,951	436
22	名崎小学校	1875	1981	32	33,925	6,055	508
23	仁連小学校	1984	1984	29	28,513	5,501	287
合計		—	—	—	439,187	120,253	7,732
1	古河第一中学校	1947	1973	40	33,207	9,146	639
2	古河第二中学校	1958	1986	27	31,370	9,662	573
3	古河第三中学校	1984	1984	29	31,054	7,168	318
4	総和中学校	1959	2008	5	46,071	10,545	620
5	総和北中学校	1978	1978	35	38,350	6,136	274
6	総和南中学校	1981	1981	32	32,501	7,079	454
7	三和中学校	1958	1989	24	51,744	9,426	415
8	三和北中学校	1985	1985	28	50,907	8,153	350
9	三和東中学校	1987	1987	26	48,736	7,877	272
合計		—	—	—	363,940	75,192	3,915

(注)児童生徒数は平成 24 年 12 月現在

図表 3-23 中学校の立地状況

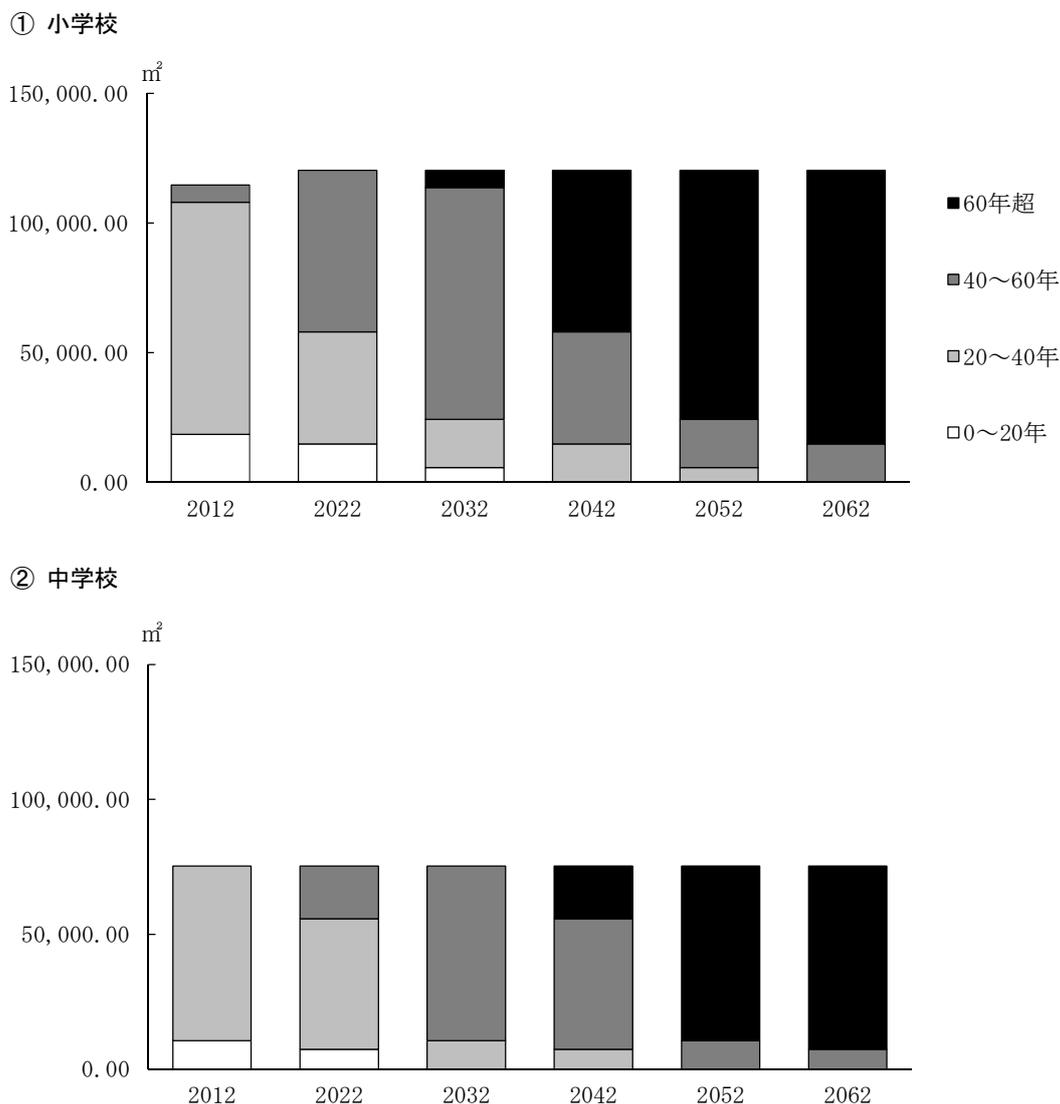


延床面積でみると、古河市の公共施設の過半が小中学校です。小中学校は、義務教育施設でありなくすことができないだけでなく、災害時の緊急避難所としても利用されるなど、生徒とその保護者以外の一般の市民生活にも深く係る施設です。このため老朽化に対応した修繕や建替えを多くなっていく必要があります。

学校施設の多くは 1980 年代に整備され、現在築 30 年以上の棟が多くみられます。次頁図表は学校教育施設の築年別延床面積を経年別に示したものです。白色が築年 20 年未満、薄いグレー色が築 20～40 年、濃いグレー色が 40～60 年、黒色が築 60 年を超えた部分の延床面積の累計値です。学校施設の建替えは、建築後 60 年頃の時期が一つの目安となります。現在は、小・中学校ともに

築60年を超えた施設はありませんが、建替えをしないで使用を続けた場合は、年々施設の老朽化が進みます。築60年以上の建物の割合は、小学校では20年後（2032年）には1割未満ですが、30年後（2042年）には半数以上を占めます。小学校と比較して新しい施設が多い中学校では、20年後（2032年）には、まだ築60年以上の建物はみられません。30年後（2042年）には約4分の1を占めます。公共施設のなかで学校施設の占める割合は高くなっており、今後の老朽化の進展に対応した計画的な大規模修繕や建替えなどを検討して、施設の長寿命化や更新費用の平準化等を図る必要があります。

図表3-24 築年別の延床面積の将来的推移



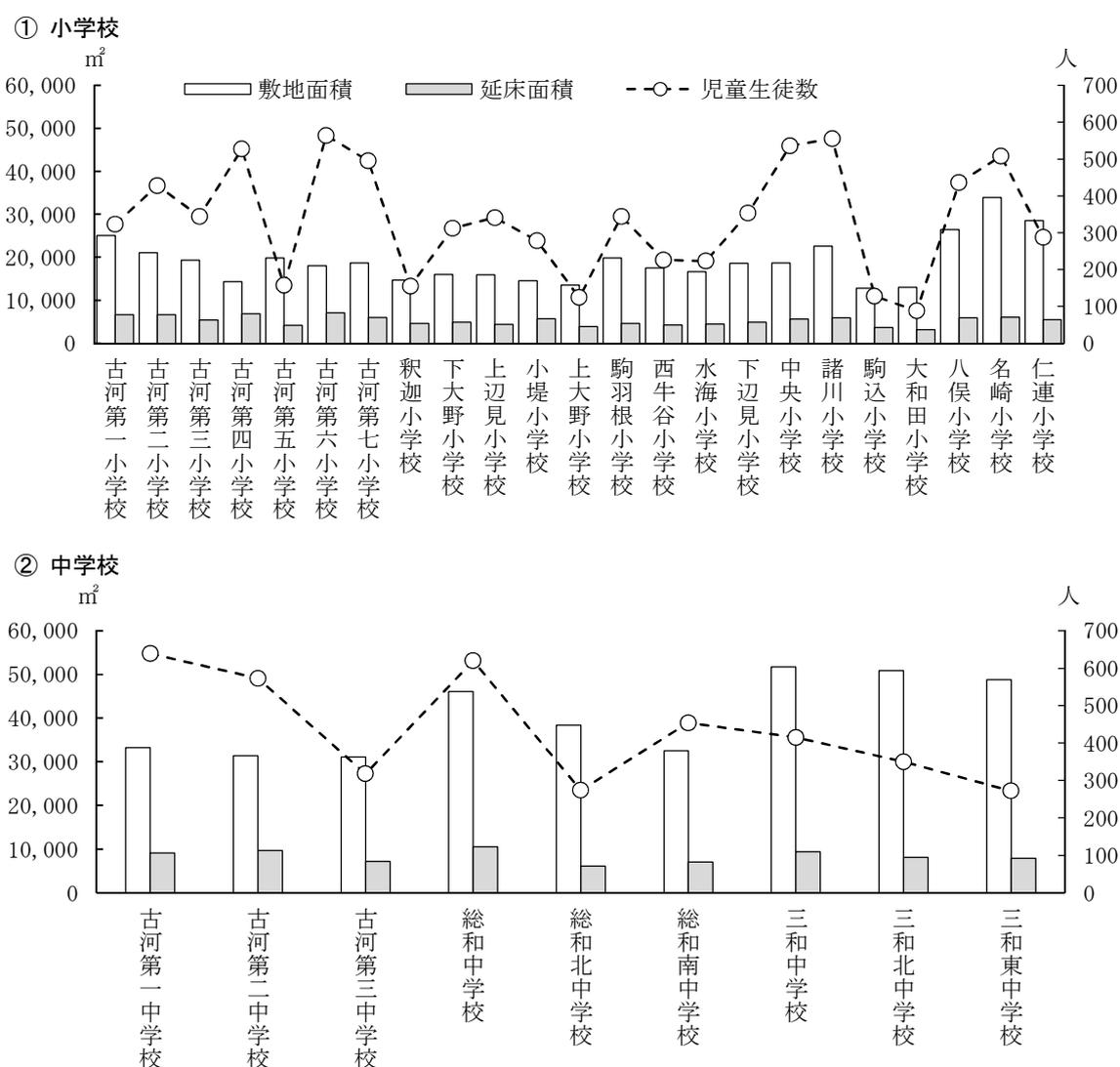
少子化に応じて、学校教育施設の全体の規模を適正に縮小する方法は、大きく分けて、学校の統廃合と校舎の縮小建替えが考えられますが、学校の統廃合は学区の再配置を意味するため、学校教育全般の施策のなかで捉えられる必要があります。施設の維持管理面だけを捉えて行うことは難しいと言えます。一方、縮小建替えは、教育施策全般に与える影響は小さいものの、学校間の施

設内容の不均衡を生み、いずれは学校運営の歪みが生じる恐れがあります。

学校別の、児童生徒数や校舎の規模、校庭の規模や運営コストを比較したものは、次頁図表のとおりです。

小学校では、古河第五小学校、釈迦小学校、上大野小学校、駒込小学校、大和田小学校の5校の児童数が少なく（150名を下回っている学校もあります）、古河第四小学校、古河第六小学校、中央小学校、諸川小学校、名崎小学校の5校の児童数が多く（500名を超えています）なっています。中学校では、古河第一中学校、古河第二中学校、総和中学校の生徒数が多く（600名程）、その他の学校は平均すると350名程度です。

図表3-25 小・中学校の敷地面積・延床面積・児童生徒数の状況



全般に、古河地区の新しい学校や、総和地区の住宅開発が進んだ地区、三和地区の市街化区域、を学区に含む小学校の児童数が多くなっています。この傾向は近年急速に人口構造が変化したことと生じたわけではなく、以前から児童数の偏在がみられました。

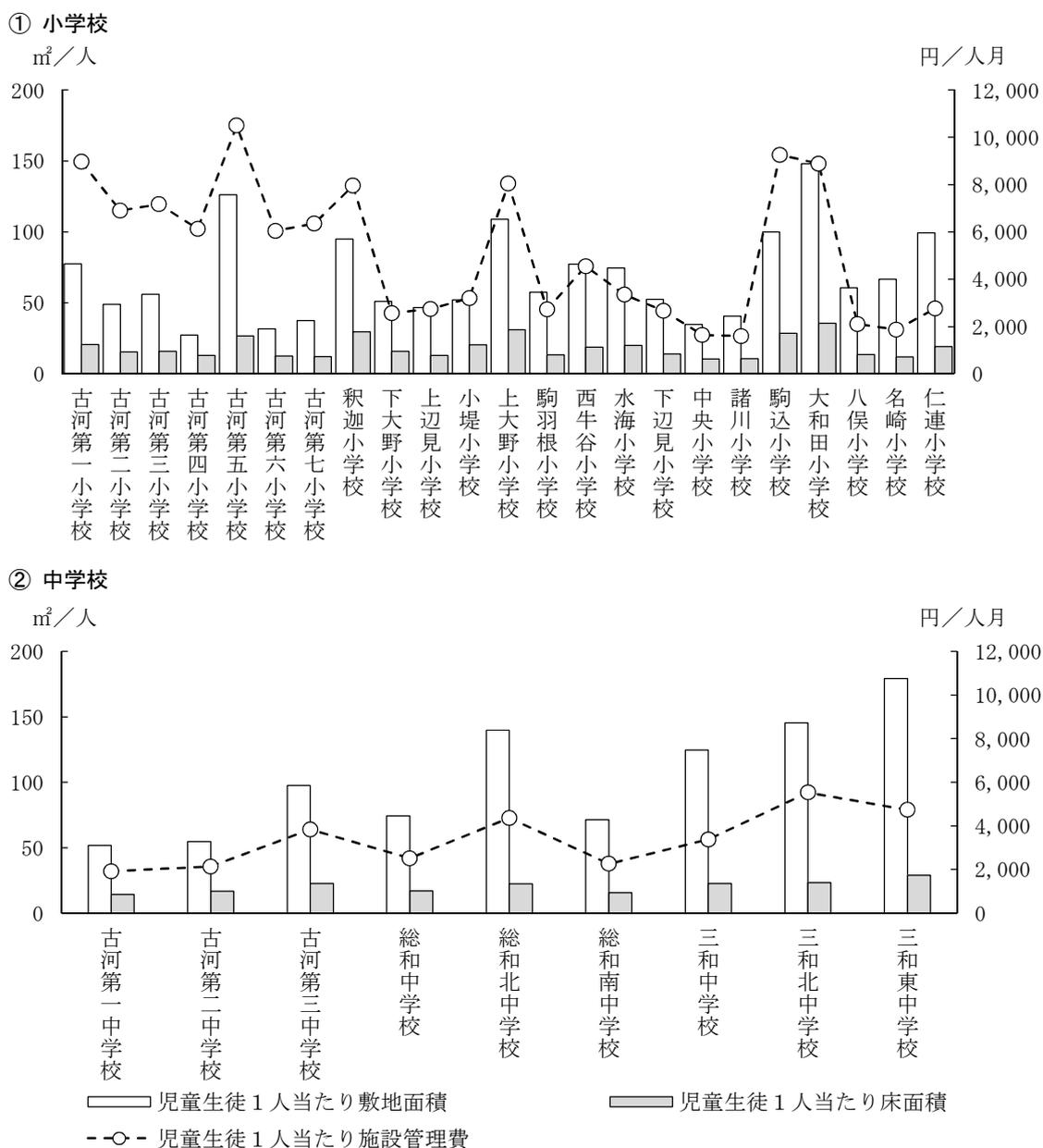
校舎の規模は2校がやや小さい程度で大きな違いはありませんが、三和地区の小中学校の校庭

が一般的に大きいことがわかります。これは元々公園であったことや、開校時周囲が田畑で用地取得が容易であったことが理由とみられます。

児童生徒1人当たりの校舎の延床面積や校庭（敷地）の面積の比較をみると、学校ごとに大きな偏在が生じていることがわかります。当然ながら、児童生徒数の少ない学校の単位規模が大きくなっています。児童生徒数の少ない学校は、1人当たりの管理コストも大きくなっており、学校1校を運営するための固定的なコストが小さくないことを意味しています。

延床面積当たりの施設管理費をみると、古河地区の小学校7校のコストが高くなっていますが、これは古河地区では小学校の自校給食を行っており、合併後も続けられているためと考えられます。三和北中学校の施設管理費が高いのは、昨年災害復旧工事を行ったためで一時的要因です。

図表3-26 小・中学校の児童生徒1人当たり敷地面積・延床面積・施設管理費の状況

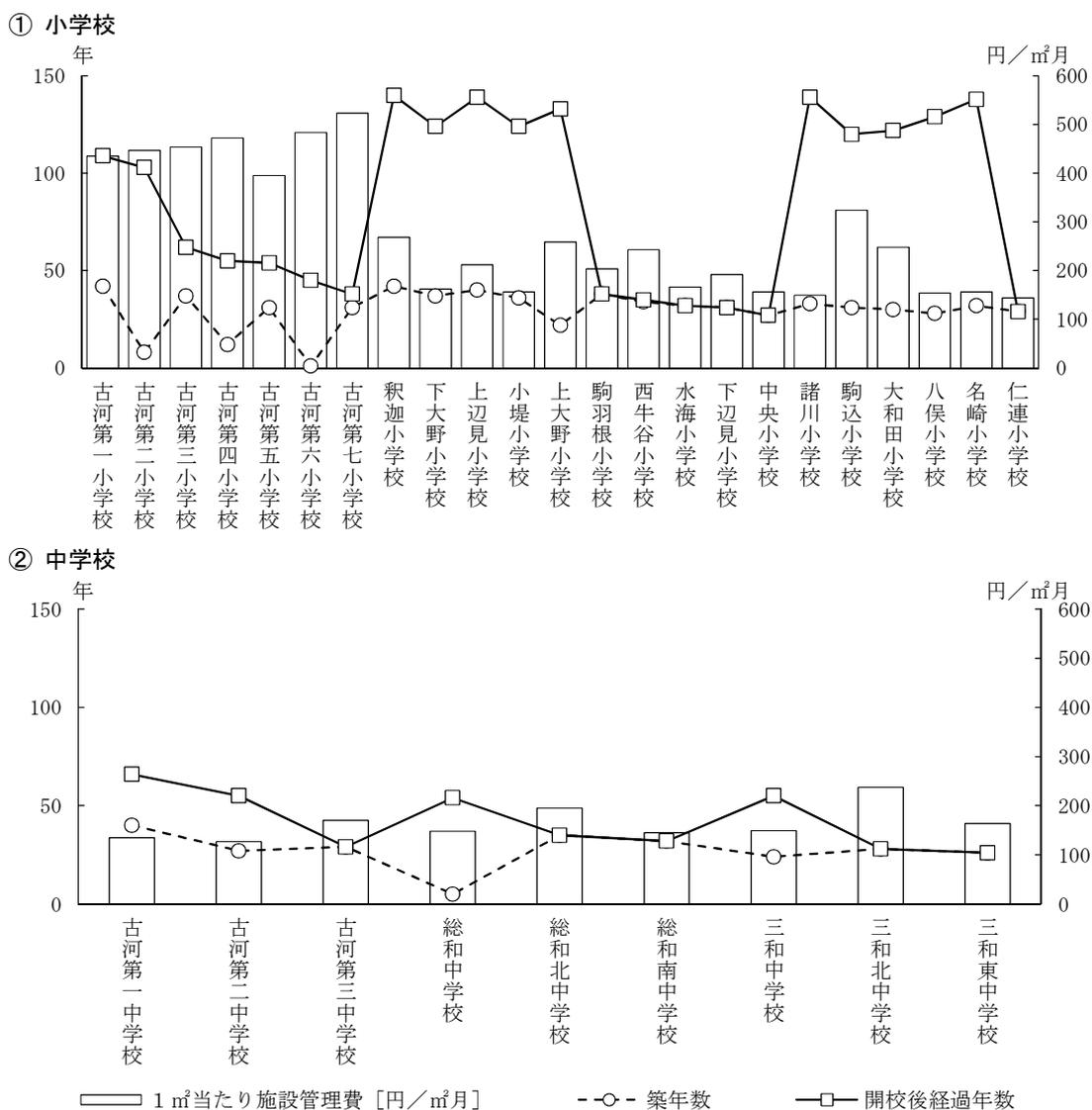


築年でみると、小中学校共に約 30 年の学校が多く、小学校 3 校と中学校 1 校が新しい校舎です。創立が古く 30 年程前に建替えられた学校群と、30 年程前に開校した学校群があることがわかります。

学校ごとの児童生徒数や校舎規模の偏在は、クラス編成の偏りや学校行事の運営の差を生む原因にもなります。中学校の場合、校庭規模の差はスポーツ活動の利用可能性の差異としても現れます。上記は延床面積のみの比較ですが、他にも特別教室の内容の差異などがあります。義務教育の場合、児童生徒自らが通学する学校を選択するわけではないため、居住する学区により教育内容に差異が生じることになります。一方、子どもは通学できる範囲に限りがあるため、学区の再編も容易ではありません。少子化が進むなかで学校教育施設の建替え再編をどう進めるかは、全国の市町村が抱える共通の課題と言えます。

なお、校舎の耐震化については、平成 27 年度末までに耐震化率 100%とすることを目指して逐時計画が進められています。

図表 3-27 小・中学校の延床面積当たり施設管理費・築年数・開校後経過年数の状況



(2) 学校給食センター

市内の学校給食センターは、旧3市町それぞれに1カ所ありますが、老朽化が進んでいるため、総和地区に統合して建替えることが既に決まっています。

図表3-28 学校給食センターの立地状況



図表3-29 学校給食センターの状況

施設名	古河学校給食 共同調理場	総和学校給食センター	三和学校給食センター	合計
延床面積	1,213 m ²	1,702 m ²	908 m ²	3,823 m ²
提供食数	316,750 食	881,116 食	664,928 食	1,862,794 食
収入計 (1)	79,093 千円	202,986 千円	145,893 千円	427,972 千円
使用料収入	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
事業収入	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
その他	79,093 千円	202,986 千円	145,893 千円	427,972 千円
支出計 (2)	157,519 千円	352,871 千円	282,984 千円	793,374 千円
指定管理委託料	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
人件費 (正規職員)	19,672 千円	85,540 千円	81,278 千円	186,490 千円
人件費 (非正規職員等)	29,086 千円	25,628 千円	22,022 千円	76,736 千円
事業等経費	96,290 千円	203,557 千円	164,401 千円	464,248 千円
光熱水費	6,877 千円	8,347 千円	5,979 千円	21,203 千円
修繕費	2,430 千円	2,825 千円	3,311 千円	8,566 千円
清掃委託料	460 千円	126 千円	268 千円	854 千円
保守点検委託料	392 千円	5,414 千円	4,610 千円	10,416 千円
その他維持管理経費	2,312 千円	0 千円	0 千円	2,312 千円
その他	0 千円	21,434 千円	1,115 千円	22,549 千円
純支出 (2)-(1)	78,426 千円	149,885 千円	137,091 千円	365,402 千円
1食当たり収入	250 円	230 円	219 円	230 円
1食当たり支出	497 円	400 円	426 円	426 円
人口1人当たり純支出	544 円	1,040 円	951 円	2,536 円

5 子育て支援系施設

(1) 保育所

市内には7カ所の市立保育所があります。また、市立幼稚園はなく、全て民間の幼稚園となります。

図表3-30 保育所の立地状況



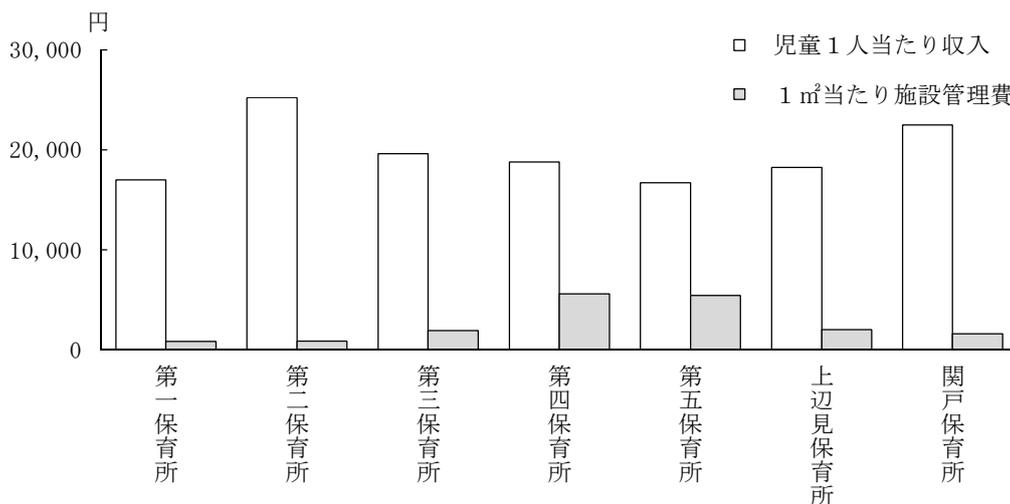
施設規模（延床面積）と児童数との比較で見ると、第四保育所と第五保育所の密度が高くなっています。古河地区南部にある第四保育所については、老朽化が進んでいるため既に定員90名（現状60名）の保育所への移転建替えが行われています。古河地区北部にある第五保育所については、

同様の課題（手狭）が指摘され老朽化が進んでいます。

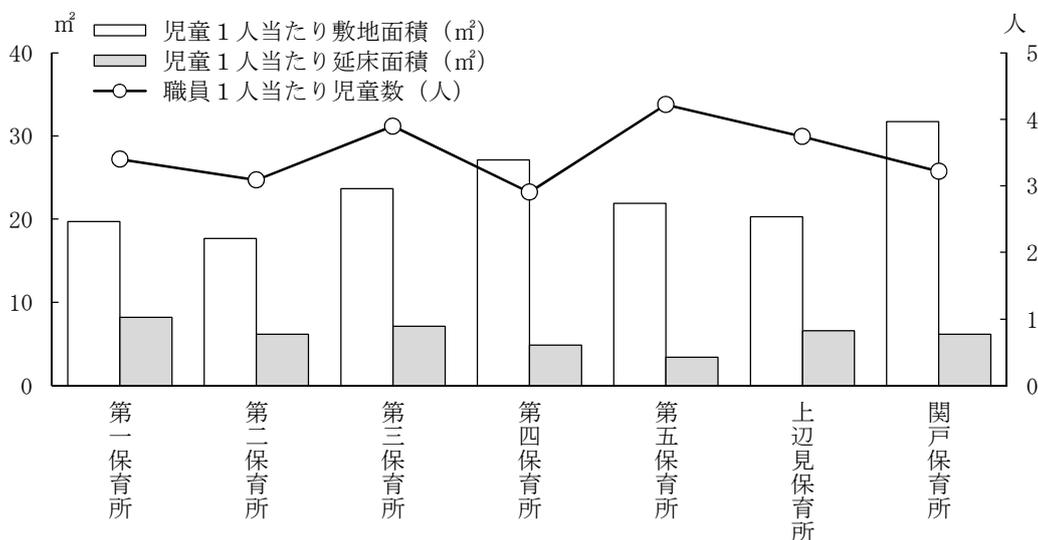
7カ所の保育所で、児童1人当たりの収入と延床面積当たりの施設管理費に差異が生じています。施設管理費については、延床面積が小さい第四保育所、第五保育所が高くなっています。規模に係らず、保育所1カ所を運営する固定的なコストが大きいことがわかります。児童当たりの収入については、保育所の利用料は保護者の収入に応じて定まるため、通所させている保護者の収入の差が地区別に偏在している可能性があります。乳児保育の料金は一般児童より高いため、乳児の預かりが多いほど大きくなる傾向もあります。第二保育所は古河東公民館・古河図書館との複合施設（古河駅にも近い）で、第三保育所、第四保育所は一時預かりも行っていますが、この3カ所のコスト構造に明確な差異はみられません。

7カ所で、児童当たりの延床面積と敷地（園庭規模）に差は生じていますが、職員1人当たりの児童数の差は僅少であり、職員配置は均衡が取れています。関戸保育所は総和地区北部にある田園地帯にある保育所で、通所させる保護者は近隣の方が中心です。

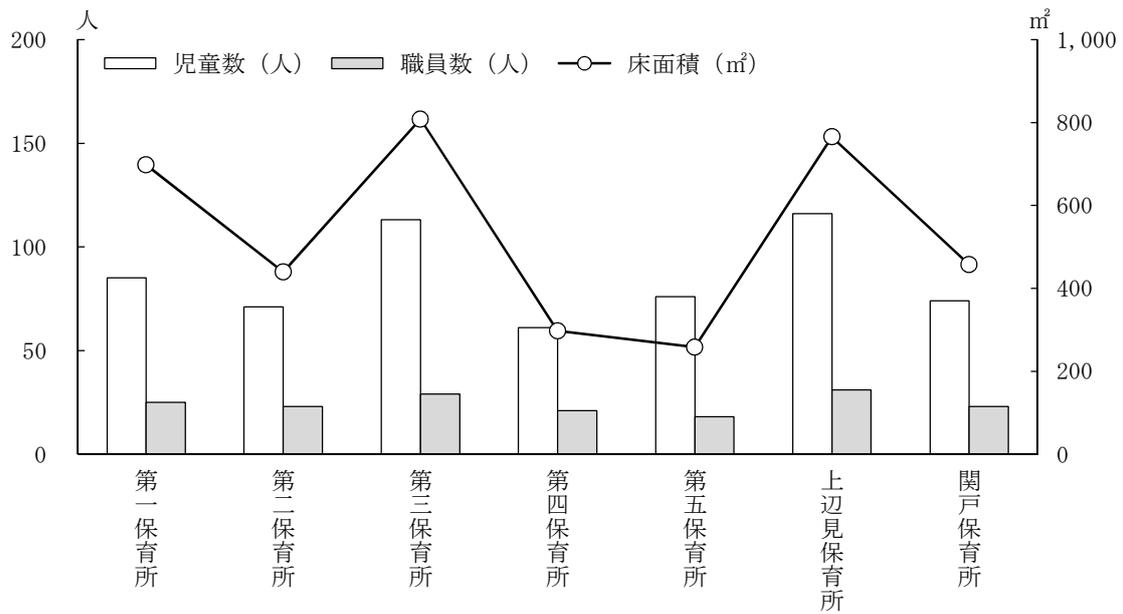
図表3-31 保育所の収入・施設管理費の状況



図表3-32 保育所の敷地面積・延床面積・児童数の状況

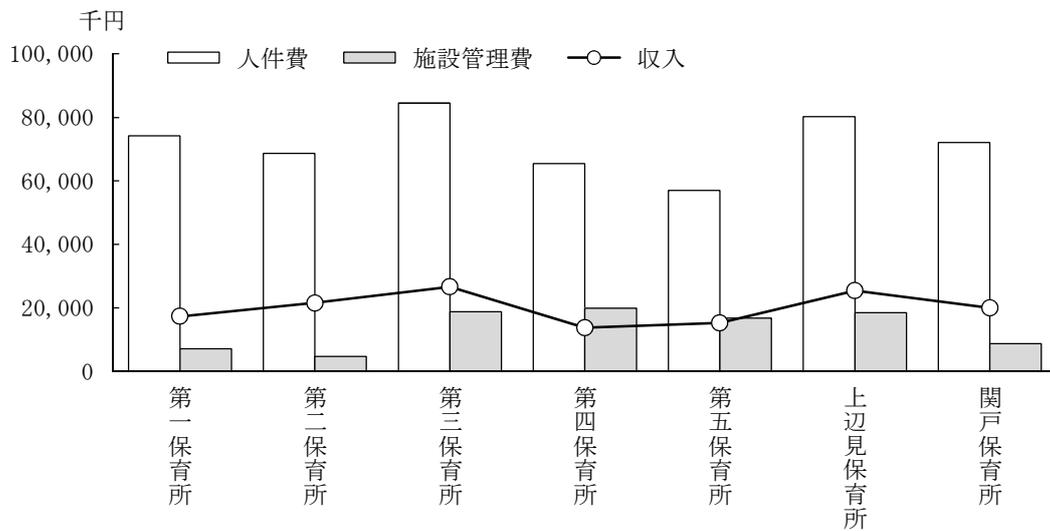


図表 3-3 3 保育所の児童数・職員数・延床面積の状況



(注)児童数は平成 24 年 3 月現在

図表 3-3 4 保育所の年間収入・人件費・施設管理費の状況



(注)児童数は平成 24 年 3 月現在

(2) 児童クラブ

学校の授業終了後や夏休みの期間、指導員の保育の下、児童が学習や遊びなどの時間を過ごす施設を学童保育所といいます。学童保育所は、本市では児童クラブの名称で整備されています。市内には21カ所の児童クラブが設置されていますが、民間施設や小学校施設内に設置されたものを除き、独立した施設である7カ所をとり上げます。

図表3-35 児童クラブの立地状況

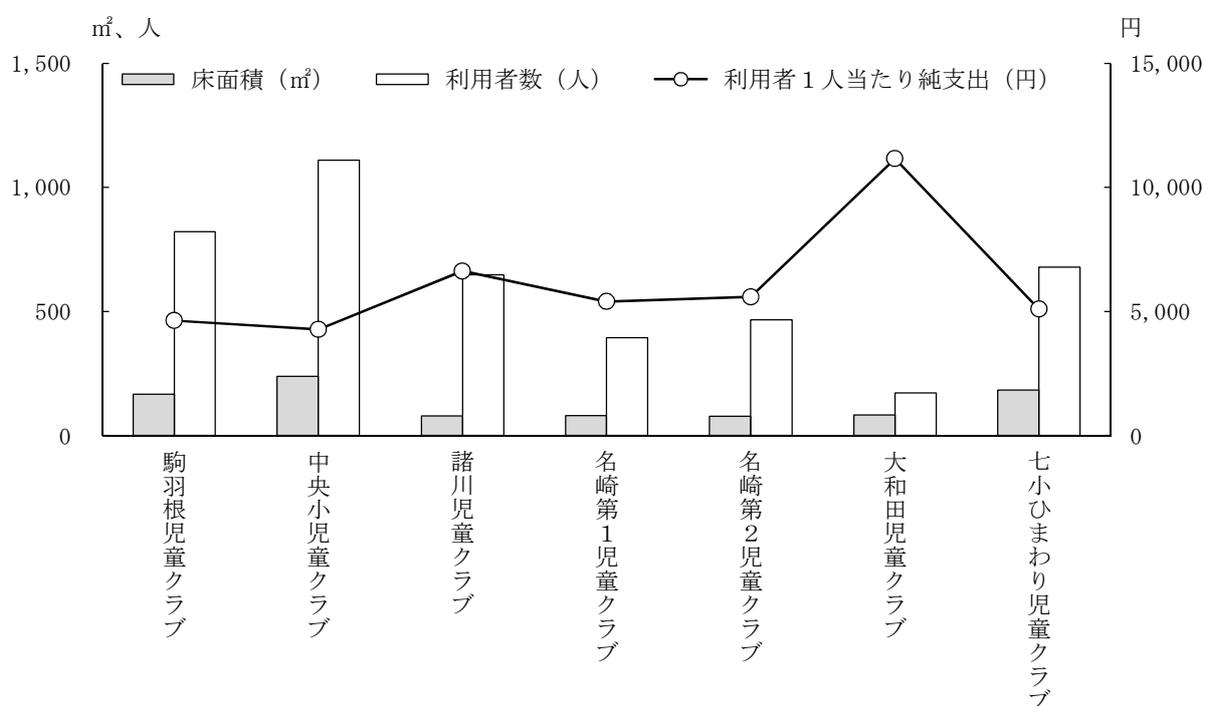


市の保有する児童クラブのなかでは、大和田児童クラブの利用者当たりのコストが高くなっています。これは、大和田小学校区に児童が少ないことと、通所を必要とする児童の比率（一人親又は両親共働等）が低いためと考えられます。通所児童数が少なくても、指導員の配置は最低2名が必要で、交代勤務も含め3名を配置しているため、固定的なコストが発生します。このため、利用者の少ない児童クラブの1人当たりのコストが高くなります。

児童クラブを学校内に設置すべきか、独立して設置すべきかは、学童保育所運営の本質的な課題です。放課後に小学校の余裕教室の一部を児童クラブとして活用する場合には、児童にとっては離れた地点への通所が不要になり安全面で望ましい一方、学校生活との棲み分けが不明確になり、教員の通所児童との関係が整理されない（通所中に発生した事件・事故について、放課後であるから教師に責任はないが、通所者は子どもであるから成人のように割り切った対応が難しいことや、学校生活になじめない子どもが学童保育でもストレスを抱え続けてしまうことなど）という問題もあります。

学童保育所は幼児の保育所と異なり、必要とする施設の制限が少なく、多様なあり方（古民家を改装したり、学習塾や老人ホームと複合化したり）が模索されています。市内の児童クラブの運営全体のなかで、施設のあり方を位置づける必要があります。

図表3-36 児童クラブの延床面積・利用者人数・利用者1人当たり純支出の状況

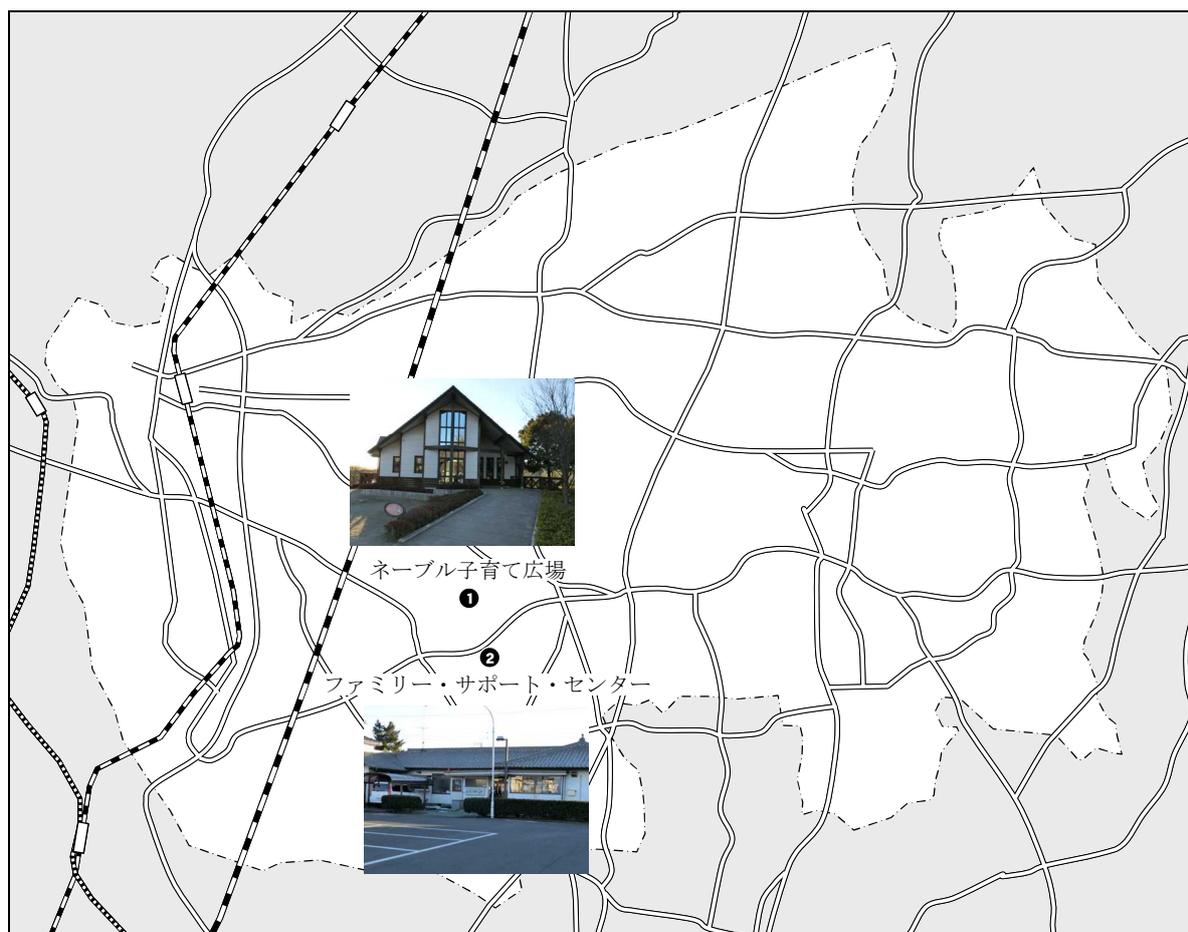


(3) その他の子育て支援施設

保育所と学童保育所（児童クラブ）以外の子育て支援施設としては、幼児の一時預かりを行うファミリー・サポート・センターと、ネーブルパーク内に設置されたネーブル子育て広場がありますが、共に施設間比較に馴染まない単独施設のため、細かい分析は割愛します。

運営に生じている行政コストはそれぞれ、ファミリー・サポート・センターが指定管理料約2,500万円、ネーブル子育て広場が指定管理料約700万円です。

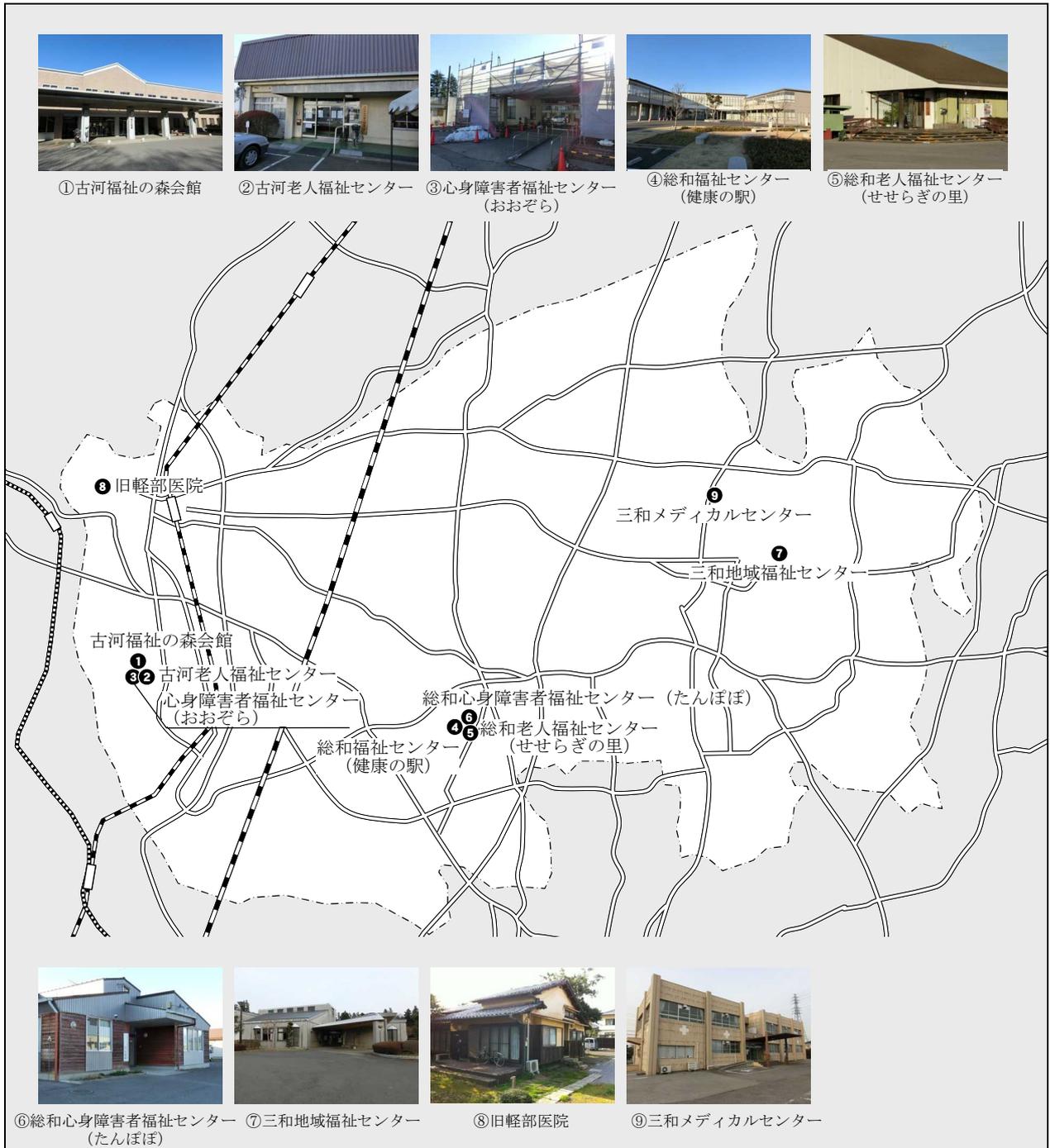
図表3-37 その他の子育て支援施設の立地状況



6 保健・福祉施設

市内の保健・福祉施設は8カ所整備されています。大きくは、①庁舎として機能している大型の保健・福祉施設である古河福祉の森会館と総和福祉センター（健康の駅）のほか、②高齢者福祉関連施設、③障がい者福祉関連施設の3つに区分できます。

図表3-38 保健・福祉施設の立地状況



(1) 古河福祉の森会館・総和福祉センター（健康の駅）

市内の保健・福祉施設のなかで、事実上庁舎として機能している古河福祉の森会館と総和福祉センター（健康の駅）をとり上げます。

両館は、それぞれ3市町合併前に整備された福祉を主眼においた複合施設であり、古河福祉の森会館は、診療所と宿泊（人間ドックなど）及び地域防災機能を備えた複合施設、総和福祉センター（健康の駅）は健康診断施設を備えた複合施設として計画されました。それらが合併後、部署の再編とともに事務所及び窓口機能として整理され（平成19年度）、現在は、古河福祉の森会館が健康推進課、総和福祉センター（健康の駅）が福祉総務課、子ども福祉課、地域包括支援センター、高齢福祉課、生活福祉課、障害福祉課、介護保険課の6課1室の事務所及び窓口として機能しています。

総和福祉センター（健康の駅）に配置された部署の業務が拡大するなか、現状では職員1人当たりの延床面積が偏っています。総和福祉センター（健康の駅）は市のほぼ中央に位置するため、業務拠点としては適当な一方、窓口を訪れる利用者にとっては、交通利便性が悪く課題となっています。

図表3-39 古河福祉の森会館・総和福祉センター（健康の駅）の現状

No.	1	2
施設名	古河福祉の森会館	総和福祉センター（健康の駅）
延床面積	8,970.00 m ²	4,200.16 m ²
配置職員数	56人	131人
収入	1,342千円	513千円
支出	299,004千円	629,361千円
人件費	217,370千円	600,489千円
施設維持費	81,634千円	28,872千円
1 m ² 当たり施設維持費（月額）	758円	573円
職員1人当たり延床面積	160 m ²	32 m ²
職員1人当たり人件費（年額）	3,882千円	4,584千円

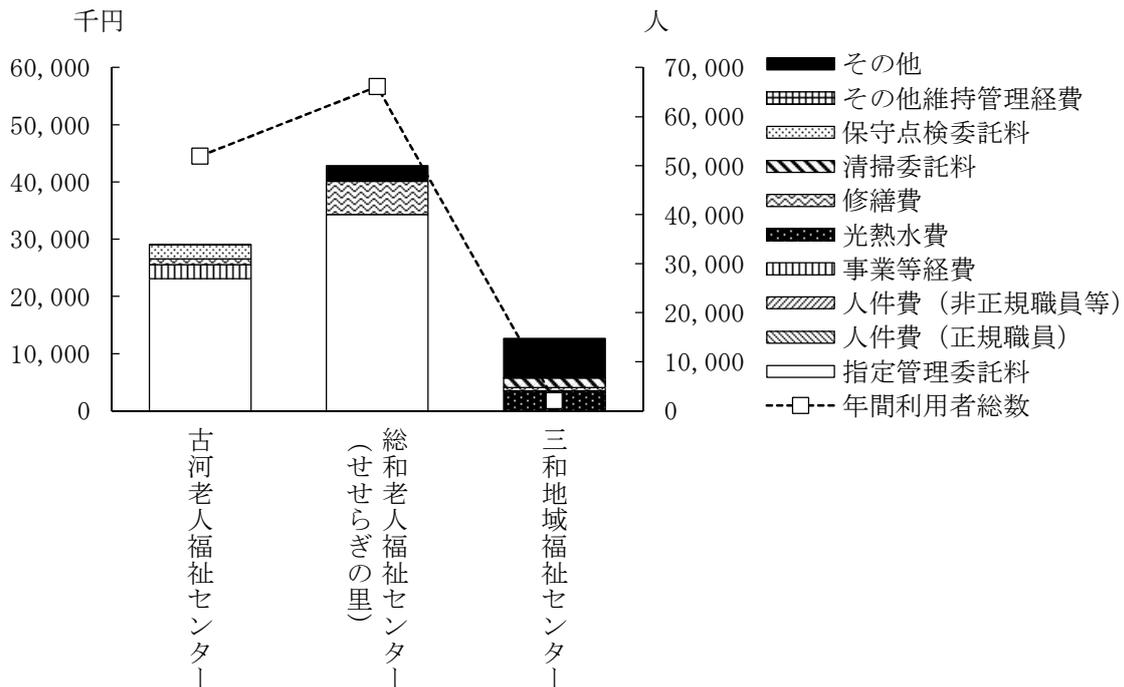
(2) 高齢者福祉施設

市が保有している高齢者福祉関連施設には、一般の高齢者が利用する古河老人福祉センター、総和老人福祉センター（せせらぎの里）と、特定の高齢者等が利用する三和地域福祉センターとがあります。

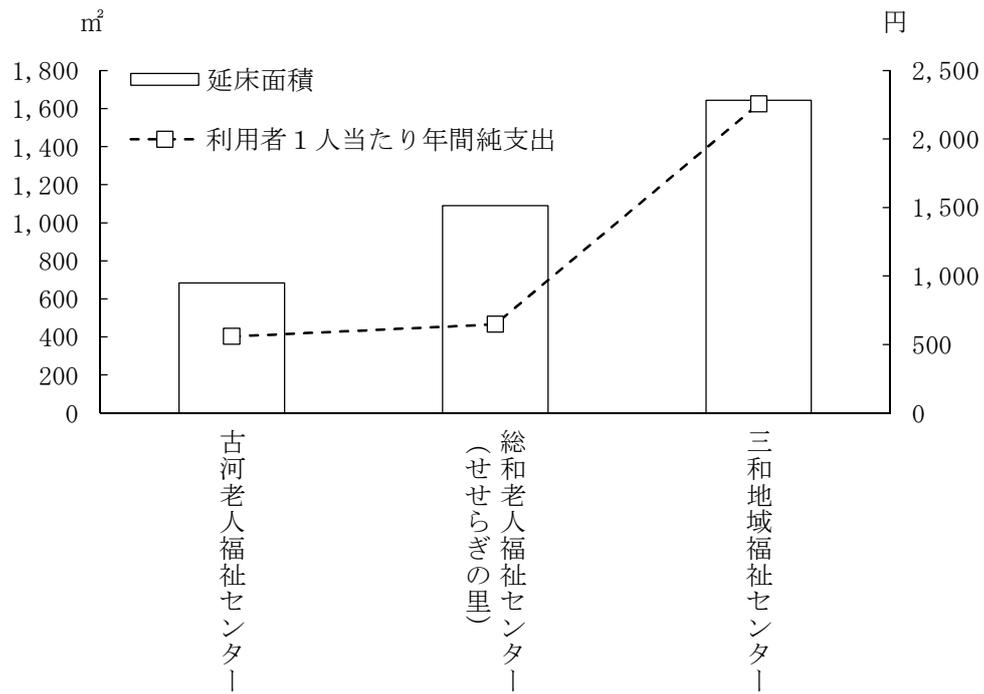
古河地区にある古河老人福祉センターと、総和地区にある総和老人福祉センター（せせらぎの里）は一般の高齢者のための入浴、保養施設で、地域の高齢者が自らの健康維持・回復を図るために利用する施設です。また、三和地区にはそれらに類似した施設として三和農村環境改善センターがあり、三和地区の一般の高齢者の入浴、保養はそこで補完されています。

一方、三和地域福祉センターは、介護が必要な高齢者や障がい者のデイサービスを行うことができる設備と、一般市民が研修などで利用することができる貸室を備えた施設で、利用の目的や利用者層は古河老人福祉センターや総和老人福祉センター（せせらぎの里）とはかなり違います。この三和地域福祉センターでは、現在のデイサービスの実施事業者が事業から撤退するという予定があり、今後の施設利用のあり方について課題となっています。

図表 3-40 高齢者福祉施設の支出及び利用者の状況



図表3-4-1 高齢者福祉施設の延床面積及び純支出の状況



(3) 障がい者福祉施設

古河市には、心身障がい者福祉施設として心身障害者福祉センター（おおぞら）と総和心身障害者福祉センター（たんぼぼ）があります。障がい者の自立支援のための訓練及び就労の場を提供する施設です。古い（1960年築）地元診療所を転用した旧軽部医院はグループホームの施設として活用されています。総和心身障害者福祉センター（たんぼぼ）は指定管理となっています。

市の障がい者福祉施設に係る純行政支出の合計は、年間1,700万円弱で、市民1人当たりで見ると年間116円であり、大きくありません。

図表3-42 障がい者福祉施設の状況

施設名	心身障害者福祉センター（おおぞら）	総和心身障害者福祉センター（たんぼぼ）	旧軽部医院	計
延床面積 [㎡]	777.00	265.58	135.00	1,177.58
定員	60	21	—	81
市の常勤職員数	2	0	0	2
使用料収入	0	0	0	0
事業収入	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
市の収入計	0	0	0	0
指定管理委託料	0	2,094	0	2,094
人件費（正規職員）	12,154	0	0	12,154
人件費（非正規職員等）	0	0	0	0
事業等経費	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
清掃委託料	0	0	0	0
保守点検委託料	542	0	0	542
その他維持管理経費	1,965	0	0	1,965
その他	0	0	0	0
市の支出計	14,661	2,094	0	16,755
市の純支出	14,661	2,094	0	16,755

指定管理料収入	0	2,094	0	2,094
事業収入	0	11,622	0	11,622
その他収入	0	11	0	11
指定管理者収入計	0	13,727	0	13,727
人件費	0	12,178	0	12,178
事業費	0	1,238	0	1,238
業務委託費	0	288	0	288
研修費	0	31	0	31
本人支給金	0	854	0	854
指定管理者支出計	0	14,589	0	14,589
指定管理者利益	0	862	0	862

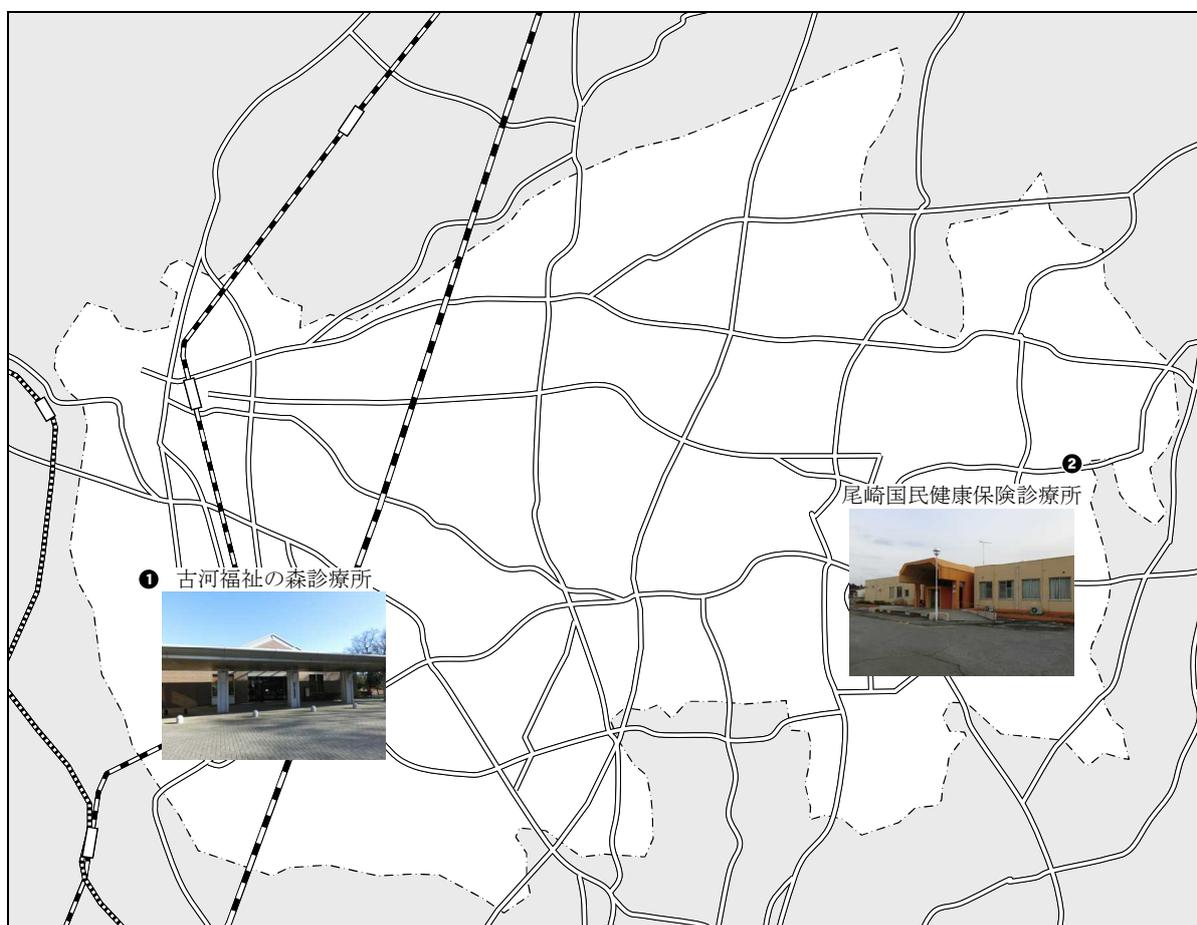
(注) 人口1人当たりの障がい者福祉施設の支出 [円/人年]: 116、指定管理者を含む人件費の合計 [千円]: 24,332、指定管理者を含む人件費以外の収支 [千円]: 6,716 (訓練等給付金から事業収入が捻出されるため、人件費を除けば収支はプラスになっている。)

7 医療施設

市が保有する医療施設としては、古河地区南部の古河福祉の森会館に併設された診療所と、三和地区にある尾崎国民健康保険診療所があります。三和地区の三和メディカルセンターは閉鎖中です。

医療施設の運営については、収入約2.8億円、支出約2.7億円となっており、医療保険の収支なども関係しているため、純粹に施設のみに帰属する収支を把握することは容易ではありません。また、医療機関の運営は、民間の地域医療との関係から総合的に位置付けを考える必要があります。

図表3-43 医療施設の立地状況



8 行政系施設（庁舎）

現在、行政施設（庁舎）として利用されている施設は、総和庁舎、古河庁舎、三和庁舎、区画整理事務所の4施設があります。このうち、区画整理事務所は、古河駅東部土地区画整理事業の実施に伴い暫定的に設置されているものです。

図表3-44 行政系施設（庁舎）の立地状況



ここでは、区画整理事務所を除く、3庁舎（総和庁舎、古河庁舎、三和庁舎）について、面積・築年・職員数などを比較しました。本市では合併後の庁舎運用の方法として分庁舎方式を採用しており、3つの庁舎に行政や議会の機能が分散配置されています。このうち、行政の本部機能は総和庁舎に配置されています。

総和庁舎、古河庁舎、三和庁舎の延床面積の比率は、8：11：10と大きさはほぼ均衡していますが、職員は4割以上が総和庁舎で業務を行っています。職員当たりの延床面積をみると、三和庁舎は総和庁舎の3倍以上あり、均衡が取れていません。築年は総和庁舎が圧倒的に古く、耐震性も確保されていません。職員当たりの施設運営費はほぼ均衡しており、運営費は人員数に連動しています。光熱水費や管理費は、稼働に応じて生じているためとみられます。

福祉部門の事務所を福祉施設内に配置しているとおり、庁舎の全体で規模に余裕があるわけではありません。立地が重要な部署は、どの庁舎（または庁舎以外の施設）にあってもよいわけでもありません。市民が利用する窓口機能については、交通利便性にも配慮する必要があります。

各庁舎の部署配置と、総和庁舎の老朽化対策が今後の課題です。

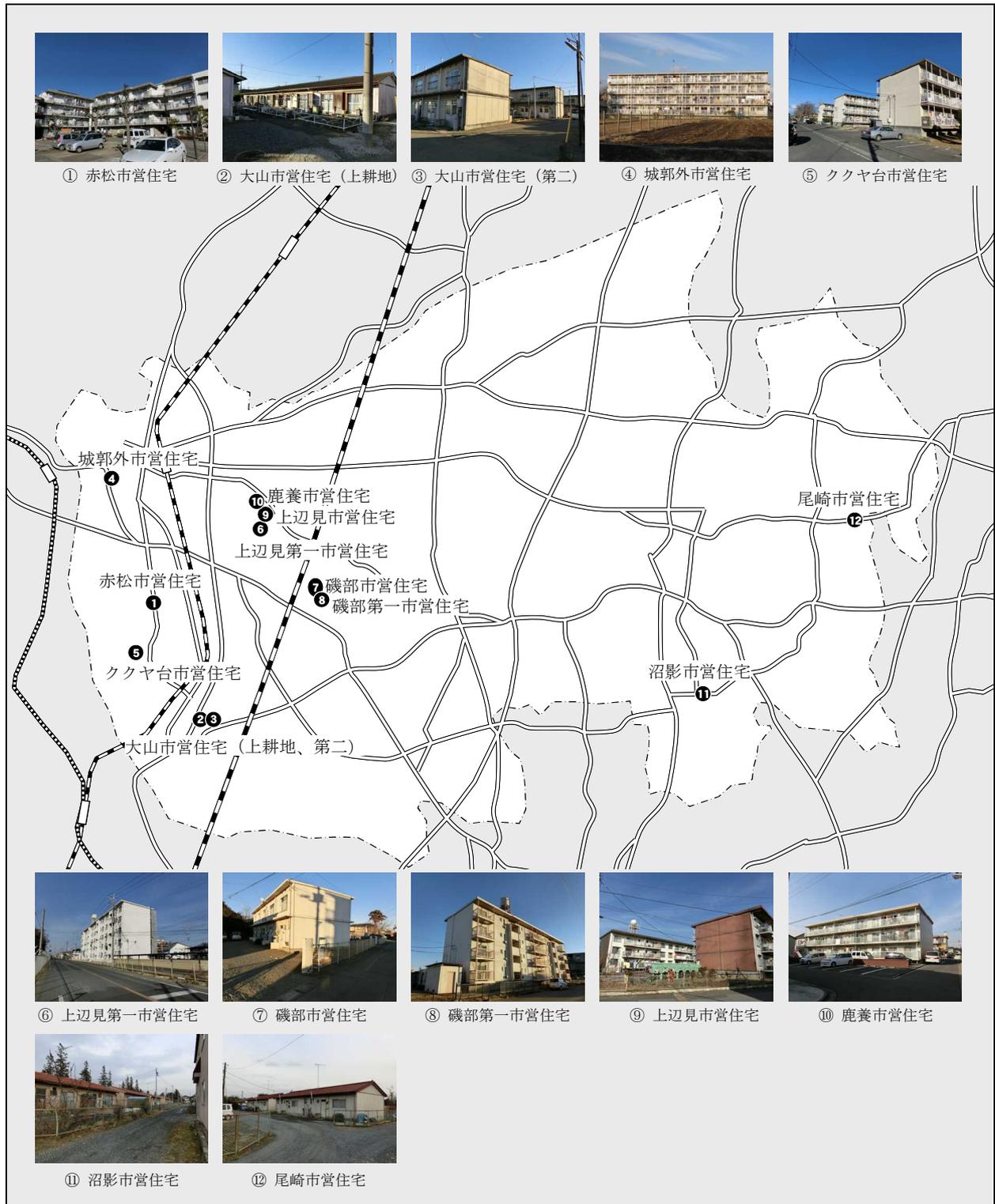
図表3-45 庁舎の状況

庁舎名	総和庁舎	古河庁舎	三和庁舎	合計
敷地面積	16,005.25 m ²	19,835.02 m ²	13,635.65 m ²	49,475.92 m ²
延床面積	8,440.05 m ²	10,639.63 m ²	10,332.52 m ²	29,412.20 m ²
築年数	42年	26年	9年	—
使用容積率	52.7%	53.6%	75.8%	—
勤務者数	327人	227人	132人	686人
年間施設運営費	110,357千円	115,400千円	51,319千円	277,076千円
職員1人当たり延床面積	25.81 m ² /人	46.87 m ² /人	78.28 m ² /人	42.87 m ² /人
職員1人当たり運営費(月額)	28,124円/人	42,364円/人	32,398円/人	33,658円/人
1 m ² 当たり運営費(月額)	1,090円/m ²	904円/m ²	414円/m ²	785円/m ²

9 市営住宅

古河市の市営住宅は12カ所、計334戸ありますが、大型の住宅団地はなく、いずれも一般的な共同住宅の敷地の規模と同等です。敷地に対する延床面積が小さく低密度の共同住宅ですが、赤松と鹿養以外は築年が古く、老朽化が進行しています。入居者も高齢化しており、入居者の3分の1が高齢者です。

図表3-46 市営住宅の立地状況



図表3-47 市営住宅の状況

名称	地区	所在	地積 (㎡)	建物延床面積 (㎡)	実容積率	築年
赤松市営住宅	古河地区	新久田 220-3	2,537.46	1,963.60	77.4%	1995
大山市営住宅(上耕地)	古河地区	大山 1555	5,079.07	875.00	17.2%	1965
大山市営住宅(第二)	古河地区	大山 1554	1,966.14	650.70	33.1%	1971
城郭外市営住宅	古河地区	桜町 9-1	2,972.00	1,665.11	56.0%	1973
ククヤ台市営住宅	古河地区	三和 176-3	5,649.98	1,498.66	26.5%	1977
上辺見第一市営住宅	総和地区	上辺見 2539	1,506.92	1,801.60	119.6%	1972
磯部市営住宅	総和地区	磯部 1-1	1,026.00	496.00	48.3%	1973
磯部第一市営住宅	総和地区	磯部 16-1	990.00	1,033.00	104.3%	1977
上辺見市営住宅	総和地区	上辺見 2500	3,208.95	2,255.43	70.3%	1982
鹿養市営住宅	総和地区	上辺見 2386	2,645.30	2,462.04	93.1%	1993
沼影市営住宅	三和地区	東山田 1808-3	1,766.56	511.70	29.0%	1978
尾崎市営住宅	三和地区	尾崎 4037-1	3,165.00	541.00	17.1%	1979

市営住宅の収入のほとんどは家賃収入ですが、現在のところ市営住宅の多くは、収支は黒字になっています。黒字の市営住宅のうち、赤松市営住宅とククヤ台市営住宅では年間600万円程の財源を得ています。その意味で、市営住宅は現状を維持する限り、市の財政上の負担はありません。問題は、今後大規模修繕等を行う十分な財源を確保できていない点です。住宅の耐震化やバリアフリー化などを行うのに十分な家賃収入を得ているとは言えません。また、建物を維持するために相応の修繕（防水や外壁塗装など）を要しますが、これらを賄うにも十分な収入を得ているとは言えません。

赤松市営住宅とククヤ台市営住宅は核家族用の間取りで、必要な設備投資も行っており、市内の民間の賃貸住宅と比較してやや低い程度の家賃設定ですが（2万1,700円～5万3,400円/戸、年平均で見ると空室もあるのでやや低め）、大山市営住宅は木造平屋住宅で、家賃も月額1万円以下となっています。市営住宅の平均入居人数は、戸当たり1.5～2.5人ですが、各家族向けの中間所得層の多い住宅と、高齢の単身者又は夫婦の多い住宅に二分化しています。

赤松とククヤ台の市営住宅を除くと、家賃水準は坪9,000円程度であり、民間の賃貸住宅ならば投資に見合わない水準です。市営住宅は、低額所得者、高齢者、子育て世帯等に住宅を提供するという福祉目的の公共施設として位置づけられるものでもあり、民間の賃貸住宅と単純に比較することはできませんが、入居者の高齢化と民間の賃貸住宅の空き家増加の実状などを踏まえ、今後の所有・運営のあり方を再検討する必要があります。

なお、市内の県営住宅は396戸で、市営住宅と合わせて730戸です。

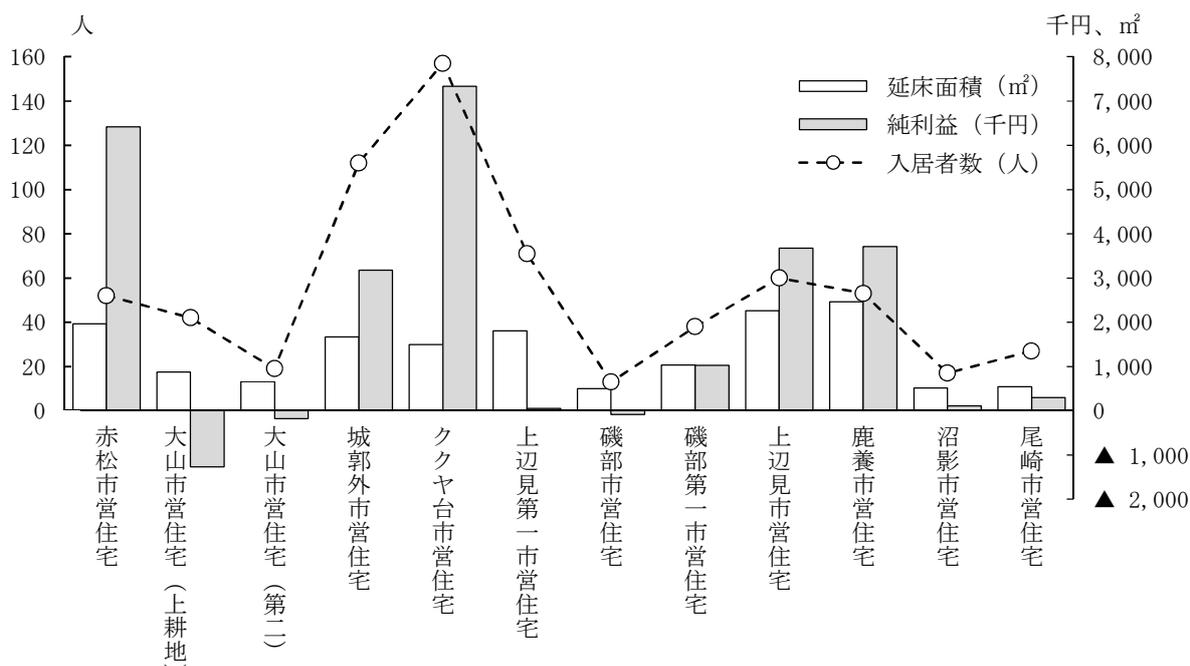
市営住宅は古河市の「住生活基本計画（平成22年3月）」のなかで、「赤松市営住宅の建替え（59戸）を見直し、尾崎・沼影住宅については、市街化調整区域に立地していることから周辺適地での建替えとし、その供給にあたっては、借上げ公営住宅制度など民間住宅の活用も含め検討していく」としています。「耐用年数に達するまでについては現状維持を前提とする。」としながらも、「市営住宅再配置のなかで、本市の合併や大手企業の進出による環境変化を踏まえた市営住宅の再編計画の検討を行う」としています。過去にも、下山・鴻巣市営住宅を廃止し赤松市営住宅に移転・統廃合した例（平成4年）があります。

合併後の古河市の市営住宅は立地の均衡に欠ける面があり、尾崎地区の古河名崎工業団地への企業進出など、市営住宅を需要する環境が大きく変わっています。「市営住宅整備計画」として、

今後は必要供給量を調整しつつ、効率的な建替え・改修・用途廃止を行っていくことが重要です。修繕等により可能な限り既存ストックの活用を図っていく必要がありますが、機能面でも老朽化が進んだ住宅は用途廃止し、借上げ公営住宅制度等の活用も含めて検討する必要があります。

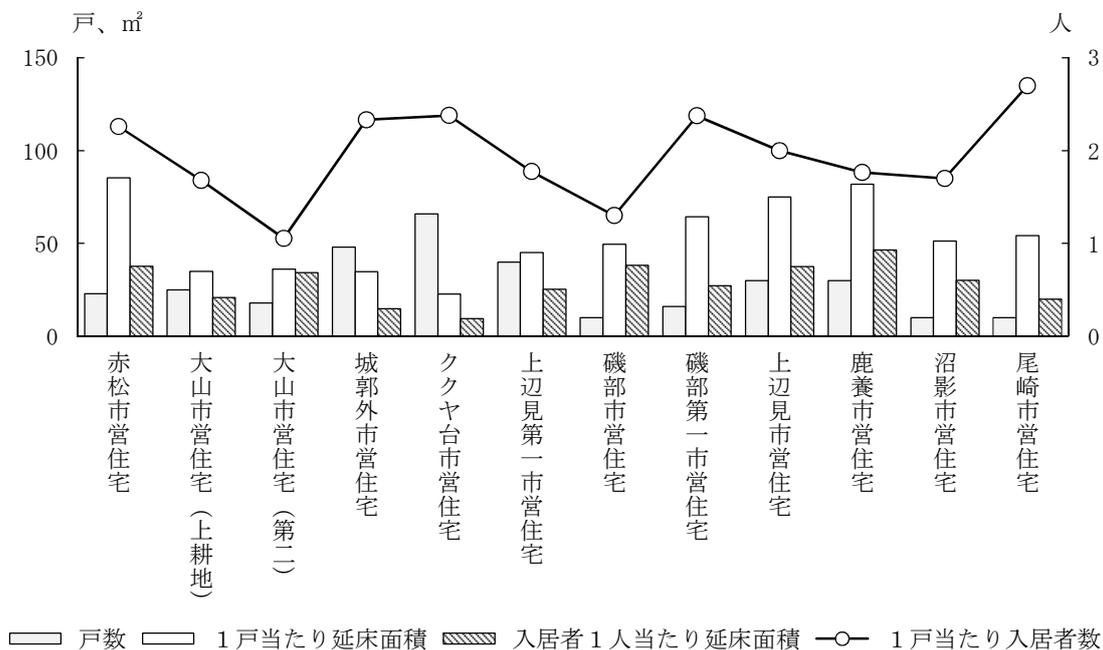
仮に用途を廃止する場合、問題となるのがその跡地利用です。将来の公共施設の用地として保留するのか、公園など地域の公益目的の施設に転用を図るのか、民間に土地を売却し財源確保に努めるのか、市民の幅広い意見を聞きながら土地活用を考える必要があります。

図表 3-48 市営住宅の延床面積・純利益・入居者数の状況



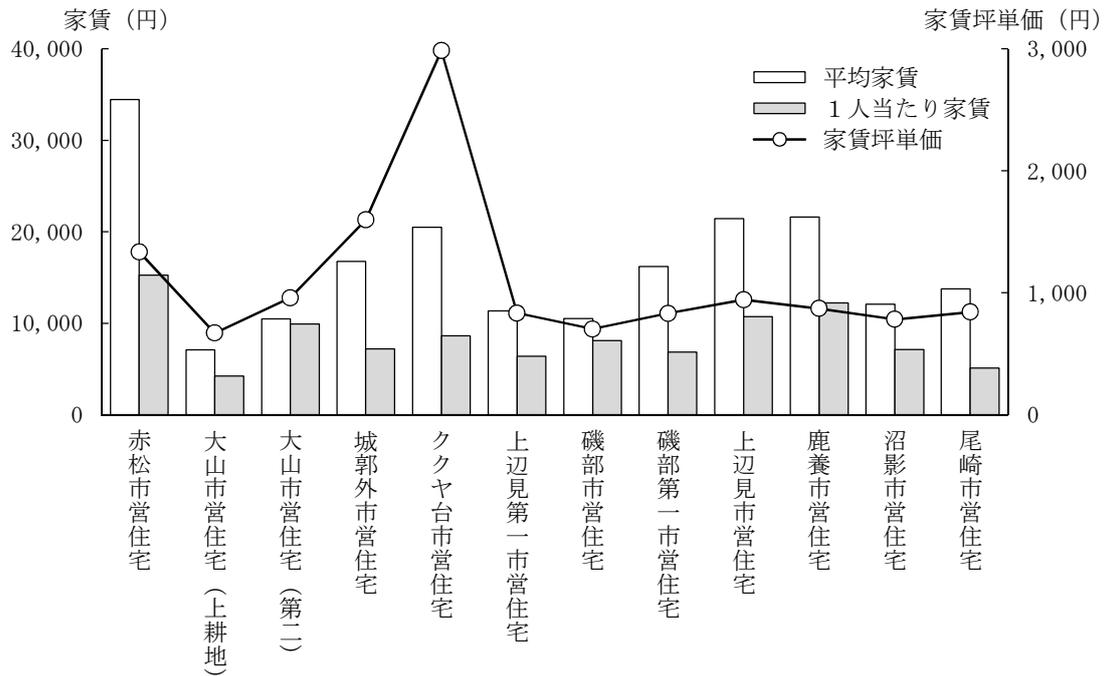
(注)入居者数は平成 24 年 3 月現在

図表 3-49 市営住宅の戸数及び 1 戸当たりの延床面積・入居者数の状況



(注)入居者数は平成 24 年 3 月現在

図表3-50 市営住宅の家賃の状況



(注) 入居者数は平成24年3月現在

10 公園

市内には、旧3市町に1カ所ずつ大型の都市公園が整備されています。古河総合公園（古河地区）、ネーブルパーク（総和地区）、三和ふるさとの森（三和地区）です。

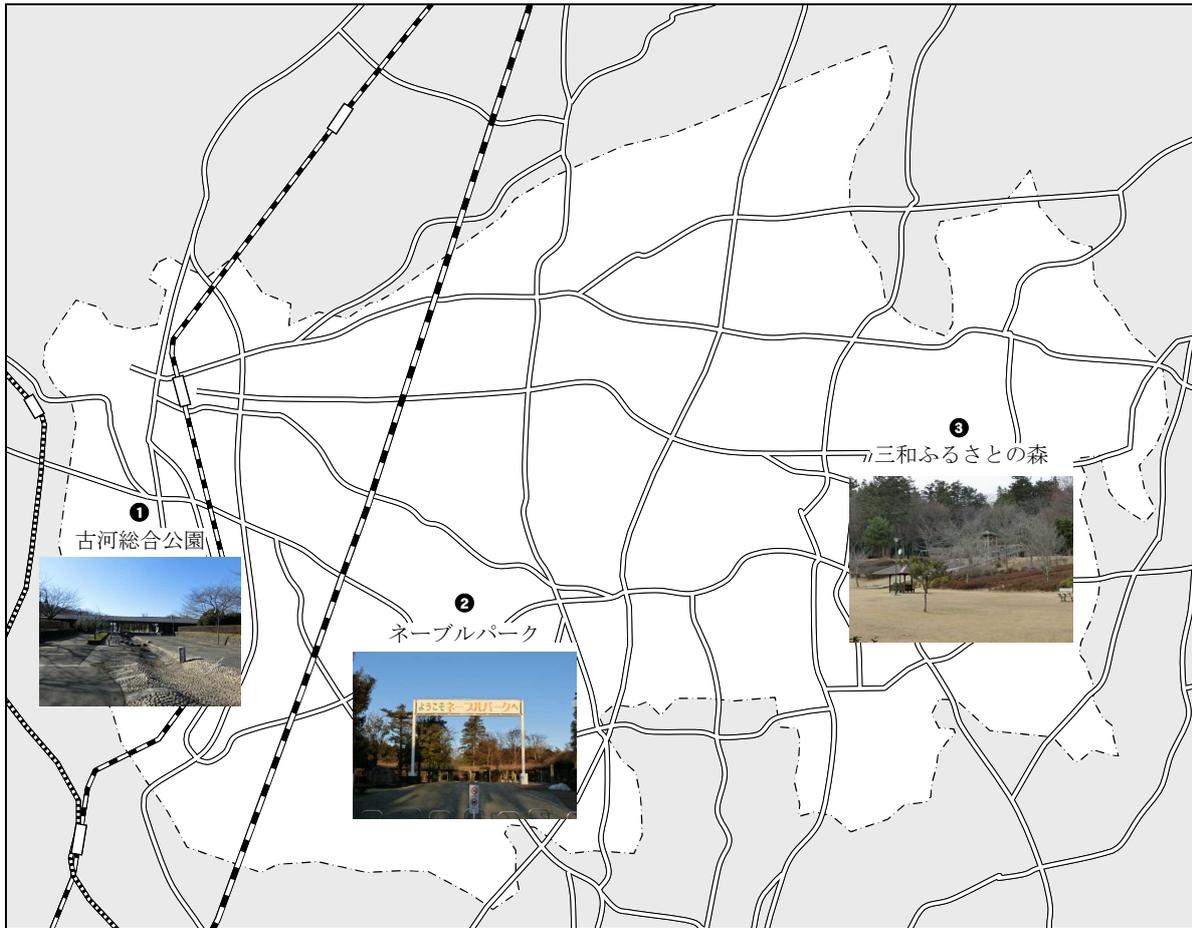
総和地区にあるネーブルパークは、1㎡当たりの運営コストも大きくなっています。直営で管理している三和ふるさとの森の管理コストが低くなっていますが、他の公園との共通管理によるコスト配分による数値（人件費が含まれない）であり、単純比較はできません。

3大公園を維持する行政コストの合計は、約1.6億円となっています。市民1人当たり年間1,091円です。

図表3-51 公園の状況

公園名	古河総合公園	ネーブルパーク	三和ふるさとの森
地区	古河	総和	三和
管理形態	指定管理	指定管理	市の直接管理
所有地面積	195,019 ㎡	23,907 ㎡	6,538 ㎡
借地面積	39,528 ㎡	148,200 ㎡	41,481 ㎡
土地面積	234,547 ㎡	172,107 ㎡	48,019 ㎡
市の収入	0 千円	0 千円	215 千円
市の支出	42,559 千円	111,988 千円	2,911 千円
市の純支出	42,559 千円	111,988 千円	2,696 千円
面積当たり運営コスト	181.5 円/㎡年	650.7 円/㎡年	56.1 円/㎡年
人口1人当たり純支出	295 円/人	777 円/人	19 円/人
指定管理先収支			
指定管理料収入	42,559 千円	111,988 千円	
利用料金	2,631 千円	102,313 千円	
その他収入	2,419 千円	2,584 千円	
収入計	47,609 千円	216,885 千円	
人件費	16,890 千円	93,520 千円	
管理費	8,453 千円	40,573 千円	
委託費	21,053 千円	44,448 千円	
事業費	0 千円	0 千円	
その他	476 千円	37,348 千円	
支出計	46,872 千円	215,889 千円	
管理委託先利益	737 千円	996 千円	

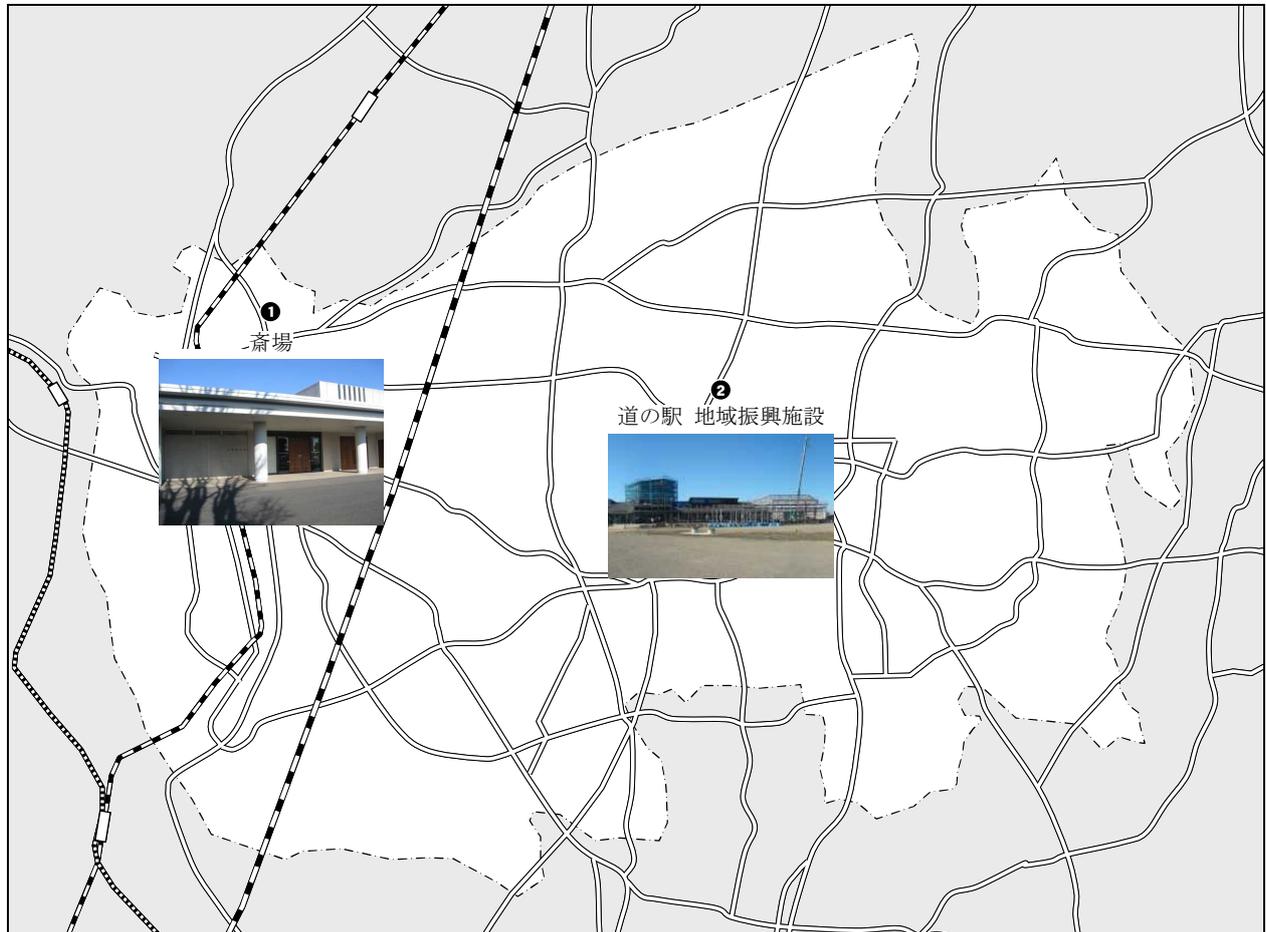
図表3-52 公園の立地状況



1.1 その他の施設

前記の分類以外の施設として、市内には斎場（火葬場）、道の駅 地域振興施設があります。

図表 3-53 その他の施設の立地状況



斎場は、昭和 48 年建設の建物で相応に古くなっています。現状では、古河地区の火葬に対応する規模しかなく、今後必要性が増大し、容量不足となる可能性がある施設です。年間の火葬数は 917 件で、1 件当たりの指標は次頁図表のとおりです。

道の駅 地域振興施設は、現在、大和田地区に建設が進められている施設です。道の駅は、道路利用者のための休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設で、平成 24 年 9 月現在、全国に 996 駅が整備されています。茨城県内には 9 駅が整備されています。古河市内にはこれまで道の駅は立地していませんでしたが、市内に道の駅が整備されることにより、道路利用者の利便性が向上するだけでなく、観光客等の交流人口の増大を見込めるなど、古河市の地域振興面での効果も期待されています。平成 25 年のオープンが予定されており、道の駅の名称は市民募集により「まくらがの里こが」に決定しています。

図表3-54 斎場の運営支出（利用件数917件）

区分		金額	1件当たり金額
市の収支	使用料収入	22,876千円/年	24,947円/回
	指定管理委託料	27,043千円/年	29,491円/回
	修繕費	5,459千円/年	5,953円/回
	その他	3,882千円/年	4,233円/回
純支出		13,508千円/年	14,730円/回
指定管理先収支	指定管理料収入	27,043千円/年	29,491円/回
	自主財源	40,230千円/年	43,871円/回
	その他収入	159千円/年	173円/回
	収入計	67,432千円/年	73,535円/回
	人件費	20,136千円/年	21,959円/回
	管理費	11,817千円/年	12,887円/回
	委託費	3,761千円/年	4,102円/回
	事業費	29,826千円/年	32,525円/回
	その他	34千円/年	37円/回
	支出計	65,574千円/年	71,510円/回
純収入		1,858千円/年	2,026円/回

